

## 補註

## 【補註1】Videha (ヴィデーハ国)

[0] 「ヴィデーハ」(P. Skt. Videha)は種族の名である。ヴィデーハ人は古くはミティラーを首都として王国を構成していた。ミティラーは伝統的に西のガンダキ川、東のコシ川、南のガンガー川、北のマハーバーラト山脈を境界としていた。後に地方名となり、グプタ期以降のティーラプクティ(イギリス領時代のティルフト)とほぼ重なる<sup>(1)</sup>。

ヴィデーハ族は釈尊の時代にはヴェーサーリーを首都とするリッチャヴィ(Licchavi)と並んで、ヴァッジ(Vajji)連合国を構成した八種族の一になっていたとされる<sup>(2)</sup>。また一方ではマガダ国王がヴィデーハ族と姻戚関係にあったという説も唱えられ、釈尊時代のヴィデーハ族がどのような状態であったかについては諸説があるようである<sup>(3)</sup>。

(1) 『南アジアを知る事典』平凡社 1992年、「ミティラー」の項参照。

(2) T. W. リス・デヴィッツ著、中村了昭訳『仏教時代のインド』大東出版社 1984年 pp.18,19; Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names* の 'Vajji' および 'Videha' の項参照。

(3) マガダの阿闍世王はVedehiputta(ヴィデーハ族の女の息子)といわれるため、ピンピサーラは妃をヴィデーハ族から迎えたと考えられる。

また、コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』岩波書店 1966年 p.192には「ミティラーは都市の名であり、伝承上の十六国のうち一国の名でもあったが、その部族は滅んでいた。その最後の王はイクシュヴァーク〔伝説上の王〕の直系の子孫と称したスミトラであったが、ブッダの生まれたころに死んでいる。コーサラがミティラーを併合する前にヴィデーハを併合したのか、あるいはコーサラが両国を征服した後ミティラーがヴィデーハに結びつけられたのかかわからないが、前六世紀ごろにはミティラーとヴィデーハの人民は独立した存在ではなかった。さらに、マガダは、その東にあってガンジス川の両側に領土をもったアンガ族を吸収し、その都のチャンパー(今日のパーガルプル)は取るに足らぬ村となり、マガダのピンピサーラ王は、供養をおこなったバラモンの祭司にこれを施与した。ふつうの部族よりも重要なのは商人であって、一般にサタヴァーハ(隊商)とかヴァイデーヒカとよばれた。後者は「ヴィデーハ族」の人を意味する。全商人がもはや一部族や一国に属することはなくなり、ヴィデーハ族は滅んだけれども、ヴァイデーヒカという造語法によって、この職業の起源が特定の部族のギルドと結びついていたことが明らかである」とある。

[1] ヴィデーハとミティラーの漢訳名には以下のものがある。

[1-1] A資料ではヴィデーハの漢訳名として以下のものがある。

鞞陀提：中阿含 067「大天捺林經」(大正 01 p.511 下)我聞如是。一時佛遊

鞞陀提國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天捺林中。

鞞陀提：中阿含 161「梵摩經」(大正 01 p.685 上)我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

鞞提訶國：雜阿含經(大正 02 p.027 下)一時佛住王舍城。時有尊者。名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌絺羅城菴羅園中。

尾提呬城：大堅固婆羅門緣起經(大正 01 p.210 下)蘇尾囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提呬城。

鞞提施：阿那邠邸化七子經(大正 02 p.862 下)捨此鞞提施人。捨此迦尸人。

猶如此閻浮提十六大國男女大小。

數：長阿含 003「典尊經」(大正 01 p.033 上)：數彌薩羅城。

[1-2] B資料ではヴィデーハの漢訳名に以下のものがある。

鞞提呵：大寶積經(大正 11 p.432 上)鞞提呵國人大獲善利是尼彌王。解了諸法如法爲王。

鞞提訶：大集經(大正 13 p.371 中)六者嚙宿主鞞提訶國。七者參宿主於利利

鞞提醯：根本有部律雜事(大正 24 p.334 上など)乃往過去有鞞提醯國。

(p.339 下)大藥答曰。我從鞞提醯城來。

毘提訶：方廣大莊嚴經(大正 03 p.542 上)或有天言。摩伽陀國毘提訶王。

毘提訶：佛所行讚(大正 04 p.017 上)毘提訶富利 有二婆羅門 一名爲大壽 二名曰梵壽

毘提訶：根本有部律藥事(大正 24 p.070 下)乃往古昔。時毘提訶國。有五百群臣。

毘提呵：優婆塞戒經(大正 24 p.1063 上)善男子。毘提呵國有七寶藏名半陸迦。

毘提：根本有部律藥事(大正 24 p.071 上)生毘提國大夫入腹。而處其胎。十月滿已誕生一女。

毘提：阿育王經(大正 50 p.142 下)便往毘提國於彼出家。

毘提耶：仏本行集經(大正 03 p.919 中)取五百枚波利沙般。私往至於毘提耶國。

毘提醯：雜寶藏經(大正 04 p.454 上)尋生毘提醯王家作女。自知宿命。年既長大。

毘提醯：正法念處經(大正 17 p.400 中)名他鶩伽國。名毘提醯國。廣百由旬。安輸國。

毘提羅：摩訶摩耶經(大正 12 p.1014 中)毘提羅國離車民衆。及摩竭王阿闍世等

尾提訶：根本有部律藥事(大正 24 p.070 中など)乃往古昔。於婆羅痲斯。有梵德王。正紹王位。去此不遠。有尾提訶國起遊。

補註

比提醯：雜寶藏經（大正 04 p.456 上）二是比提醯國王。比提醯王。有大香象。  
比提醯：雜寶藏經（大正 04 p.487 中）亦復曾於迦尸國比提醯國二國中間。有大曠野。

比提希：雜寶藏經（大正 04 p.486 中）佛言。昔迦尸國王。名曰滿面。比提希國。

勝身：根本有部律藥事（大正 24 p.030 中）於勝身城。人間遊行。至彌替羅。

[1-3] A 資料のミティラーの漢訳名は以下のものである。

彌薩羅：長阿含 003「典尊經」（大正 01 p.033 上）：數彌薩羅城。

彌薩羅：中阿含 067「大天椽林經」（大正 01 p.511 下）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天椽林中。

彌薩羅：中阿含 161「梵摩經」（大正 01 p.685 上）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

彌絺羅：雜阿含 099（大正 02 p.027 中）名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌絺羅城菴羅園中。

彌絺羅：雜阿含 1178（大正 02 p.317 中）一時佛住彌絺羅國菴羅園中。時有婆四吒婆羅門尼。

彌絺羅：別訳雜阿含 001（大正 02 p.374 上）一時佛在彌絺羅國菴婆羅園。爾時尊者善生初始出家。

彌絺羅：別訳雜阿含 092（大正 02 p.405 中）一時佛在彌絺羅國菴婆羅園。爾時婆私吒婆羅門女。新喪第六子。

彌體羅：大堅固婆羅門緣起經（大正 01 p.210 下）蘇尾囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提呬城。

彌夷：梵摩渝經（大正 01 p.883 中）時有逝心。名梵摩渝。彌夷國人也。

蜜嚩羅：增一阿含 050-004（大正 02 p.806 下）一時婆伽婆在摩竭國蜜嚩羅城東大天園中止。

[1-4] B 資料のミティラーの漢訳名には以下のものがある。

彌緹羅：彌勒下生成佛經（大正 14 p.424 上）伊勒鉢大藏。在乾陀羅國。般軸迦大藏。在彌緹羅國。

彌緹羅：彌勒大成佛經（大正 14 p.430 上）在彌緹羅國。寶伽羅大藏。在須羅吒國。穰佉大藏。

彌絺羅：婆沙論（大正 27 p.429 中）曾聞佛住彌絺羅邑大自在天菴羅林內。有梵志婦名婆斯攢。

彌絺羅：阿毘曇毘婆沙論（大正 28 p.322 下）曾聞佛住彌絺羅國摩訶提婆菴羅林中。時有婆羅門婦。名婆肆吒。

彌絺羅：寶頭盧突羅闍爲優陀延王說法經（大正 32 p.785 下）彌絺羅檀特伽王種。是等人王。皆爲欲故。

彌體羅：衆許摩訶帝經（大正 03 p.934 下）都彌體羅城。於最後王復生一王。名大天王。

彌夷羅：十二遊經（大正 04 p.147 上）時目連爲彌夷羅國中作承相將軍。

彌地羅：根本有部律藥事（大正 24 p.058 中）乃往往昔。彌地羅國。有轉輸王名爲大天。

彌替羅：根本有部律藥事（大正 24 p.030 中）我今欲往彌替羅聚落。阿難陀白言。唯然。我願隨從。爾時世尊。

弭癡羅：佛母大孔雀明王經（大正 19 p.422 下）常乘御於人。住弭癡羅國。

弭癡羅：大孔雀呪王經（大正 19 p.464 中）住弭癡羅國。多有諸人衆。來從乞實語。

無夷：六度集經（大正 03 p.048 中）聞如是。一時衆祐在無夷國。坐于樹下。

[2] 漢訳はヴィデーハとミティラーにどのような「国」「都」などの属性を付すか。

[2-1] ヴィデーハを「国」とするA資料

中阿含 067「大天椽林經」（大正 01 p.511 下）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天椽林中。

中阿含 161「梵摩經」（大正 01 p.685 上）我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

雜阿含 099（大正 02 p.027 中）：一時佛住王舍城。時有尊者。名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌絺羅城菴羅園中。

[2-2] ヴィデーハを「城」とするA資料

大堅固婆羅門緣起經（大正 01 p.210 下）：蘇尾囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提呬城。

[2-3] ヴィデーハに属性を付さないA資料

阿那邠邸化七子經（大正 02 p.862 下）：捨此鞞提施人。捨此迦尸人。猶如此閻浮提十六大國男女大小。

長阿含 003「典尊經」（大正 01 p.033 上）：數彌薩羅城。西陀路樓城。

[2-4] ヴィデーハを「国」とするB資料

大寶積經（大正 11 p.432 上）：鞞提訶國人大獲善利是尼彌王。解了諸法如法爲王。

大集經（大正 13 p.371 中）：六者嘴宿主鞞提訶國。七者參宿主於利利根本有部律雜事（大正 24 p.334 上など）：乃往過去有鞞提醯國。（p.339 下）大藥答曰。我從鞞提醯城來。

根本有部律藥事（大正 24 p.070 下）：乃往往昔。時毘提訶國。有五百群臣。

優婆塞戒經（大正 24 p.1063 上）：善男子。毘提訶國有七寶藏名半陸迦。

根本有部律藥事（大正 24 p.071 上）：生毘提國大夫人腹。而處其胎。十月

滿已誕生一女。

阿育王經（大正 50 p.142 下）：便往毘提国於彼出家。

仏本行集經（大正 03 p.919 中）：取五百枚波利沙般。私往至於毘提耶国。

正法念處經（大正 17 p.400 中）：名他鶩伽国。名毘提醯国。廣百由旬。安輸国。

摩訶摩耶經（大正 12 p.1014 中）：毘提羅国離車民衆。及摩竭王阿闍世等

根本有部律藥事（大正 24 p.070 中など）：乃往古昔。於婆羅痾斯。有梵德王。正紹王位。去此不遠。有尾提訶國起逆。

雜寶藏經（大正 04 p.456 上）：二是比提醯國王。比提醯王。有大香象。

雜寶藏經（大正 04 p.486 中）：佛言。昔迦尸国王。名曰滿面。比提希国。

雜寶藏經（大正 04 p.487 中）：亦復曾於迦尸國比提醯國二國中間。有大曠野。

[2-5] ヴィデーハのその他のB資料

方廣大莊嚴經（大正 03 p.542 上）：或有天言。摩伽陀国毘提訶王。

佛所行讚（大正 04 p.017 上）：毘提訶富利 有二婆羅門 一名爲大壽 二名曰梵壽

雜寶藏經（大正 04 p.454 上）：尋生毘提醯王家作女。自知宿命。年既長大。

[2-6] ミティラーを「国」とするA資料

大堅固婆羅門縁起經（大正 01 p.210 下）：蘇尼囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提呬城。

梵摩渝經（大正 01 p.883 中）：時有逝心。名梵摩渝。彌夷國人也。

雜阿含 1178（大正 02 p.317 中）：一時佛住彌締羅國菴婆羅園中。時有婆四吒婆羅門尼。

別訳雜阿含 001（大正 02 p.374 上）：一時佛在彌締羅國菴婆羅園。爾時尊者善生初始出家。

別訳雜阿含 092（大正 02 p.405 中）：一時佛在彌締羅國菴婆羅園。爾時婆私吒婆羅門女。新喪第六子。

[2-7] ミティラーを「城」とするA資料

雜阿含 099（大正 02 p.027 中）：名曰淨天。在鞞提訶國。人間遊行。至彌締羅城菴婆羅園中。

增一阿含 050-004（大正 02 p.806 下）：一時婆伽婆在摩竭國蜜嚕羅城東大天園中止。

[2-8] ミティラーに属性を付さないA資料

中阿含 067「大天捺林經」（大正 01 p.511 下）：我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。往至彌薩羅。住大天捺林中。

中阿含 161「梵摩經」（大正 01 p.685 上）：我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。

與大比丘衆俱。爾時彌薩羅有梵志名曰梵摩。

[2-9] ミティラーを「国」とするB資料

六度集經（大正 03 p.048 中）：聞如是。一時衆祐在無夷國。坐于樹下

十二遊經（大正 04 p.147 上）時目連爲彌夷羅國中作承相將軍。

彌勒下生成佛經（大正 14 p.424 上）：伊勒鉢大藏。在乾陀羅國。般軸迦大藏。在彌緹羅國

彌勒大成佛經（大正 14 p.430 上）：在彌緹羅國。寶伽羅大藏。在須羅吒國。穰佉大藏。

佛母大孔雀明王經（大正 19 p.422 下）：常乘御於人 住弭癡羅國

大孔雀呪王經（大正 19 p.464 中）：住弭癡羅國 多有諸人衆 來從乞實語

根本有部律藥事（大正 24 p.058 中）：乃往古昔。彌地羅國。有轉輪王名爲大天。

阿毘曇毘婆沙論（大正 28 p.322 下）：曾聞佛住彌締羅國摩訶提婆菴羅林中。

時有婆羅門婦。名婆肆吒。

[2-10] ミティラーを「城」とするB資料

衆許摩訶帝經（大正 03 p.934 下）：都彌體羅城。於最後王復生一王。名大天王。

[2-11] ミティラーを「村」とするB資料

根本有部律藥事（大正 24 p.030 中）：我今欲往彌替羅聚落。阿難陀白言。唯然。我願隨從。爾時世尊。

阿毘達磨大毘婆沙論（大正 27 p.429 中）：曾聞佛住彌締羅邑大自在天菴羅林內。有梵志婦名婆斯提。

[2-12] ミティラーに属性を付さないB資料

寶頭虛突羅闍爲優陀延王說法經（大正 32 p.785 下）：彌締羅檀特伽王種。是等人王。皆爲欲故

[3] 原始仏教聖典に記されるヴィデーハとミティラーの關係はどのようなものであるか。一般の理解としては、ヴィデーハ人の都がミティラーであるが、上に見たように漢訳には「ミティラー国」という表現も見出される。『大堅固婆羅門縁起經』（大正 01 p.210 下）「彌體羅國」の「尾提呬城」（ミティラー国のヴィデーハ城）という表現さえある。

しかしパーリの *DN.019 'Mahāgovinda-s.'* (vol.II p.220) は伝説的にレーヌ (*Reṇu*) 王がマハーゴーヴィンダに命じて国を7分割させ、その際にどの種族にいずれの都が築かれたかを示しているが、ヴィデーハ人にミティラーが築かれたとしており、關係は明確である。

*tatra sudaṃ majjhe reṇussa rañño janapado hoti.*

*dantapuram kalingānaṃ, assakānaṃ ca potanaṃ.*

mahesayaṃ avantīnaṃ, sovīrānañ ca rorukaṃ.  
mithilā ca videhānaṃ, campā aṅgesu māpitā;  
bārāṇasī ca kāsīnaṃ, ete govindamāpitā ti.

レーヌ王の国を中央にして、カリンガ国にダンプラが、アッサカ国にポータナが、アヴァンティ国にマヘーサヤ（マヒッサティ）が、ソーヴィーラ国にロールカが、ヴィデー八国にミティラーが、アング国にチャンパーが築かれた。カーシ国にパーラーナシーが。これらがゴーヴィンダによって築かれた<sup>(1)</sup>。

(1) 対応する漢訳は以下の通り。

『長阿含経』003「典尊経」（大正01 p.030中）：

檀特伽陵城 阿婆布和城 阿槃大天城 鸯伽瞻婆城 数弥萨罗城 西陀路楼城  
婆罗伽尸城 盂汝典尊造 五欲有所少 吾盂当相與 宜共理国事 不足出家去

『大堅固婆羅門縁起経』卷下（大正01 p.210中）：

中央境土。多人聚處。黎努王居。所有迦陵設國。捺多布囉城。摩濕摩迦國。衰惶那城。晚帝那國。摩西沙摩城。蘇尼囉國。勞嚕迦城。彌體羅國。尾提唎城。摩伽陀國。瞻波大城。波羅奈國。迦尸大城。如是七國。各分界已。時六人童子於彼彼處。

[4] 次に釈尊の時代に、ヴィデー八人がどのような状態にあったのかを調査したい。つまり、よく言及されるようにヴァッジ連合を構成する一部族に過ぎなかったのか、それともマガダやコーサラのような大国に併合された状態にあったのかということである。

[4-1] ヴァッジが八部族の連合国であったことの根拠は *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (vol.II p.074) に現れる、「旧来のヴァッジの法」‘*porāṇa vajjidhamma*’ の註釈として *DN.-A.* (vol.II p.519) に説かれるヴァッジにおける裁判の慣習について説明の中に見られる。

「旧来のヴァッジの法」とは、ここでは、かつてヴァッジ王たちは、「これは盗賊です」と連れてこられた〔容疑者を〕見せられた時に、「こいつを盗賊として捕らえよ」とは言わずに、司法官 (*vinicchayamahāmatta*) たちに与えた。彼らは裁き、もしも〔容疑者が〕盗賊でなければ放免し、盗賊であれば、自身で何もいわずに裁判官 (*vohārika*) たちに与えた。彼ら (裁判官) も〔容疑者が〕盗賊でなければ放免し、盗賊であれば〔ニーティ〕スッタの保持者 (*suttadhara*) たちに与えた。彼らも裁き、〔容疑者が〕盗賊であれば放免し、盗賊であれば八部族会議 (*aṭṭhakulakā*) に与えた。彼らも全く同様に行なって将軍に、将軍は副王に、副王は王に〔与えた〕。王は裁き、盗賊でなければ放免し、盗賊であれば判例 (*paveṇipotthaka*) を読み上げさせる。そこには「これを為した者にはこの罰が科される」と書かれている。王は盗賊の行為を判例と照らし合わせて、それに相応しい罰を行なったと、このように旧来のヴァッジの法を受持して振舞う〔王たち〕に対して、人々が怒ることはなく、「王たちは旧来の判例に従って行なっている。王たちに過失はない。我々にも過失がある」といって不放逸に仕事を行なう。この

ようにして王たちには繁栄がある。故に「阿難よ、ヴァッジ人には繁栄のみが期待され、衰退は期待されない」と言われる。

ここに言及される「八部族会議 (*aṭṭhakulakā*)」が、8つの部族 (*kula*) から選出された8人の代表者からなる組織と考えられており、ヴァッジが8つの部族から構成されていたことの唯一の根拠とされる<sup>(1)</sup>。

しかしながらここにはヴィデー八族がヴァッジ連合に入っていたということには言及されておらず、ヴィデー八族がヴァッジ連合を構成する一部族だったという根拠がどこにあるのか不明である。

(1) *Malalasekera, Dictionary of Pāli Proper Names* の ‘*Vajji*’ の項目参照。

[4-2] しかしながら、ヴァッジが成立していた時に、ヴィデー八がもはや存在していなかったことを示すとも解される資料が存する。*MN.034 Cūḷagopālaka-s.* (vol.I p.225) に説かれる、釈尊がヴァッジ (*Vajji*) 国のウッカチェラー (*Ukkacelā*) のガンガーの岸におられた時に語るマガダ人の愚かな牛飼いと賢い牛飼いの譬えである。

比丘らよ、昔 (*bhūtapubbaṃ*)、マガダ人の愚かに生まれついた牛飼いが、雨期の最後の月の秋の季節に、ガンガーの此岸を観察せず、彼岸を観察せず、渡る場所でないところを、牛群を、よきヴィデー八人 (*suvideha*) の北岸へと渡そうとした。比丘らよ、そこで、牛群はガンガー河の中流において密集して、そこでそのまま不幸・災厄に遭遇した (溺死してしまった)。…… (方や賢く生まれついた牛飼いは、ガンガーの此岸・彼岸を観察してから、渡し場で牛群を無事に、よきヴィデー八人の北岸に渡した)。( *bhūtapubbaṃ bhikkhave, māgadhako gopālako duppañña-jātiko, vassānaṃ pacchime māse saradasamaye, asamavekkhitvā gaṅgāya nadiyā orimaṃ tīraṃ, asamavekkhitvā pārimaṃ tīraṃ, atitthen’ eva gāvo patāresi uttaraṃ tīraṃ suvidehānaṃ. atha kho, bhikkhave, gāvo majje gaṅgāya nadiyā sote āmaṇḍaliyaṃ karitvā tatth’ eva anayabyasanaṃ āpajjimsu.* )

上記の註である *MN.-A.* (vol.II p.265) を見ると、

「よきヴィデー八人たちの北方の岸」とは、ガンガーの此岸にマガダ国、彼岸にヴィデー八国があり、牛群をマガダ国からヴィデー八国に導いて保護しようと、北岸に渡した。これについて「よきヴィデー八人たちの北岸へと」と言われる。

( *uttaraṃ tīraṃ suvidehānaṃ ti gaṅgāya orime tīre magadharaṭṭhaṃ, pārima tīre videharaṭṭhaṃ, gāvo magadharaṭṭhato videharaṭṭhaṃ netvā rakkhissāmi ti uttaraṃ tīraṃ patāresi. taṃ sandhāya vuttaṃ- “uttaraṃ tīraṃ suvidehānaṃ” ti.* )

ただし対応経の『雑阿含経』1248 (大正02 p.342上) は、場所を王舎城・迦蘭陀竹園とし、譬喩は「過去世時。摩竭提國有牧牛者。愚癡無慧夏未秋初不善觀察恒水此岸。亦不善觀恒水彼岸。而駡群牛。峻岸而下峻岸而上。中間洄復多起患難」

として対岸の国名に言及しない。『増一阿含経』043-006 (大正02 p.761 中) は場所を「摩竭國神祇恒水側」とするが、「神祇」はウッカチャーラーの訳と思われる。「猶如摩竭牧牛人愚惑少智慧意欲從恒水此岸渡牛至彼岸」として過去の話とせず、また彼岸の国名にはやはり言及しない。

この譬喩は『増一阿含経』のように過去の物語でなくても十分意味を成しうる譬喩であるが、パーリの記述が冒頭において「昔に」(bhūtapubbam)として、あえて過去であることを強調するのは理由のあることと思われる。すなわち釈尊がこの譬喩を語られた時、ウッカチャーラーはヴァッジ国内の地であるのでガンガーの北岸であるが、そこはもはやヴィデーハ人の居住地ではなく、ヴァッジ国になっていたのだから「昔に」とする必要があるのだと考えられる。釈尊の時代にはマガダの対岸はヴァッジ国の勢力範囲であったのであろう。

またMN.021 'Kakacūpama-s.' (vol.I p.125) に言及される「舍衛城に住んでいたVedehikāという名の女性資産家」の譬喩が、「昔に」(bhūtapubbam)として述べられていることも同様に理解できるであろう(bhūtapubbam ... imissā yeva sāvattihīyā vedehikā nāma gahapatāni ahoṣi)。対応経の『中阿含経』193「牟犁破群那経」(大正01 p.744 下)を見ても「昔時居士婦。名鞞陀提」となっている。

[4-3] もとヴィデーハ国であったところが、ヴァッジになったとすれば、ヴィデーハ人がヴァッジ連合にそれを構成する一部族として吸収されたと考えられることは理に適う。Jātaka-aṭṭhakathāがヴィデーハに言及する仕方でもこれを裏付けるであろう。ヴィデーハ国は過去世物語にのみ言及され<sup>(1)</sup>、現在話には全く言及されない。現在話で言及されるのはミティラーがJātaka 541で一度言及されるのみである。リッチャヴィ族への言及は現在話に限られ、過去世物語には一度も言及されない<sup>(2)</sup>。Jātaka全体を通してヴァッジに言及するのはJātaka 544 'Mahānārada-kassapa-j.' (vol.VI p.238)の一件のみであるが、それが過去世に言及されているのは例外的といえる。これは阿難の前生であるルジャー王女(ヴィデーハ王アンガティの娘)が自身の7つの転生を、父であるアンガティに語る中に言及されている。7つの転生(実際は8つになる)は、①マガダ国ラージャガハの鍛冶工(他人の妻と通じた)、②ヴァンサ国コーサンビーの長者の息子、③ロールヴァ地獄、④ベンナーカタ(Bheṇṇakata)の去勢されたヤギ、⑤森の去勢された猿、⑥ダサンナ(Dasaṇṇa)国の去勢された牡牛、⑦ヴァッジ国の大家(男でも女でもなかった)、⑧三十三天の天女の8つである。

以上からヴィデーハが過去の国であって、釈尊の時代には存在していなかったことが推測されるが、原始仏教聖典にヴィデーハ人とその都ミティラーと一緒に言及される記事が2つ存するので、次にそれを見よう。

(1) 過去世物語でヴィデーハに言及するものは以下である。Jātaka009 'Makhādeva-j.'

(vol.I p.137) Jātaka160 'Vinilaka-j.' (vol.II p.039)、Jātaka264 'Mahāpanāda-j.' (vol.II p.333)、Jātaka406 'Gandhāra-j.' (vol.III p.364)、Jātaka408 'Kumbhakāra-j.' (vol.III p.378)、Jātaka489 'Suruci-j.' (vol.IV p.319)「ミティラーを都とするヴィデーハ王」(rājānaṃ vedehaṃ mithilaggahaṃ)、Jātaka494 'Sādhiṇa-j.' (vol.IV p.356)「ミティラーを都とするヴィデーハ王」、Jātaka519 'Sambula-j.' (vol.V p.090)「ヴェーデーハの王女の子」(vedehaputto= tattha vedehaputto ti vedeharājadhītāya putto.)、Jātaka524 'Saṃkhaṇḍa-j.' (vol.V p.166)「ヴィデーハ族出身者」(vedehaputta)、Jātaka539 'Mahājanaka-j.' (vol.VI p.030)、Jātaka541 'Nimi-j.' (vol.VI p.095) 現在話において釈尊の所在は「ミティラーのマカーデーヴァ・マンゴール」(mithilaṃ upanissāya makhādevambavane)と示され、過去世物語の舞台は「ヴィデーハ国のミティラー」(vedeharāṭṭhe mithilanagare)である。Jātaka543 'Bhūridatta-j.' (vol.VI p.164)「ヴィデーハ国のクシャトリヤ」(khattiyo ... vedehānaṃ)、Jātaka544 'Mahānārada-kassapa-j.' (vol.VI p.220)、Jātaka546 'Mahāummagga-j.' (vol.VI p.463)

例外的なものとして、以下の2つがある

Jātaka283 'Vaḍḍhakisūkara-j.' (vol.II p.403)に、「パセーナディ王の父マハーコーサラはピンピサーラ王に娘コーサラ・デーヴィーを嫁がせた」とあるがビルマ版によればこのコーサラ・デーヴィーは「ヴェーデーヒー」という名であったという(pasenadirāṇo pitā mahākosalo bimbisāraraṇo dhitarāṃ vedehiṃ nāma kosala-deviṃ dadamāno)。

Jātaka455 'Mātiposaka-j.' (vol.IV p.090) 偈において「カーシ国王・ヴェーデーハ」(kāsirājena vedehena)と呼ばれる人物が、物語の中ではバーラーナシーのプラフマダッタである。

なおここでJātaka283の関連でピンピサーラ王の息子アジャータサットゥが'Vedehiputta'、それから阿難が'Vedehamuni'と呼ばれる問題について付言しておく。DN.002 'Sāmañña-phala-s.' (vol.I p.047)の註(DN.-A. vol.I p.139)によれば、アジャータサットゥが'Vedehiputta'と呼ばれるのは、①コーサラ王の娘の息子の意味であり、ヴィデーハ王の息子の意味ではない(vedehiputto ti ayaṃ kosalarāṇo dhītāya putto, na vedeharāṇo)とする説と、②'vedehi'とは「賢者」(paṇḍita)の同義語であり、これは〔舍衛城の〕女性資産家ヴェーデーヒカー〔の名前の由来〕(MN.021 'Kakacūpama-s.' vol.I p.125)と、そして阿難が「ヴェーデーハ・ムニ」〔と呼ばれる(SN.016-011 vol.II p.219)の〕と同様に、それによって知るところの智(veda)は、智(nāṇa)の同義語であり、智によって(vedena)努め励む(ihati= ghaṭati, vāyamaṭi)という意味で「ヴェーデーヒー」である。その「ヴェーデーヒー」の息子という意味で'vedehiputta'である(vedehi ti pana paṇḍitādhivacanāṃ etaṃ. yathāha- 'vedehikā gahapatāni' 'ayyo ānando vedehamuni' ti. tatrāyaṃ vacanatto- vidanti etenā ti vedo, nāṇass' etaṃ adhivacanāṃ. vedena ihati ghaṭati vāyamaṭi ti vedehi. vedehiyā putto vedehiputto)と2説を挙げている。MN.021 'Kakacūpama-s.' (vol.I p.122)の註MN.-A. (vol.II p.099)も同様の2説を挙げる。vedehikā ti vedeharāṭṭhavāsikassa dhītā. atha vā vedo ti paṇḍā vuccati, vedena ihati iriyati ti vedehikā, paṇḍitā ti attho.

「ヴェデーヒカー」とは①ヴィデー八国に住する者の娘の意である。あるいはまた②「ヴェーダ」は智慧 (paññā) と言われ、ヴェーダによって努め励む、行為するという意味で「ヴェデーヒカー」である。

②の説のみを挙げるのは以下のものである。

SN.003-002-004 (vol.I p.082) の註 SN.-A. (vol.I p.154) : *vedehiputto ti vedehi ti paṇḍitādhivacanam etaṃ, paṇḍititthiyā putto ti attho.*

〔アジャータサットウ・〕ヴェデーヒプッタの「ヴェデーヒー」とは女賢者 (paṇḍitā) の同意語であり、〔ヴェデーヒプッタとは〕女賢者の息子の意である。

SN.016-010 (vol.II p.214) の註 SN.-A. (vol.II p.175) : *Vedehamunino ti paṇḍitamunino. Paṇḍito hi nāṇasaṅkhātena vedena ihati sabbakiccāni karoti, tasmā “vedeho” ti vuccati. Vedeho ca so muni cā ti, vedehamuni.*

〔トゥッタティッサー比丘尼が阿難を〕「ヴィデーハ出身の牟尼」と〔呼んだのは〕「智者牟尼」〔の意である。〕なぜなら智者は智と称されるヴェーダによって励み、すべての義務をなすので、それゆえ「ヴェデーハ」と言われる。彼 (阿難) は「ヴェデーハ」にして牟尼であるという意味で〔トゥッタティッサー比丘尼は阿難を〕「ヴェデーハ牟尼」〔と呼んだのである〕。

なお、*Apadāna-A* (p.128) には以下のようにある。

*Vedehamunī ti vedeharaṭṭhe jātā vedehī, vedehiyā putto vedehiputto. Monam vuccati nāṇam, tena ito gato pavatto ti muni. Vedehiputto ca so muni ceti “vedehiputtamunī” ti vattabbe “vaṇṇāgamo” ti-ādinā niruttinayena ikāraṣsa a-ttaṃ putta-saddassa ca lopam katvā “vedehamunī” ti vuttaṃ.*

Vedehamuni (阿難のこと) とは、ヴィデー八国に生まれた〔娘〕が vedehī であり、その息子が vedehiputta である。智慧 (mona) は智 (nāṇa) であり、それから転起したのがムニである。vedehiputta であってムニであるものは ‘vedehiputta-muni’ と呼ばれるべきであるが、「(1) 字の増加、(2) 字の交替、(3,4) 字の変化と消失、(5) 語根がその有する意味を超えてより多くの語意を具えることが、5種の nirukta と言われる」 (varṇāgamo [varṇaviparyayaś ca dvau cāparau varṇavikāraṇāśau/ dhātos tadarthātisāyena yogas tad ucyate pañcavidhaṃ niruktam//] *Kāśikavṛtti* vi.3.109) という nirutti の規則によって、‘i’ 字を ‘a’ に替えて putta の語を除去して vedehamuni と言われる。

以上のようにアッタカターは ‘vedeha’ ‘vedehi’ という語にヴィデー八人の意味合いを含ませる解釈と含ませない解釈を有していた。含ませない解釈に少々強引さを感じられ、ここには、釈尊の時代におけるヴィデー八人の存在を打ち消そうとした意図があるかもしれない。

参考：田村典子「仏弟子アーナンダの呼称について」『宗教研究』339号 2004年3月30日 日本宗教学会 pp.243-244

- (2) 現在話でリッチャヴィ族に言及するものは以下である。 *Jātaka108* ‘Bāhiya-j.’ (vol.I p.420)、 *Jātaka149* ‘Ekapaṇṇa-j.’ (vol.I p.504)、 *Jātaka152* ‘Sigāla-j.’ (vol.II p.005)、 *Jātaka301* ‘Cullakālīṅga-j.’ (vol.III p.001)、 *Jātaka465* ‘Bhaddasāla-j.’ (vol.IV p.148) *Jātaka544* ‘Mahānāradaḥkassapa-j.’ (vol.VI p.255) 結合においてスナッカッタの出身部族として挙がる。

[4-4] *MN.091 Brahmāyu-s.* (vol.II p.133) に以下の記事がある。釈尊が大比丘衆とともにヴィデー八人間を遊行された時、ミティラーにいたブラフマーユ

(Brahmāyu) が弟子のウッタラ (Uttara) を派遣して釈尊の三十二相を確かめさせる。ウッタラはヴィデー八国において7ヶ月間釈尊に付き従う。ウッタラはミティラーに帰ってブラフマーユに報告する。釈尊がミティラーに来られ、マカーデーヴァ・アンバ林に滞在された時、ブラフマーユは優婆塞になり、釈尊が去った後に死ぬ。

ここには、釈尊が「ヴィデー八人間を遊行した」 (videhesu cārikaṃ carati) とか、ウッタラが「ヴィデー八人間をミティラーに向けて遊行に出た」 (videhesu yena mithilā tena cārikaṃ pakkāmi) といった表現が用いられているので、釈尊の時代にヴィデー八人が少なくともミティラーに存していたことが分かる。

この対応経は『中阿含経』161「梵摩経」(大正01 p.685上)であるが、ここではパーリにない情報として、アジャータサットウ・ヴェデーヒプッタがブラフマーユにミティラーを封じていたという<sup>(1)</sup>。この『中阿含経』の情報を信じるならば、ミティラーはマガダに併合されていたことになる。

(1) 中阿含161「梵摩経」(大正01 p.685上)：我聞如是。一時佛遊鞞陀提国。與大比丘衆俱。爾時弥薩羅有梵志名曰梵摩。極大富樂資財無量。畜牧産業不可稱計。封戸食邑種種具足食豐。弥薩羅乃至水草木。謂摩竭陀王未生怨鞞陀提子。特與梵封。

[4-5] もう一点、注意を喚起しておきたいのは、原始仏教聖典中、ヴィデー八に関してミティラー以外の都や市や村の言及がない。ヴィデー八は *Jātaka-aṭṭhakathā* などのパーリのアッタカターにおいて「ヴィデー八王国」 (Videharaṭṭha) と呼ばれ、「王国 (raṭṭha)」とされることが多いが、一方ニカーヤと律では ‘Videharaṭṭha’ の用例は皆無である。

[5] 結論すれば以下ようになる。ヴィデー八人はかつて王国を形成していたが、釈尊の時代にはヴァッジ連合に取り込まれた結果、版図はほとんどなくなりミティラーにはほぼそとと住んでいるだけになったといった感がある。かわりに台頭したのがリッチャヴィ人であったのであろう。以上のような理由により、ヴァッジ国のミティラーとして処理をした。

(岩井 昌悟)

## 【補註2】 Koliya (コーリヤ国)

[0] 釈迦国 (P. Sakya, Sākiya, Sakka, Skt. Śakya) は釈尊の生国であり、父淨飯王はその国の王であったとされる。また生母摩耶と養母摩訶波闍波提とはコーリヤ族 (Koliya) の釈子アンジャンの子女という伝承もある<sup>(1)</sup>。本項ではこれらの釈迦国、釈迦族、コーリヤ族等の関係を整理してみたい。

(1) *Apadāna 004-002-017* (vol.II p.538)、*Mahāvamsa* (p.086)

[1] Koliya の漢訳名としては以下のものがしられる。

拘麗瘦<sup>(1)</sup>：中阿含020 (大正01 p.445上)

橋池<sup>(2)</sup>：雜阿含565 (大正02 p.148下)

補註

拘楼羅：十誦律「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.446 下）

拘鄰：失訳「般泥洹經」（大正 01 p.190 上）

(1) 複数、処格 Koliyesu の漢訳

(2) パーリ対応経 AN.004-194 (vol. II p.194) からみて Koliya の漢訳名とみた。

[2] まず、釈迦族とコーリヤ族との血縁関係についてみてみよう。

[2-1] 釈迦国の王統譜については様々な伝承がある<sup>(1)</sup>。これらのうち釈迦族とコーリヤ族の起源にふれるものは、B 資料であるがつぎのとおりである。

*Suttanipāta-A.* (vol. II pp.352~356) : 3 番目のオッカーカ王 (Okkāka)

には第一王妃に 4 人の息子と 5 人の娘がいた。第一王妃没後、継母に息子が生まれこれに王位を譲って 9 人を国外に追放した。彼らは雪山のカピラ苦行者の住処に来て、そこに都城 (nagara) を築きカピラヴァットゥと名付けて住んだ。彼らは一番上の姉を母親の位につけ残りの妹と夫婦になった。彼らの父はこれらのことを聞いて「王子たちは有能だ (Sakya)」と言った。これが釈迦族の由来 (uppatti) である。その後長姉はハンセン病に罹り森に隔離された。その頃ベナレスの Rāma 王はハンセン病を患い、息子に王位を譲って森の中に隠棲したが、そこで同病を患う Okkāka 王の娘 Piyā に出会い結婚する。彼らは森の中に町を造り、虎の侵入を防ぐために Kola 樹を植えたので、この町は Kolanagara または Vyagghapajjā(虎の道) と呼ばれ、その子孫は Koliya と呼ばれるようになった。

根本有部律「破僧事」(大正 24 p.104 中) : 増長王の四王子は継母の子受楽が王位を継いで国外追放となったので、雪山下の劫比羅仙人の処へ行きそこに城を築いて住んだが、仙人に因んで劫比羅城と名づけられた。場内の住民が漸く多くなり城内が狭くなってきた時、天神がこれを見て他の広い土地を示したので、ここに別の一城を立て天示城と名づけた。増長王は家臣よりこれらのことを聞いて大変喜び、「我子大能」「我子大能」と言ったので釈迦族と呼ばれるようになった<sup>(2)</sup>。

これらは、釈迦族とコーリヤ族とが祖先を同じくする同系の部族であることを物語る伝承である。

[2-2] つぎに両者の婚姻関係をみてみよう。この両部族の間には多くの通婚が行われていたが、この代表例として浄飯王と摩耶夫人・摩訶波闍波提との結婚のケースを見てみよう<sup>(3)</sup>。同一番号は結婚を示す。

釈迦王ジャナセーナ —— 師子頰王 \*1

ヤソーダラー \*2

釈子デーバダハ —— アンジャナ \*2

カッチャーナ \*1

師子頰王 \*1 —— 浄飯王 \*3

カッチャーナ \*1 (5 王子)

アマター \*4

ヤソーダラー \*2 —— マーヤー \*3

アンジャナ \*2 バジヤーパティ \*3

スッパブッダ \*4

浄飯王 \*3 —— シッダッタ \*5 —— ラーフラ

マーヤー \*3

アマター \*4 —— スバッドカッチャーナ \*5

スッパブッダ \*4

以上のように、一部の伝承ではあるが従兄弟・従姉妹同士の結婚が繰り返されていることが読みとれる。

(1) 本「モノグラフ」No.3、【04-01】釈尊の家系 参照

(2) sakka は sakkoti (できる、可能である) の optative (願望法) で、有能、できるであろうの意。

(3) *Mahāvamsa* p.086

[3] この両者の地縁関係はどうであろうか。

[3-1] これを示す B 資料としてはつぎのものがある。

*Jātaka* 536 (vol. V p.412)、*Suttanipāta-A.* (vol. II p.357)、

*Dhamma-pada-A.* (vol. III p.254, Jones 訳 Book5 p.070) : 釈迦族と

コーリヤ族 とは、カピラヴァットゥとコーリヤとの中間を流れるローヒニー (Rohini) 河に一つの堰を造って穀物をつくっていた。ある旱魃の時この水利権を巡って争いが生じるが、釈尊の仲裁により治まる。

[3-2] 以上から、両国はローヒニー (Rohini) 河を挟んでその東西に隣接していたことが知られる。なおローヒニー (Rohini) 河はゴラクプールにて Rapti 河に合流する小さな河であるという<sup>(1)</sup>。また、舎衛城、カピラヴァットゥとルンビニーの位置関係について、後代の中国僧の旅行記には次のように記録されている。

法顕伝 (大正 51 p.851 上) : 舎衛城から東行 1 由旬たらずでカピラヴァットゥに到る。カピラヴァットゥの東 50 里にルンビニー (論民園) がある。

大唐西域記 (大正 51 p.902 上) : カピラヴァットゥから東南 30 余里に小卒塔婆があり、その側に泉がある。そこから東北へ行くこと 8, 90 里でルンビニー (臘伐尼林) に至る。

(1) Malalasekera ; *Dictionary of Pali Proper Names*

[4] つぎに両部族の政治的関係およびコーサラ国との関係を見てみよう。

[4-1] 釈尊がクシナーラーで入滅されたことを聞いた周辺の部族は仏舎利の分配を求めて集まった。この時集まった部族を示す A 資料はつぎの通りである。

*DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.164) : 世尊の舎利はマガダ王の阿

闍世 (Rājā Māgadho Ajātasattu Vedehi-putto)、ヴェーサーリーのリッチャヴィ族 (Vesālikā Licchavi)、カピラヴァットウの釈迦族 (Kāpilavathavā Sakyā)、アッラカッパのプリ族 (Allakappakā Bulayo)、ラーマガーマのコーリヤ族 (Rāmagāmakā Koliyā)、ヴェータディーバの婆羅門 (Vethadipako brāhmaṇo)、パーヴァーのマッラ族 (Pāveyyakā Mallā)、クシナーラーのマッラ族 (Kosinārakā Mallā) に八分され、瓶はドーナ婆羅門 (Doṇo brāhmaṇo)、灰はピッパリヴァナのモーリヤ族 (Pipphalivaniyā Moriyā) に与えられた。

*Buddhavaṃsa* (p.068) : 勝者マハーゴータマはクシナーラーにおいて涅槃され、舎利の分割 (dhātuvitthārika) が行われた。1つはアジャータサットウへ、1つはヴェーサーリーの都へ、1つはカピラヴァットウへ、1つはアッラカッパカへ、1つはラーマ村へ、1つはヴェータディーバカへ、1つはパーヴァーのマッラ族へ、1つはクシナーラーへ。香姓婆羅門は瓶塔を築き、モーリヤ族は灰塔を建てた。

長阿含 002「遊行経」(大正 01 p.030 上) : 時拘尸国人得舎利分、即於其土起塔供養。波婆国人。遮羅国。羅摩伽国。毘留提国。迦維羅衛国。毘舍離国。摩竭国阿闍世王等得舎利分已、各歸其国、起塔供養。香姓婆羅門持舎利瓶歸起塔廟。畢鉢村人持地燠炭歸起塔廟。

十誦律「五百比丘結集三藏法品」(大正 23 p.446 下) : 爾時拘尸城諸力士得第一分舎利。即於國中起塔、華香伎樂種種供養。波婆国得第二分舎利……。羅摩聚落拘樓羅得第三分舎利……。遮勅国諸刹帝利得第四分舎利……。毘舍諸婆羅門得第五分舎利……。毘耶離国諸梨昌種得第六分舎利……。迦毘羅婆国諸釈子得第七分舎利……。摩伽陀国主阿闍世王得第八分舎利……。姓煙婆羅門。得盛舎利瓶還頭那羅聚落起塔華香供養。必波羅延那婆羅門居士得炭還国起塔供養。爾時閻浮提中八舎利塔第九瓶塔第十炭塔。仏初般涅槃後起十塔自是已後起無量塔。

根本有部律「雜事」(大正 24 p.402 中) : 第一分與拘尸那城諸壯士等廣興供養。第二分與波波邑壯士。第三分與遮羅博邑。第四分與阿羅摩處。第五分與吠率奴邑。第六分與劫比羅城諸釈迦子。第七分與吠舍離城栗姑毘子。第八分與摩伽陀国行雨大臣。此等諸人既分得已、各還本處起塔觀波。恭敬尊重伎樂香華盛興供養。時突路拏婆羅門將量舎利瓶、於本聚落起塔供養。有摩納婆名畢鉢羅、亦在衆中告諸人曰。釈迦如来恩無不普、於仁聚落而般涅槃。世尊舎利非我有分、其余炭燠幸願與我。於畢鉢羅處起塔供養。

白法祖訳「仏般涅槃経」(大正 01 p.175 上) : 辺境の八国の王たちが仏舎利を求めて集まった。屯屈という梵志が仲裁して八分した。道士の桓違は焦炭を得、遮迦竭人は灰を得た。

失訳「般涅槃経」(大正 01 p.190 上) : 拘夷王、波旬国の諸華氏、可樂国の諸拘鄰、有衡国の諸満離、神州国の諸梵志、維耶国の諸離捷、赤澤国の諸釈氏、摩竭王阿闍世が舎利を 8 分し、梵志温違は地焦炭、有衡国の異道士は地灰を得た。

法顯訳「大般涅槃経」(大正 01 p.207 上) : 韋提希子阿闍世王、余七国王及毘耶離の諸離車等は舎利を 8 分し、調停の労を取った徒盧那婆羅門は舎利瓶、諸力士は灰炭を得た。

*Mahāparinirvāṇa-sūtra* (中村・下 p.798, Waldschmidt p.446) : 世尊の舎利は、クシナガラのマッラ族 (Kausināgarāṇaṃ mallānāṃ)、パーバーのマッラ族 (Pāpiyakānāṃ mallānāṃ)、チャラカルパのバラ族 (Calakalpakanāṃ bulakānāṃ)、ヴィシュヌ・ドヴィーパのバラモン (Viṣṇudvīpiyakānāṃ brāhmaṇānam)、ラーマ・グラーマのクラウディヤ族 (Rāma-grāmiyakānāṃ krauḍyānāṃ)、ヴァイシャーリーのリッチャヴィ族 (Vaiśālakānāṃ licchavināṃ)、カピラヴァストウのシャーキヤ族 (Kāpilavāstavyānāṃ śākyānāṃ)、マガダのアジャータシャトル王 (rājā Māgadho 'jātasattur vaidehiputro) に 8 分され、瓶はドゥームラ姓のバラモン (Dhūmasagotrāya brāhmaṇāya) に与えられ、炭は学生であるピッパラーヤナ (Pippalāyana māṇava) が取って、それぞれ塔を建てた。

この時の各部族が主張する理由のうち釈迦族とコーリヤ族についてはつぎのようになっている。

釈迦族 : 尊師はわれわれの親族のうちで最も偉い人である。われわれもまた尊師の遺骨の一部分の分配を受ける資格がある。

コーリヤ族 : 尊師も王族であり、われわれも王族である。われわれもまた尊師の遺骨の一部分の分配を受ける資格がある<sup>(1)</sup>。

マガダ王阿闍世、ヴェーサーリーのリッチャヴィ族、パーヴァーのマッラ族等もコーリヤ族と同じ理由を主張しており、釈迦族が釈尊の生国である点を除けば同等の資格で対峙していることが分かるであろう。しかもマガダ王やリッチャヴィ族が四種兵(象兵、馬兵、車兵、歩兵)をクシナーラーへ出兵させた時、釈迦族とコーリヤ族も四種兵を用意して対抗したので、ドローナバラモンが仲裁したとされている<sup>(2)</sup>。これも強国マガダに対抗する軍勢力と独立心を維持していたことを物語るといえよう。

[4-2] コーサラ国との関係についての資料はつぎのとおりである。

*Suttanipāta* vs.422~423 (p.073) : 王よ、雪山のふもとに正直な民族がいてコーサラ国に住み、富と勤勉とを備えています。姓に関しては‘太陽の裔’といい、種族に関しては‘サーキヤ族’といいます。

*DN.027*「起世因本経」 : ヴァーセッタよ、釈迦族はコーサラ国の波斯匿王に

補註

対し臣下の礼をとれり。釈迦族の者はコーサラ国の波斯匿王に従順に挨拶し席を立ち合掌し、謙遜の態度を示す。

長阿含 005「小縁経」(大正 01 p.037 中)：今我親族釈種亦奉波斯匿王宗事礼敬。

中阿含 154「婆羅婆堂経」(大正 01 p.674 中)：若諸釈下意愛敬至重供養奉事於波斯匿拘娑羅王。

[4-3] 当時のインド社会は、部族共和制から中央集権的王権制への過渡期にあったとみられ、この両者が併存していたが、いずれ4大王国に収斂していく運命にあった<sup>(3)</sup>。中小部族はその存立のためには、親しい部族と連合したり、強力になりつつある近隣大国の傘の下に入ることも必要であったと思われる。釈迦族もコーリヤ族と連合しながらコーサラ国を宗主国とせざるをえなかったであろう。

(1) *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (vol.III p.165)

(2) 長阿含 002「遊行経」(大正 01 p.029 中)

(3) 山崎元一『古代インドの王権と宗教』(1994 刀水書房) pp.14~15

[5] 結語

釈迦族とコーリヤ族とは祖先を同じくする同族部族で、ローヒニー河を挟んで西に釈迦族が、東にコーリヤ族が領域を有し、その主な都城は、前者はカピラヴァットゥ、後者はラーマガーマ、デーバダハである<sup>(1)</sup>。政治体制としてはコーサラ国を宗主国とする部族連合国家と考えられるが、釈尊出生地であり、ここを舞台とする事績も多数あるので、本資料集ではコーサラ国に含めず、別に釈迦国の国名を立てることとする。

(1) このあたりの詳細な地図については、前田行貴『インド仏跡巡礼』p.176(東方出版、1998年12月)を参照されたい。

(本澤 綱夫)

【補註3】 Bhagga (バग्ガ国)

[0] バग्ガ (Bhagga)<sup>(1)</sup> は、この国のスンスマーラギラ (Sumsumāragira) にコーサンビーを首都とするヴァンサ国ウデーナ (Udena) 王の息子とされるボーディ王子 (Bodhirājakumāra) が、コーカナダ (Kokanada) という名の宮殿を建設して釈尊を最初に招待したところであり、この国の居士であるナクラピター (Nakulapitā) とその妻のナクラマター (Nakulamātā) の夫婦が厚く仏教に帰依したのもこの地である。また律蔵では冬期に諸比丘が孔のある木に火を燃やし暖をとっていると、あぶり出された黒蛇に襲われるということがあり、釈尊が呵責されて、身を温めるために火を燃やし、燃やさせたりすれば波逸提と定められた<sup>(2)</sup> ところでもある。

(1) Malalasekera の *Dictionary of Pāli Proper Names* では 'Bhaggā' とするが、後に述べるように複数・於格はすべて 'Bhaggesu' と表されているから、国名は男性ないしは

中性の 'Bhagga' とするべきであると判断した。

(2) *Vinaya Pācittiya 056* (vol.IV p.115)

[1] バग्ガの漢訳名としては以下のものが知られる。

[1-1] A文献資料には次のようなものがある。

婆祇国：『雑阿含』107(大正 02 p.033 上)<sup>(1)</sup>

婆奇瘦<sup>(2)</sup>：『中阿含』074「八念経」(大正 01 p.540 下)、『中阿含』087「穢品経」(大正 01 p.566 上)、『中阿含』131「降魔経」(大正 01 p.620 中)、『中阿含』169「拘樓瘦無諍経」(大正 01 p.701 中)<sup>(3)</sup>

婆耆瘦：『中阿含』083「長老上尊睡眠経」(大正 01 p.559 中)

跋祇：『雑阿含』535(大正 02 p.139 上)、『雑阿含』536(大正 02 p.139 下)

婆祇：『仏説求欲経』(大正 01 p.839 上)

婆伽：『五分律』「衆学 051」(大正 22 p.074 中)

波伽：『十誦律』「雑法」(大正 23 p.271 下)、『十誦律』「雑法」(大正 23 p.273 下)

(1) 『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.021 中)にも出るが、三本では「婆祇国」であり、パーリは *Sāketa* とするから、「婆祇国」の方が正しい。

(2) *Bhaggā* の複数・於格 *Bhaggesu* の音写語。以下の「婆耆瘦」も同様である。

(3) 「一時佛遊婆奇瘦劍磨瑟曇拘樓都邑」とするが、三本は「婆奇瘦」とし、対応する *MN.139 Araṇavibhaṅga-s.* (vol.III p.230) は舎衛城給孤獨園とする。「劍磨瑟曇拘樓都邑」は「*Kuru* 国の *Kammāsadhamma* (*Kammāsadamma*) という邑」が原語であろうから、何らかの誤りであると考えられる。

[1-2] B文献資料には次のようなものがある。

掲伽：『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.169 上)

[2] バग्ガ (Bhagga) はどのくらいの規模の地域であったのだろうか。具体的にいえば国であったのか、都市であったのか、村であったのかということである。以下にこれを検討する。

[2-1] 国とするものには以下のようものがある。

A文献資料：

婆祇国：『雑阿含』107(大正 02 p.033 上)<sup>(1)</sup>

婆伽国：『五分律』「衆学 051」(大正 22 p.074 中)

波伽国：『十誦律』「雑法」(大正 23 p.271 下)、『十誦律』「雑法」(大正 23 p.273 下)

(1) 前項の註(1)に指摘したようにこれは *Sāketa* の誤記であり、この資料として扱うことはできない。

B文献資料：

掲伽国：『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.169 上)

[2-2] 聚落とするものには以下のようなものがある。

跋祇聚落：『雑阿含』535（大正02 p.139上）、『雑阿含』536（大正02 p.139中）

[2-3] パーリ聖典においては Bhagga は常に複数形・於格の ‘Bhaggesu’ として示される。MN.015 Anumāna-s. vol. I p.095、MN.050 Māratajjaniya-s. vol. I p.332、MN.085 Bodhirājakumāra-s. vol. II p.091、SN.022-001 vol. III p.001、SN.035-131 vol. IV p.116、AN.004-055 vol. II p.061、AN.006-016 vol. III p.296、AN.007-058 vol. IV p.085、AN.008-030 vol. IV p.228、Vinaya Pācittiya 056 vol. IV p.115、Vinaya Sekhiya 055 vol. IV p.198、Vinaya Sekhiya 056 vol. IV p.199、Vinaya Khuddakavattukkhanda vol. II p.127 であって、舞台はすべて Sumsumāragira Bhesaḷāvana である。

漢訳にもこの複数・於格の Bhaggesu の格語尾 ‘-esu’ を「一瘦」でもって表すものがある。

婆奇瘦：『中阿含』074「八念経」（大正01 p.540下）、『中阿含』087「穢品経」（大正01 p.566上）、『中阿含』131「降魔経」（大正01 p.620中）、『中阿含』169「拘樓瘦無諍経」（大正01 p.701中）

婆耆瘦：『中阿含』083「長老上尊睡眠経」（大正01 p.559中）

である。

これは「モノグラフ」第13号に掲載した【論文15】「パーリ仏典に見る janapada と raṭṭha」で検討したごとく、janapada の複数形で表されるケースに相当し、複数のナガラやニガマ、ガーマを含む「国」であることを示すものと考えられる。

[2-4] 地名のあとに何も付さないものには以下のようなものがある。

婆祇：『仏説求欲経』（大正01 p.839上）

[2-5] 冒頭に記したように、バグガにはスンスマーラギラという町があったようであり、ボーディ王子はそこに住していた。したがってバグガはスンスマーラギラを含む地域の名であり、また Bhaggesu と複数・於格に用いられるから、ここにはバグガと呼ばれる種族の住む複数の地域が含まれていたものと考えられる。したがって単なる都市や村ではなく「国」というべきであろう。しかしながらこれを十六大国に含ませる資料はないから、先の【論文15】の附論で示したように、「大国」ではない「普通の国」と理解しておく。

[3] それではバグガ国はどこにも属しない独立国であったのであろうか、それともどこかの大国に従属する国であったのであろうか。

[3-1] バグガ国は、コーサンビーを首都とする四大国や十六大国に数えられるヴァンサ国に従属していたのではないかと思われる。その証拠の1つは MN.085

Bodhirājakumāra-s. (vol. II p.091) であって、ここには

一時世尊はバグガ国スンスマーラギラ・ベーサカラ林の鹿苑に (Sumsumāragire Bhesaḷāvane Migadāye) 住された。その時ボーディ王子のコーカナダ (Kokanada) と呼ばれる宮殿 (pāsāda) が建設され、ボーディ王子はサンジカーブッタ青年 (Saṅjikāputta māṇava) を通じて世尊を招待した。翌朝ボーディ王子は宮殿の階段に白衣を敷いて迎えたが、世尊は白衣の上に昇らず、三度勧められて阿難を顧みた。阿難が白衣を除くよう王子に告げ、除かれてから供養をうけて、王子の象に乗って鉤を使う術に巧みなことを例にとって五精進支につき説法された。これを聞き王子は、「実に仏なるかな、実に法なるかな、実に法の妙説なるかな、夕に教示せられて朝に勝進を得、朝に教示せられて夕に勝進を得るとは」と言った。これを聞いてサンジカーブッタが「『実に仏なるかな、実に法なるかな、実に法の妙説なるかな』というが、仏法僧に帰依するとは言わない」と言ったのに対し、王子は次のように答えた。「これは母より自分が親しく聞いたものである。一時世尊がコーサンビーのゴータ園に住されたとき、自分を懐妊した母が世尊のところに詣り、『生まれてくる子が男であっても女であっても仏法僧に帰依します、今日以後終生彼を優婆塞として受持されんことを』と申し上げた。また、かつて世尊がバグガ国スンスマーラギラ・ベーサカラ林の鹿苑に住された時、私の乳母が私を腰に抱いて世尊所に詣り申し上げた。『ボーディ王子は仏法僧に帰依します、今日以後終生彼を優婆塞として受持されんことを』と。このように、私は三度仏法僧に帰依します。今日以後終生わたくしを優婆塞として受持されんことを」とされている<sup>(1)</sup>。

このようにボーディ王子は3度三宝に帰依したというのであるが、1度目は釈尊がコーサンビーのゴータ園におられた時に母親の胎内においてであったというのであるから、バグガ国に住していたボーディ王子がコーサンビーと縁が深かったことがわかる。

(1) この話は Vinaya「小事毘度」(vol. II p.127)、『四分律』「衣毘度」(大正22 p.857中～下)、『五分律』「樂学法」(大正22 p.074中～下)、『十誦律』「雜法」(大正23 p.271下)、Jātaka 353 Dhonasāka-j. (vol. III p.157)、『根本有部律』「雜事」(大正24 p.208中～下)、『根本有部律』「雜事」(大正24 p.223下) などにも見られるが、3度仏法僧に帰依したというのは MN.のみである。

[3-2] また B 文献資料であるが、ボーディ王子はコーサンビーのヴァンサ王ウデーナの子供であったとされている。

Jātaka 353 Dhonasāka-j. (vol. III p.157) : この本生物話は、仏がバグガ国のスンスマーラギラの付近のベーサカラ林中におられた時に、ボーディ王子について話されたものである。ボーディ王子というのは、ウデーナ王の子であって、スンスマーラギラに住んでいて、1人の大工にコーカナダとい

う宮殿を造らせた。王子は「他の国王にもこのような宮殿を造るかも知れない」と考えて大工の目をえぐりとった。仏は王子のこのように残忍であった過去の因縁を語られた。

MN.-A. (vol. III p.325) : アヴァンティの王チャンダパッジョータ (Caṇḍapajjota) は、ウデーナ王の象使いの術を得ようと、兵を潜ませた木の象を作って王を捕え、技術を盗ませるために自分の娘(固有名詞は上げられないけれどもヴァースラダッターをさすと考えられる)を送りだした<sup>(1)</sup>。ウデーナ王はこの娘と結婚して自分の都に帰った。彼女の胎に生まれたのがボーディ王子である。

(1) これについては「モノグラフ」第14号に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」のp.188以下を参照されたい。ただし水野弘元氏はボーディ王子の母親をサーマヴァティーであると推定されている。「初期仏教の印度に於ける流通分布について」(『仏教研究』7巻4号、昭和19年2月)

[3-3] このように、もしボーディ王子がウデーナ王の子であって、しかもヴァンサ国の王子としてバグガ国に住んでいたとすれば、バグガ国はヴァンサ国の属国的な国であったということになるであろう。

[4] 以上のようにバグガはヴァンサの属国のようであるが、それでは地理的にはどのようなところにあったのであろうか。以下にはバグガ国と他の都市ないし国との地理的・経済的關係について調査してみたい。

[4-1] 釈尊がヴェーサーリーとバグガと舎衛城を順に遊行されたとするものがある。パーリ律の「小事毘度」(vol. II pp.127~129)であって、釈尊が随意の間ヴェーサーリーに住した後、バグガ国に向って遊行され、バグガ国スンスマラギラのベーサカラヴァナ (Bhessakalāvana) のミガダーヤ (Migadāya) に住された。時にボーディ王子がコーカナダ宮殿を建てて間もないころで、この後に先に紹介した MN.085 経の事績が展開され、釈尊は随意のあいだバグガ国に住された後、舎衛城に向って遊行された、とされている。

Malalasekera の *Dictionary of Pāli Proper Names* の 'Bhaggā' の項 (p.345) には、バグガはヴェーサーリーとサーヴァッティーの間に横たわる国としているが、これは上記の情報からであろう<sup>(1)</sup>。

(1) [0] の注記に付したように、Malalasekera はバグガとするが、これは誤りであると思われる。ちなみに赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』は 'Bhaggā' としているが、後に注記において 'Bhagga' と訂正されている。

[4-2] チェーティヤ (Ceti) とバグガの間を遊行されたとするものもある。AN.008-003-030 (vol. IV p.228) では、「釈尊がバグガ国からチェーティ国に居るアヌルッダのもとに来られた」とされている。

チェーティヤは十六大国に上げられる国であるがその所在ははっきりしない。ここではサーガタ (Sāgata) が龍を退治して振舞い酒を飲んだために飲酒戒が制定される

因縁を作った時の舞台ともされるが、この時の釈尊の足取りは次のようにされている。下線を施したのはサーガタが龍退治をした土地名である。

*Vinaya Pācittiya 051* (vol. IV p.108) : チェーティヤ (Cetiya) <sup>(1)</sup> ⇒ バツダヴァティカー (Bhaddavatikā) のアンバティッタ (Ambatittha) ⇒ コーサンビー

『四分律』「単提 051」(大正 22 p.671 中) : 支陀国 ⇒ 拘睺彌国

\* 娑伽陀が龍を退治した時、拘睺彌国主が来ていた。

『五分律』「墮 057」(大正 22 p.059 下) : 拘舍弥国 ⇒ 跋陀越邑 ⇒ 拘舍弥国

『十誦律』「波逸提 79」(大正 23 p.120 中~121 中) : 支提国跋陀羅婆提邑

『僧祇律』「単提 066」(大正 22 p.386 下~387 上) : 拘睺彌国

*Jātaka 081 Surāpāna-j.* (vol. I p.360) : 舎衛城 ⇒ バツダヴァティカー ⇒ コーサンビー

『根本有部律』「飲酒学処 79」(大正 23 p.857 上~859 中) : 失収摩羅山の菴婆林

*Divyāvādāna* (pp.167~193、平岡聡訳 上 pp.302~332) : バルガ地方を遊行されて ⇒ シシュマーラギリ ⇒ 舎衛城

\* スヴァーガタが龍を退治した時、コーサラ国王のブラセーナジットの象を酔わせる酒の管理者になっている婆羅門のアヒトンディカという者が来ていた。

このように区々であるが、チェーティヤはコーサンビー王が来ていたという記述があることから、コーサンビーの隣接地域であったということはできるであろう。

Malalasekera はこのパーリの情報から、チェーティヤはおおまかには現在の Mundelkhand とこれに隣接した地域ではないかとしている (p.911)。Mundelkhand は Wikipedia によると 'The major towns are Jhansi, Datia, Lalitpur, Sagar, Damoh, Orai, Panna, Mahoba, Banda Narsinghpur and Chhatarpur.' としている。これらは Uttar pradesh 州の西南部と Madya pradesh 州の西北部にあたり、コーサンビーから見れば西南方に隣接した地域である。したがってヤムナー河の南岸になるわけであって、これでは釈尊の活動地から外れているという感じも受けなくはないが、しかし Uttar pradesh 州の Banda 郡 (district) あたりなら可能性があるかも知れない。

(1) チェーティヤ (Cetiya) はチェーティヤと同じ。

[4-3] またパーリなどではバグガ国のスンスマラギラとするところを、『根本有部律』「飲酒学処 79」(大正 23 p.857 上) は「橋閃毘の失収摩羅山」とする。単なる誤りだとも考えられるが、上述のようにバグガとコーサンビーの密接な関係を見ると、必ずしも誤伝承であるとするのもできない。したがってもしこれを尊重するならば、地理的にもバグガはコーサンビーに近いということになるで

あろう。

[4-4] 以上のようなことを勘案すると、バグガ国はヴェーサーリー、舎衛城、コーサンビーを結ぶ範囲の中のコーサンビーに近い一地方で、チェーティ国にも近いと推測するのが無難であろう。

Malalasekera の推定しているように、チェーティ国はコーサンビーの西方でヤムナー河の右岸地方であるとしよう。そうするとヴァンサはヤムナー河とガンジス河に挟まれた地方といえることができるであろう。このヤムナー河とガンジス河に挟まれた地域の、コーサンビーから見れば北の方にあるサンカッサ (Saṅkassa) やカンナクジャ (Kannakuja) は、サンカッサの項に記したごとく南パンチャーラ (カンナクジャはその首都) とされるから、おそらく現在の Kanpur あたりまでは南パンチャーラであったであろう。そうするとヴァンサの版図は現在の Uttar Pradesh 州の Kaushambi, Chitrakoot, Fatehpur 郡と Allahabad 郡のガンジス河南岸あたりであったのではないであろうか。

バグガはこのヴァンサとヴェーサーリーと舎衛城を結ぶ三角形の、コーサンビーに近いところとなるから、そうするとそれは Allahabad 郡のガンジス河の北岸部分と Pratapgarh 郡あたりになるのではないかと思われる。そしてその東方はカーシに接し、北はおそらく南パンチャーラがガンジス河の東岸にも張り出していたであろうからそれに接し、そしてその北にコーサラがあったものと考えられる。

これを地図に描いてみると、「モノグラフ」第14号に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」において紹介したごとく、コーサンビー城は四大城の中に含まれることがあるにも拘らずヴァンサ国はそれほど大きくはなく、版図そのものはパンチャーラやチェーティと同じほどの大きさであったと思われるが、版図の大きさと国力の大きさは必ずしも比例しないということであろう。国土の小さな日本が経済力で世界第二位を誇るようなものである。

[5] 以上の検討結果を簡単にまとめておこう。

バグガ (Bhagga) はその中に複数のナガラ (都市) やニガマ (市場町)、ガーマ (村) を含む「国」であった。しかしこの国が「十六大国」などとしてあげられることはないから、「普通の国」であった。おそらくこのバグガ国はコーサンビーを首都とするヴァンサ国の属国で、ヴァンサ王の息子であると伝えられるボーディ王子が統治していたものと考えられる。

その地理的位置はおそらくガンジス河とヤムナー河の合流する地点の北側にあって、西はガンジス河を挟んでヴァンサと接し、東はカーシと接していたのであろう。

このようにバグガはヴァンサの属国であるとはいえ、規模からいえば「国」として扱われるべきであるが、原始仏教聖典においては常にスンスマーラギラのみが舞台であって、他の都市や町などが登場することはない。したがって本「仏在処・説処一覧」の扱いとしては、ヴァンサ国の属国として処理することにしたい。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)

#### 【補註4】周那絺羅国

[0] 周那絺羅国は四分律のみにみえる国名で、波逸提第171条の制戒因縁に基づきのように記されている。

『四分律』「(比丘尼)波逸提171」(大正22 p.775中): 釈尊が周那絺羅国に住されていた時、六群比丘尼がその地の僧伽から退去を命ぜられたのに他の地に移動しなかったので「被擯不去戒」を制された。

四分律の他には、『五分律』「(比丘尼)波逸提171」(大正22 p.097中)が同じ戒を定めるが仏在処は記されておらず、その他の律では欠戒となっている。

[1] 漢訳「周那」は一般的に cunda の音写とされるから、周那絺羅国の音写と考えられるパーリの地名を調べてみると Cundadvila, Cundaṭṭhila が見出される。これには、B資料であるが、つぎのとおりである。

Mahāvastu (vol. III p.325, Jones 訳 III p.315): 梵天勧請によって初転法輪を決意された釈尊は、Uruvilvā - Gayā - Aparagayā - Vāsālā - Cundadvila と移動され、道の途中でアージーヴァカのウパカと会われた<sup>(1)</sup>。

『仏本行集経』(大正03 p.808上): 爾時世尊従道樹下起已、安痒渐渐行至旃陀羅村。従旃陀羅安痒行至純陀私洩羅聚落中。於其路上、見有一乞婆羅門、名優波伽摩。\*この純陀私洩羅は Cundaṭṭhila の別訳とみられる。

Petavatthu (p.047): パーラーナシーからガンジス河を越えた北岸、ヴァーサバ村 (Vāsabhagāmam) を過ぎたチュンダッティラ (Cundaṭṭhila) という村にある獵師がいた。

Petavatthu-A. (Uba Kyaw 英訳 p.179): パーラーナシーの西へガンジス河を渡り、ヴァーサバ (Vāsabha) という村の方へ進むと、チュンダッティラ (Cundaṭṭhila) という村に1人の獵師がいた。

ここでいうヴァーサバ村については、パーリ律「チャンパー捷度」は、「その時カーシ国にヴァーサバ (Vāsabha) という村があった」(vol. I p.312)という。

[2] 以上、周那絺羅国はマガダ国からカーシ国 (パーラーナシー) へ至る途上の村落と考えられ、いろいろの資料が錯綜していて不明の点もあるが、パーラーナシーに近接した場所と考えられるのでカーシ国の一村落とする。

(1) 釈尊がウパカと会われる場所は、パーリ律「大捷度」では「ガヤーと菩提樹との間」(vol. I p.008)とされており、王舎城に近いマガダ国内と考えられる。モノグラフ No.2、金子芳夫編「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—マガダ国篇—」p.188参照。

(本澤 綱夫)

## 【補註5】Ātumā (アートゥマー)

[0] アートゥマー (P: Ātumā, Skt: Ādumā) は『涅槃經』において、マッラ族のプクサ (P. Pukkusa, Skt. Putkasa) に、以前に禪定に入っていたために、覚醒しながら落雷に打たれて4頭の牡牛と2人の農夫の兄弟が死んだことに気付かなかったということを語られた、その舞台である。

[1] ‘Ātumā’ の漢訳名としては以下のものが見いだされる。

[1-1] A文献資料である。

阿越: 『長阿含』002「遊行經」(大正01 p.019上)

優曇<sup>(1)</sup>: 白法祖訳『仏般泥洹經』(大正01 p.168中)

阿沈: 失訳『般泥洹經』(大正01 p.183下)

阿車摩(村): 法顕訳『大般涅槃經』(大正01 p.198上)

阿頭: 『四分律』「菓健度」(大正22 p.874上)

阿牟: 『五分律』「菓健度」(大正22 p.151下)

阿頭佉: 『十誦律』「医菓法」(大正23 p.193中)

(1) 「優曇」は Ātumā の漢訳語であると考えられる。

[1-2] その他の文献資料である。

阿頭摩: 『大智度論』卷第22(大正25 p.220上)

[2] 以下に紹介するように、アートゥマーは「国」と表されることがあるが、これはいくつかのナガラ(都市)やニガマ(市場町)やガーマ(村)を包括した大規模な地域をいうのではなく、ある一定の地域というくらいの意味で、実際は多くの文献がいうように、「村落」程度の規模の地域であったと考えられる<sup>(1)</sup>。

(1) 「モノグラフ」第13号に掲載した【論文15】「パーリ仏典に見る janapada と raṭṭha」を参照されたい。

[2-1] 国とするものには以下のようなものがある。

『十誦律』「医菓法」(大正23 p.193中): 阿頭佉国

『大智度論』卷第22(大正25 p.220上): 阿頭摩国

[2-2] 村、聚、あるいは聚落とするものには以下のようなものがある。

『長阿含』002「遊行經」(大正01 p.019上): 阿越村

法顕訳『大般涅槃經』(大正01 p.198上): 阿車摩村

白法祖訳『仏般泥洹經』(大正01 p.168中): 優曇聚

『五分律』「菓健度」(大正22 p.151下): 阿牟聚落

[2-3] 何も付さないものには以下のようなものがある。

DN.016 Mahāparinibbāna-s. (vol. II p.128)

梵文 Mahāparinirvāṇasūtra (p.272)

Vinaya 「菓健度」(vol. I p.249)

『四分律』「菓健度」(大正22 p.874上)

[2-4] 余談であるが、DN.016 Mahāparinibbāna-s. と Vinaya 「菓健度」はともに、‘Ātumāyaṃ Bhūsāgāre’ とする。校訂者は‘Bhūsāgāra’ と大文字に表記しているから、おそらくこれを固有名詞と考えているのであろう。もしこれが固有名詞であって、町 (nigama) や村 (gāma) をさすのであれば、アートゥマーはそれを含む上位概念の市 (nagara) であることも考えられるが、南伝の訳者はそれぞれ「ブーサーガーラ(靱穀の家)」<sup>(1)</sup> 「打穀場」<sup>(2)</sup> と訳され、中村元氏訳も同様であり、漢訳『遊行經』が「一草廬」とし、固有名詞とせず普通名詞に解していることは中村元氏の指摘するところである<sup>(3)</sup>。また梵文では‘bhūta-āgāra’ (p.274) とあり、生じたものを(納める)家(=倉)とし、法顕訳では「かの村の側に在って、田の間に独坐す(在彼村側田間独坐)」とするほか、失訳『般泥洹經』では阿沈(アートゥマー)の名前を出すだけである。このように‘Bhūsāgāra’ は固有名詞と解すべきではなく、したがってアートゥマーは「村落」程度の地域の名称であったものと考えられる。

(1) 平等通昭訳「南伝大蔵經」第7巻 p.111

(2) 渡邊照宏訳「南伝大蔵經」第3巻 p.437

(3) 中村元訳『ブッダ最後の旅』(岩波文庫 p.267)

[3] またアートゥマーがマッラ国内にあったであろうことは、以下の資料から明らかである。

[3-1] 『涅槃經』において、落雷があったことに気付かなかったと語られるのは1樹下であるが、その地理的關係は以下の通りである。

DN.016 (vol. II p.126): パーヴァー⇒中路の1樹下(プクサに昔のアートゥマーのブーサーガーラでの出来事を語る)⇒クシナーラー

長阿含『遊行經』(大正01 p.018上): 波婆城⇒中路1樹下(福貴に阿越村の1草廬での以前の出来事を語る)⇒拘尸城

法顕訳『大般涅槃經』(大正01 p.197上): 波婆城⇒中路1樹下(弗迦婆に阿車摩村での以前の出来事を語る)⇒鳩尸那城

白法祖訳『仏般泥洹經』(大正01 p.167下): 波旬国⇒下道止坐(胞毘に優曇聚での以前の出来事を語る)⇒鳩夷那竭国

このようにこの1樹下はパーヴァーからクシナーラーへ行く途中であるが、おそらくその場所がアートゥマー村であったものと考えられる。

[3-2] また律蔵「菓健度」における Ātumā を含む遊行コースを整理すると以下のようになる。Vinaya の場合、Āpaṇa よりも前を「……」として省略したが、それはアングッタラーバの項目で紹介した「菓健度」の釈尊の行路から繋がるものである。

Vinaya 「菓健度」(vol. I p.247): ……Āpaṇa (\*Kenīya jaṭila 登場)⇒

Keniya jaṭila の庵⇒Kusinārā (\*Kosinārakā Mallā) ⇒Ātumā・Bhūsāgāra (打穀場) ⇒Sāvattthī

『四分律』「葉捷度」(大正 22 p.873 下) : ……阿摩那城・翅鬘編髮婆羅門園⇒摩羅 (Malla) ⇒波婆城 (Pāvā) ⇒阿頭 (Ātumā) ⇒迦摩羅⇒迦維羅衛國

『五分律』「食法」(大正 22 p.151 下) : ……阿牟聚落 (Ātumā) ⇒波旬邑 (Pāvā 夏安居/盧夷) ……毘舍離城

『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.193 上) : ……阿摩那国 (Āpaṇa) ⇒阿頭佉国 (Ātumā) ⇒波婆国 (Pāvā) ⇒舍衛国

これによると、アートゥマーとパーヴァーおよびクシナーラーの位置関係には微妙な揺れがあるが、『涅槃経』の情報を併せて考えれば、アートゥマーはパーヴァーからクシナーラーへ向かう途中にあったということになるであろう。

[4] 以上のようにアートゥマーの場合は余り紛れがない。簡単にまとめれば、アートゥマーはパーヴァーとクシナーラーの間にあった村の名前であって、パーヴァーやクシナーラーはマウラ国の都市であったから、アートゥマーも当然マウラ国にあったということになる。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)

### 【補註 6】 *Aṅguttarāpa* (アングッタラーパ国)

[0] アングッタラーパ (*Aṅguttarāpa*) にはアーパナ (Āpaṇa) という市場町 (*nigama*) があって、そこに住むケーニヤという螺髻梵志 (*Keniya jaṭila*) が釈尊と 1,250 人もの比丘たちを食事に招待して、その準備に忙しく立ち働いていたためにセーラ (*Sela*) 婆羅門が、「嫁取り (*āvāha*) があるのか、嫁入り (*vivāha*) があるのか、大きな祭祀 (*mahāyañña*) を行うのか、ピンピサーラ王を軍隊と一緒に招待しているのか」と尋ねたというエピソードで有名なところである<sup>(1)</sup>。食後 (非時) に飲料を飲むことが許されたのもこの時のことである。

このアングッタラーパは以下に述べるように普通の国であったようであるが、十六大国でいえば、その所属する国はどこで、どの辺りに位置したのかということ調査する。

(1) *Suttanipāta* 003-007 (p.102)、*Apadāna* 003-040-389 (p.316)、『増一阿含』049-006 (大正 02 p.798 上)、*Vinaya* 「葉捷度」(vol. I p.245)、『四分律』「葉捷度」(大正 22 p.873 上)、『五分律』「食法」(大正 22 p.151 中)、『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.190 下)、『十誦律』「比丘誦」(大正 23 p.413 中)、『十誦律』「因縁品」(大正 23 p.462 上)、『僧祇律』「雜誦跋渠」(大正 22 p.463 中)、『僧祇律』「雜誦跋渠」(大正 22 p.464 上)

[1] アングッタラーパの漢訳名としては以下のものが知られる。

阿牟多羅国：『四分律』「葉捷度」(大正 22 p.873 上)

鴛鴦多羅国：『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.463 中)、『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.464 上)、『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.477 上)

なお『雜阿含』1077 (大正 02 p.280 下) に「央瞿多羅国」という地名が見いだされる。この経は *MN.086 Aṅgulimāla-s.* (鴛鴦掘摩経 vol. II p.097) および『別訳雜阿含』016 (大正 02 p.378 中) と対応し、前者は舞台を *Sāvattthī* の *Jetavana* の *Anāthapiṇḍikārāma* とし、後者は摩竭国桃河樹林とする。これはアングリマーラの活動地であって、したがって「央瞿多羅」はアングリマーラから来た語であると考えられる。『四分律』『僧祇律』などの地名と相似するが、よってこれは異なる地名と判断する。『翻梵語』巻 6 (大正 54 p.1026 下) の「央瞿多羅 國人譯曰體勝」とするもの、この後に「仏見牧牛者示通経」とし、『雜阿含』1077 の内容を挙げるからこちらの方である。

[2] パーリ聖典の中には *Aṅguttarāpa* は *Suttanipāta* 003-007 (p.102) と *MN.054 Potaliya-s.* (vol. I p.359) に出るが、ただ地名のみを記して国とも都市とも村ともしない。しかし漢訳資料ではすべて「国」とする。しかしながら十六大国にこれが上げられることはないから、この「国」は「その中に複数の市場町や田園部=村を擁する普通の国」を表すと考えられる。アーパナという *nigama* (市場町) はその一部である。

[3] それではアングッタラーパという国はどのあたりに存し、十六大国でいえば何国に属していたのであろうか。

[3-1] B 文献資料であるが、*MN.054 Potaliya-s.* に対するアッタカター *Papañcasūdani* (vol. III p.034) には、「アングッタラーパにおいて (*Aṅguttarāpesu*) というアングとは国 (*Aṅgā yeva so janapado*)<sup>(1)</sup> である。またマヒー河の北に水郷があり (*Mahiyā pana nadiyā uttarena āpo*)、そこに遠くないので (*Uttarāpa*、北の水郷) とも呼ばれる。どのマヒー河の北の水郷であるかといえ、それはマハーマヒー (*Mahāmahi*) である」とする。そしてマハーマヒーについて、ヒマラヤから発する五大河 (*pañca mahānadi*)、すなわちガンガー (*Gaṅgā*)・ヤムナー (*Yamunā*)・アチラヴァティー (*Aciravati*)・サラブー (*Sarabhū*)・マヒー (*Mahi*) のうちの第 5 がこれにあたりとし、「この河の北の水郷に遠くない国 (*janapada*) がアングッタラーパであると理解されるべきである」と締めくくっている。

おそらくこの河は、ヒマラヤに水源を有し、西北から流れてきて、現在のガンジス河の南岸の町 *Bhagalpur* とその西 35km くらいにある *Munger* の間くらいでガン

ジス河に合流する、現在の河の名でいえば Majhaul 河にあたるであろう。古代のアンガ国の首都であった Campā はわれわれの調査によれば、この Bhagalpur の西約 8 キロのところにあるガンジス河南岸の現在の Campānagara という村に比定される。この村の近くには現在 Campā と呼ばれる川が南の方からガンジス河に流れこんでおり、パトナ博物館の Dr. O. P. Pandey 氏によると、1970 年にここをパトナ大学が発掘調査して、10 個くらいの古代の建物跡が発見されたということである。その報告書は出されているのであるが、残念ながら出版されていない。したがってマヒー河はおそらくこの Campā という都市の向かいあたりでガンジス河と合流していたものと考えられる ②。

そしてアングッタラーバはこのマヒー河のさらに北にあったのではなかろうか。要するにガンジス河を挟んでチャンパーの北にあったということになるが、ここもまた「国」と呼ばれ、‘janapada’ と呼ばれているから、独自の文化を持った国であったわけであるが、しかし政治的にはアンガという十六大国に数えられる国に属していたのであろう。また後に書くようにこのアンガさえも、釈尊時代にはマガダ国の属国であったから、大きくいえばマガダの支配下にあったということになる。

(1) janapada の示す概念は「モノグラフ」第 13 号に掲載した【論文 15】「パーリ仏典に見る janapada と ratṭha」を参照されたい。

(2) *A Historical Atlas of South Asia*, The University of Chicago Press, 1978 の p.019 の B 地図では、マヒー河は今の Gandak 河よりも東にあって、北からガンジス河に Campā よりも西あたりで合流するように描かれている。

[3-2] ところで *Suttanipāta* (p.102) には、「ある時世尊はアングッタラーバを 1,250 人の比丘からなる大比丘サンガとともに遊行して、アーバナというアングッタラーバの町に住された (Āpaṇaṃ nāma Aṅguttarāpānaṃ nigamo)」とし、『四分律』(大正 22 p.873 上)は「爾時世尊從阿牟多羅國人間遊行、至阿摩那城在翅菟編髮婆羅門園中」とし、『僧祇律』(大正 22 p.463, p.464 上, p.477 上)はケーニヤが住んでいたところを「佛耆求多羅國遊行。時雞尼耶螺髻梵志聞世尊來」として、アーバナはアングッタラーバの町であったとするのであるが、このアーバナをアンガ (Aṅga) 国に属する町 (nigama) とみていた経がある。

SN.048-050 (vol.V p.225) : あるとき、釈尊はアンガ国のアーバナという名のアンガ国人の町に住された (ekaṃ samayam Bhagavā Aṅgesu viharati Āpaṇaṃ nāma Aṅgānaṃ nigamo) ①。

『中阿含』192「加樓烏陀夷經」(大正 01 p.740 下) : 我聞如是。一時佛遊耆伽國中。與大比丘衆俱。往至阿毘那住毘若精舍。

『中阿含』081「念身經」(大正 01 p.554 下) : 一時佛遊耆祇國中。與大比丘衆俱往詣阿和那毘尼住處。

というものである。上述したようにアングッタラーバはアンガ国に属する属国であるとすれば、アーバナが「アンガ国のアーバナという町」とされているとしても

不思議ではないわけである。

なおスッタニパータ、およびマジマ・ニカーヤの註釈によると、この町 (nigama) には 2 万の商店 (āpaṇa) が軒を連ね、その特徴づけられる光景によりアーバナ (店、市場) という名がつけられたという ②。

(1) PTS テキストでは Āpaṇa とする。

(2) *Papañcasūdanī* (vol.III p.037) には「《アーバナ (Āpaṇa) という名》とは、この町 (nigama) には 2 万の店 (āpaṇa) の戸口が区分されていたという (Āpaṇaṃ nāma ti tasmim kira nigame visati āpaṇamukhasahassāni vibhattāni ahesum.)」とある。

また *Paramattha-Jothikā* (II vol.II p.440) にも「商店 (āpaṇa) が沢山あるので、その町 (nigama) は《アーバナ (Āpaṇa) 》とだけいうの名を得た。そこには、聞くところでは、2 万の店舗が戸口を〔並べて〕区分されていた (āpaṇabahulatāya so nigamo Āpaṇo tv eva nāmaṃ labhi, tasmim kira visati āpaṇamukhasahassāni vibhattāni ahesum.)」。『仏のことは註 (3)』(p.254)

[3-3] またアングッタラーバと他の都市ないし国との地理的な関係を示すものも存する。

律蔵の「業健度」であるが、*Vinaya* (vol. I p.240 以下) には次のように記されている。

バディヤ市 (Bhaddiyanagara) にメンダカ (Meṇḍaka) という居士がいて、居士も妻も息子も穀物や食物や金銀が自然にわき出してくるという神通力を持っていた。マガダ国のピンピサーラ王は自分の領土に (amhākaṃ vijite) そのような神通力を有する者がいるという噂を聞いて、大臣に見て確かめてこいと命じ、大臣は確かめてその通りだと報告した。

ときに世尊はヴェーサーリーに随意の間住されて、バディヤに向けて遊行された。居士メンダカは世尊を訪ねて行って法を聞き、優婆塞となった。世尊はバディヤに随意の間住されてから、アングッタラーバに向かって遊行された。それを知ったメンダカは比丘らに行路の際の糧食 (pātheyya) を許されたいと願い出て許された。

そしてアーバナに到着された世尊はケーニヤ螺髻梵志の供養を受けられ、食後の飲料を許された。さらに世尊はアーバナに随意の間住された後に、クシナーラーに向けて遊行された。

釈尊の遊行経路だけを抜き出すと次のようになる。

ヴェーサーリー⇒バディヤ⇒アングッタラーバ⇒アーバナ⇒クシナーラー  
他の漢訳律も内容はほぼ同じであるが、釈尊の遊行経路には若干の相違がある。

『四分律』「業健度」(大正 22 p.872 中以下) : 毘舍離⇒蘇彌⇒跋提城⇒阿牟多羅國 (Aṅguttarāpa) ⇒阿摩那城 (Āpaṇa)

『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.191 上) : 毘耶離⇒修摩国 ① ⇒波提城・勝葉林⇒頻闍山⇒漫陀耆尼池の岸上 (\*結髮仙人・鷄尼耶) ⇒阿摩那国

(Āpaṇa) ⇒阿頭佉国 (Ātumā) ⇒波婆国 (Pāvā)

このようにこれらは、ヴェーサーリーからバディヤに至る間に蘇彌あるいは修摩(蘇摩)をはさむのである。この蘇彌、修摩(蘇摩)については【補註11】で検討する。

これにたいして『五分律』「食法」(大正22 p.150中)は

王舎城<sup>(2)</sup> ⇒跋提城・岡林樹下⇒(漸漸に北行して) 罽那編髮外道住処⇒阿牟聚落 (Ātumā) ⇒波旬邑 (Pāvā)

とし、これは出発点をヴェーサーリーではなく王舎城とし、そこからバディヤに至られたとする。

ヴェーサーリーはガンジス河の北側に位置し、アングッタラーバもガンジス河の北側に位置するから、バディヤもガンジス河の北側に位置するとすれば、*Vinaya* や『四分律』『十誦律』の記述はきわめて妥当な遊行経由ということになるのであるが、『五分律』ではこのように理解しにくいわけである。

ところでこのバディヤは *Dhammapada-A.* (vol. I p.384) によれば、アング国のバディヤ市 (*Āṅgaraṭṭha Bhaddiyanagara*) とする。そうすると先の『五分律』に分がありそうであるが、ガンジス河の北側にあったアングッタラーバもアング国に属していたとされるのであるから、このバディヤも同様に考えて差し支えないであろう。とするならばやはり *Vinaya* や『四分律』『十誦律』のように、世尊はヴェーサーリーから出発されたのであって、したがってバディヤもガンジス河の北側にあり、ヴェーサーリーとアングッタラーバの間において、アング国に属していたと考えるのが妥当であろう。

以上のように考えると、ガンジス河の北側には、ヴェーサーリーから蘇彌あるいは修摩を経由してバディヤに行き、そこからアングッタラーバに行き、その近くでガンジス河を渡ってチャンパーに達する道があったということになる。

この道は次の2つのルートが考えられる。現在の *Majhau* 河の上流は昔のヴェーサーリーに隣接する *Muzaffarpur* 郡を流れているから、1つの道はマハーニー河に沿って走っていた道であり、もう1つは現在、*Bhagalpur* のガンジス河を挟んだ対岸には *Bihpur* という町があり、そこからガンジス河にそって *Khagaria*、*Begusarai* を通り、そこから西北に *Muzaffarpur* に通じる道路(東の方は国道31号線、西の方は国道28号線)があるから、その経路である。ヴェーサーリーはこの *Muzaffarpur* の西南25kmくらいのところにある。

しかしながら漢訳の『四分律』や『十誦律』ではヴェーサーリーとバディヤの間にも蘇摩ないしは蘇彌、速摩などと表される土地があり、これは国であって、漢訳聖典においては十六大国にも含まれている<sup>(3)</sup>。そして『十誦律』ではこの国には婆提城(バディヤ)と蜜城という2つの都市があったとする。とはいいいながらパーリ聖典やアッタカターにはこの国のことについては記するところがないから、パー

リ聖典の方を優先するわれわれの資料観からすればアング国に属していたとするしかないが、しかし【補註11】で考察するように、この地域はパ・漢に共通する資料が形成された以降に「国」として発展したと考えるならば、それなりの広い地域を想定しなければならぬであろう。もしそうとするならば、国道31号線と国道28号線の方面にはヴェッジとガンジス河の間に挟まれてそれほどの広さを擁することはできないから、マハーニー河の流域にあったとした方がよいかも知れない。

なおこれら「葉鍵度」の終着点はクシナーラーないしはパーヴァーであって、アングッタラーバとは大きく方向が異なり、むしろ真逆である。したがってアングッタラーバとクシナーラーないしはパーヴァーとの間には空間的なつながりはなく、おそらく主題的なつながりがあったのみであろう。しかし深読みすれば、釈尊の活動範囲はこのアングッタラーバないしはチャンパーあたりが東辺であったとすることができるかも知れない。

(1) 明本では「蘇摩」とし、後では蘇摩とする。

(2) 「仏在王舎城。爾時跋提城有長者名文荼」とする。

(3) 『仏説入仙経』(大正01 p.213下)、『中阿含』202「持齋経」(大正01 p.772中)、『優婆夷墮舎迦経』(大正01 p.912下)

[3-4] 次にアングッタラーバの政治的な環境について考えておこう。

*DN.004 Soṇadaṇḍa-s.* (vol. I p.111) には、「その時、婆羅門ソーナダダはチャンパー市に住んでいた。この市は生活に余裕あり、草木水に富み、穀物に富んだ王領地であって、マガダ王セーニヤ・ピンビサーラによって与えられた浄施の拝領地であった」とする。また *Dhammapada* (vs.632~) のソーナ・コーリヴィサの13の詩句集成の最初の偈に、「彼はかつてアング王の侍臣として王国の内でも位高き顯官であったが、今ではもろもろの理法の理解にすぐれている。ソーナは苦しみの彼岸に達した」(中村訳)とされるが、アング王についてパーリのアッタカターではマガダ国のピンビサーラとする<sup>(4)</sup>。

そして先に紹介したように *Vinaya* (vol. I p.240以下) には、「バディヤ市 (*Bhaddiyanagara*) にメンダカ (*Meṇḍaka*) という居士がいて、妻にも息子にも穀物や食物や金銀が自然にわき出してくるといふ神通力があつた。マガダ国のピンビサーラ王は自分の領土に (*amhākaṃ vijite*) そのような神通力を有する者がいるという噂を聞いて、大臣に見て確かめてこいと命じ、大臣は確かめてその通りだと報告した」とされていることを紹介した。

このようにアング国も、アング国に属していたバディヤ市も、マガダのピンビサーラ王の支配下にあったようであるから、当然のことながらアングッタラーバ国もピンビサーラ王の支配下にあったものと考えられる。

ただし『長阿含』022「種徳経」(大正01 p.094上)には、「一時佛在鶯伽國。與大比丘衆千二百五十人俱遊行人間。止宿瞻婆城伽伽池側。時有婆羅門名曰種徳。住瞻婆城。其城人民衆多熾盛豐樂。波斯匿王即封此城。與種徳婆羅門以爲梵分」と

あり、鸯伽（アング）国内の瞻婆（チャンパー）城はコーサラ国の波斯匿（パセナディー）王に封された土地とする。しかしその他の数多くの資料からも地理的な面からも、この伝承は信頼できない。

(1) *Paramatthadīpanī* V vol. II pp.267~268

[4] 上記を簡単にまとめておこう。

アングッターバはアング国に属する都市であり、ガンジス河の北側にあつて、ヴェーサーリーにつながる交易路上にあつた。そしてアングッターバの近くでガンジス河を渡ると、そこがアング国の首都のチャンパーであつた。しかしアング国もアングッターバ国も政治的にはピンピサーラ王の支配下にあつた。アングッターバはその市域の中にアーバナという市場町を擁し、アッタカターによればそこには2万の商店 (*āpaṇa*) が軒を連ねており、そこでアーバナという名がついたというから、アングッターバそのものも豊かな国であつたことが推測される。それは螺髻梵志ケーニヤが釈尊一行を「嫁取り (*āvāha*) があるのか、嫁入り (*vivāha*) があるのか、大きな祭祀 (*mahāyañña*) を行うのか、ピンピサーラ王を軍隊と一緒に招待しているのか」と勘違いされるほどの供養をなしたというエピソードによつても彷彿とされる。おそらくマガダともヴァッヅとも密接な経済的関係を有していたのであろう。あるいはそこはガンジス河下流のヒンドゥスタン平野の東部との中継地点になっていたのかも知れない。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)

### 【補註7】 *Ālavī* (アーラヴィー国)

[0] アーラヴィー (P. *Ālavī*, Skt. *Aṭavi*) は釈尊がアーラヴァカ・ヤッカ (*Ālavaka-yakka*) を降伏されたところとして有名である<sup>(1)</sup>。またこの地には、釈尊が「四摂事をもって人々を摂する (*catūhi saṅgahavatthūhi parisam saṅgāhantānaṃ*) 第一」と褒め称えた、優れた優婆塞のハッタカ (*Hatthaka ālavaka*) 長者があつた<sup>(2)</sup>。「アーラヴィカー」 (*ālavikā*) と呼ばれるセラー (P. *Selā*, Skt. *Śailā*) 比丘尼もこの地の出身である<sup>(3)</sup>。ヴァンギーサ長老とその師ニグローダ・カッパ (*Nigrodhakappa*) は、この地のアッガーラヴァ・テューティヤ (*Aggālava cetiya*) に住んでいたとされ、またニグローダカッパはそこで入滅した<sup>(4)</sup>。また種々の制戒の因縁になる事件がアーラヴィーを舞台とする<sup>(5)</sup>。雨安居地伝承は、釈尊のこの地における雨安居を一回数える。年次を挙げる雨安居地伝承はそれを第16年とする。

なおアーラヴィーについてはすでに本モノグラフの第6号 (【論文5】 - 【4】 - 【4】) に資料を紹介してあるため、ここに全てを繰り返すことは避ける。合わせて参照されたい。

(1) *SN.010-012* (vol.I p.213) : *Suttanipāta 001-010* (p.031) など。

(2) *AN.001-014-001~007* (vol.I p.026) . 原始仏教聖典中のハッタカ長者の記事については『モノグラフ』第6号【論文5】【4】 - 【4-3】参照。*SN.-A.* (vol.I p.316) 、*AN.-A.* (vol.I p.389) 、*Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol I p.217) によれば、ハッタカ長者はもとアーラヴィー国の王子であり (*Ālavaka kumāra*) 、アーラヴァカ・ヤッカの犠牲に供されるところを釈尊に救われ、ヤッカから釈尊に手渡されたことからハッタカ (手) ・アーラヴァカと呼ばれるようになったという。

(3) 彼女も前註のハッタカと同様にアーラヴィー王の娘とされる (*Therigāthā-A.*, p.062) 。しかし *SN.005-001* (vol.I p.128) 、『雑阿含』1198 (大正02 p.325下) 、『別訳雑阿含』214 (大正02 p.453中) に登場する *Ālavikā* (阿騰毘、曠野) 比丘尼と *SN.005-009* (vol.I p.134) 、『雑阿含』1202 (大正02 p.327上) 、『別訳雑阿含』218 (大正02 p.454下) に登場する *Selā* (尸羅、石室) が同一人物である確証はない。*SN.-A.*も同一人物であるとは言及していない。

(4) 『モノグラフ』第6号【論文5】【4】 - 【4-2】参照。

(5) アーラヴィーで制戒された戒については『モノグラフ』第6号【論文5】【4】【4-4~15】

[1] *Ālavī* の漢訳名としては以下のものがある。

[1-1] A資料には次のような訳語が見出される。

阿邏鞞伽邏：中阿含 040「手長者経」卷上 (大正01 p.482下) 、中阿含 041「手長者経」卷下 (大正01 p.484中)

阿羅毘：増一阿含 028-003 (大正02 p.650上) 、十誦律 (大正23 p.010下など) 、十誦律 (大正23 p.020中)

阿羅鞞：鼻奈耶 (大正24 p.875b)

阿茶髀：五分律「僧残006」 (大正22 p.013上など)

阿茶髀：五分律「墮006」 (大正22 p.039下)

曠野：雑阿含594 (大正02 p.159上) 、雑阿含1213 (大正02 p.330下) 、

雑阿含1221 (大正02 p.333上) 、別訳雑阿含188 (大正02 p.442上) 、

別訳雑阿含255 (大正02 p.463上) 、四分律「捨墮011」 (大正22

p.613下など) 、五分律「墮037」 (大正22 p.053中) 、僧祇律「僧残

006」 (大正22 p.276上など)

廣野：僧祇律「尼薩耆波夜提013」 (大正22 p.307下)

[1-2] B資料およびその他の資料には以下のような漢訳語が見出される。

阿羅毘：出曜経 (大正04 p.672中) 、大集経 (大正13 p.371下) 、薩婆

多毘尼毘婆沙 (大正23 p.520下) 、善見律毘婆沙 (大正24 p.776下) 、

毘尼母经 (大正24 p.841中) 、大智度論 (大正25 p.261上) 、四諦論

(大正32 383上)

阿羅毘迦：善見律毘婆沙 (大正24 p.764中)

阿臘：仏所行讚 (大正04 p.040中)

補註

曠野：根本有部律「波羅市迦 003」（大正 23 p.663 上など）、法句譬喻經（大正 04 p.607 中）、雜寶藏經（大正 04 p.486 下）

曠野：大般涅槃經（40 卷 大正 12 p.460 下）、大般涅槃經（36 卷 大正 12 p.703 上）

大野：八大靈塔名號經（大正 32 p.773 中）

[2] アーラヴィーは漢訳では国や村とされるが、どのような規模の場所であったのか。

パーリのニカーヤと律はアーラヴィーに「国」「都」などの行政単位としての属性を一切与えていない。以下は、漢訳資料やアッタカターがこの地を国、城、村のいずれにするか、参考として調査した結果である。

[2-1] 「国」とするA資料には以下のものがある。

別訳雜阿含 188（大正 02 p.442 上）：曠野国

四分律「捨墮 011」（大正 22 p.613 下など）：曠野国

十誦律（大正 23 p.010 下など）：阿羅毘国

[2-2] 「国」とするB資料には以下のものがある

薩婆多毘尼毘婆沙（大正 23 p.520 下）：阿羅毘国

大智度論（大正 25 p.261 上）：阿羅毘国

大集經（大正 13 p.371 下）：阿羅毘国

[2-3] 「城」とするA資料には以下のものがある。

四分律「单提 006」（大正 22 p.638 下など）：曠野城

僧祇律「单提 006」（大正 22 p.336 下など）：曠野城

[2-4] 「城」とするB資料は以下のものである。

善見律毘婆沙（大正 24 p.776 下）：阿羅毘城

[2-5] 「村」とするA資料には以下のものがある。

五分律「僧残 006」（大正 22 p.013 上など）：阿茶毘邑

五分律「墮 006」（大正 22 p.039 下）：阿茶毘邑

五分律「墮 007」（大正 22 p.040 上）：阿茶毘邑

五分律「墮 037」（大正 22 p.053 中）：曠野鬼村

僧祇律「僧残 006」（大正 22 p.276 中など）曠野聚落に曠野精舎があったとする。

僧祇律「尼薩耆波夜提 013」（大正 22 p.307 下）：廣野聚落

[2-6] 「村」とするB資料には以下のものがある。

大般涅槃經（大正 12 p.703 上）：曠野聚落

善見律毘婆沙（大正 24 p.764 中）：阿羅毘迦者。是聚落名也。

[2-7] 以下は「精舎」「林」「澤」その他とするA資料である。

中阿含 040「手長者經」卷上（大正 01 p.482 下）：阿邏鞞伽邏

中阿含 041「手長者經」卷下（大正 01 p.484 中）：阿邏鞞伽邏

増一阿含 028-003（大正 02 p.650 上）：阿羅毘祠側

別訳雜阿含 255（大正 02 p.463 上）：第一曠野林

雜阿含 1221（大正 02 p.333 上）、雜阿含 1213（大正 02 p.330 下）：曠野禽獸之處

[2-8] B資料には以下のものがある。

根本有部律「波羅市迦 003」（大正 23 p.663 上など）：曠野林

根本有部律「泥薩祇波逸底迦 014」（大正 23 p.736 下）：曠野林

法句譬喻經（大正 04 p.607 中）：曠野澤

仏所行讚（大正 04 p.040 中）：阿臘山<sup>(1)</sup>

(1) 『ブッダチャリタ』の梵文は欠。第 21 章の第 18 偈。チベットは 'brog.

[2-9] パーリのアッタカターではアーラヴィーは 'raṭṭha' または 'nagara' とされる。

SN.-A. (vol.I p.189) = SN.005-001 (vol.I p.128) の註：「アーラヴィカー」とはアーラヴィーに生まれ、アーラヴィー・ナガラから出て出家した〔諸比丘〕のことである (ālavikā ti ālaviyaṃ jātā ālavinagarato yeva ca nikkhamma pabbajitā.)。

SN.-A. (vol.I p.316) = SN.010-012 (vol.I p.213) の註：「アーラヴィーにおいて」とは、「アーラヴィー」はラッタの名前でも、ナガラの名前でもある。そして、その〔アーラヴァカ・ヤッカの〕住処はナガラの近く、1 ガーヴタだけのところにあった。世尊はそこに住して、そのナガラを托鉢場所として、「アーラヴィーに住した」と言われる (ālaviyaṃ ti ālavi ti taṃ raṭṭham pi nagaram pi. tañ ca bhavanaṃ nagarassa avidūre gāvutamatte ṭhitam. bhagavā tattha viharanto taṃ nagaram upanissāya ālaviyaṃ viharatī ti vutto.)。

AN.-A. (vol.I p.389) = AN.001-014-001~007 (vol.I p.026) の註：〔ハッタカ・アーラヴァカが〕現在の仏の出現の時にアーラヴィー・ラッタの、アーラヴィー・ナガラにおいて、アーラヴィー王の家に生まれ、翌日、食事の器とともにアーラヴァカ〔・ヤッカ〕のもとに送られた (imasmim buddhuppāde ālaviraṭṭhe ālavinagare ālavakassa rañño gehe paṭisandhim gaṇhi, sve bhattachāyā saddhim ālavakassa pesetabbo aho.)。

AN.-A. (vol.II p.224) = AN.003-004-034 (vol.I p.136)：「アーラヴィーにおいて」とは、アーラヴィー・ラッタにおいての意である (ālaviyaṃ ti ālaviraṭṭhe.)。

Samantapāsādikā (vol.III p.561) = Vinaya 'Samghādhisesa 006' (vol.III p.144) の註：「アーラヴァカー」とは、アーラヴィー・ラッタ

で生まれた子供がアーラヴァカーという (*tattha ālavakā ti ālaviraṭṭhe jātā dārakā ālavakā nāma*)。

*Samantapāsādikā* (vol.IV p.760) = *Vinaya 'Pācittiya 011'* (vol.IV p.034) の註: [釈尊が樹神にそこに行くように示した] その樹はアーラヴィー・ラッタに (*ālaviraṭṭhe*) あったのではなくて……

*Jātaka-A.016 Tipallatthamiga-j.* (vol.I p.160) : ある時、師がアーラヴィー・ナガラを托鉢場所として、アッガーラヴァ・テューティヤに住された時に (*ekasmim hi kāle satthari āḷavinagaraṃ nissāya aggāḷave cetiye viharaṇte*……)

[2-10] アーラヴィーには建国にまつわる伝説がある。もっとも詳細な『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.883 下)、*bka' 'gyur, 'dul ba* (北京版 *Ñe, 140b/6-*) の伝承によれば、以下のようである。

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、南方の千人力の壮士が王舎城に至り、影勝 (*Bimbisāra*) 王に謁見して自身の武力を述べ、王は喜んで重禄を与えて大将に任じる。時に摩竭陀 (マガダ) 国と橋薩羅 (コーサラ) 国との間に大曠野処があり、そこで 500 の群賊が旅商を襲うため人の往来が絶えていた。王は大将に命じて賊を成敗させる。大将は 500 人の中の 100 人を射殺して、残りの 400 人を説得して殺さず、新しく城を築いて諸人を集め、其処に住み曠野城 (*Aṭavi*) と名づける。この城の人々は結婚の祝い事の際には大将を招いて歓待することを取り決めたが、ある時、貧しい人が結婚しようにも大将を歓待する余裕がなかったため、新妻の初夜を大将に捧げることにした。これより以後それが慣習になってしまったが、ある時、結婚をひかえた娘が曠野城の男たちを「妻を先に他の男に与えるなどは男ではない」と侮辱し、それをきっかけとして、人々は大将を殺害する。大将は死ぬ間際に「我が本意ではなく、汝らが自ら望んでやったことではないか」と言ったうえで、業叉に生まれ変わって人々を喰らう邪願をたてる。

大将は業叉に生まれ変わって曠野叢林中に住んで人々に災害をもたらした。人々は謝罪して、日ごとに一人一人を彼の食事にあてることにする。ある時、ある長者に子が授かったがその家の順番が回ってきてしまい、子を業叉に差し出すことになってしまう。その時、釈尊は長者の妻子と曠野城の人々を憐れみ、遊行して曠野城に至り、業叉に法を説いて三帰・五戒を授ける。業叉は長者の子を釈尊に奉り、釈尊はその子を父母に返し、業叉が手ずから釈尊にあずけ、釈尊から手ずから父母に与えたことから、その子は曠野手 (*Hastaka āṭavaka*) と名づけられた。曠野手が成長すると、彼は人々から王に選ばれた。

その時、影勝王、勝光 (*Prasenajit*) 王、明勝 (*Udayana*) 王、リッチャヴィの貴族らが、世羅 (*Selā*) 比丘尼が勝音城 (*Roruka, Rauruka*) より連れてき

て妙音 (*Ghoṣila*) 長者に養育させた、除患 (*Bhiru*) 大臣 (*Rudrāyaṇa* 王の大臣) の娘・紺容 (*Śyāmāvati*) を求めたが、彼女は曠野手に嫁ぐことを望んだ。

釈尊は曠野手が紺容と会ってしまうと、愛に染まって生死中から出離できなくなることを知って、王舎城から曠野城に行き、牛跡捨地 (*Gomagga?*) に臥しておられた。曠野手は釈尊が牛跡捨地に來られたことを聞いて、そこに赴く。釈尊は曠野手に説法し、不還果を獲得させる (*AN.003-004-034*, vol.I p.136、『増一阿含』028-003、大正 02 p.650 上に対応する)。曠野手が紺容に去るも留まるも自由にさせると、紺容は仏子のために給仕人になることを望む。曠野手は四事供養をして欠乏させることがなかった。

曠野手は命終した後、無熱天に生まれ、そこから釈尊のところへ詣で、偈を唱えて消える (『雜阿含』059 大正 02 p.159 上、『別訳雜阿含』188 大正 02 p.442 上に対応する)。

全同ではないが、同様の物語が他に存する。人を喰らう業叉の因縁を語る、アーラヴィーの建国に関わる冒頭の部分は『雜宝藏經』(大正 04 p.486 下)、『法句譬喻經』(大正 04 p.607 中) に類似する物語があり、『大般涅槃經』(40 卷 大正 12 p.460 下)、『大般涅槃經』(36 卷 大正 12 p.703 上)、*SN.010-012* (vol.I p.213) の註釈である *SN.-A.* (vol.I p.316)、*AN.001-014-001~007* (vol.I p.023) の註釈である *AN.-A.* (vol.I p.389)、*Suttanipāta* (p.31) の註釈である *Suttanipāta-aṭṭhakathā* (vol.I p.217) は、業叉の由来を物語る箇所はなく、人を喰らう業叉から救われた子供がハツカ長者になるくだりを物語る (1)。

ここで重要なのは建国に関わる箇所であるが、ピンピサーラ王から派遣された人物がアーラヴィーの初代の王になることから、アーラヴィーとマガダ国との関わりが示されていると考えられる。なおこれを支持する資料として、一件のみであるが『雜阿含』1326 (大正 02 p.364 中) が「一時佛在摩竭提國人間遊行。到阿騰鬼住處夜宿」とする。この伝説を信用するならば、アーラヴィーの建国は新しく、ピンピサーラ王の代に、すなわち釈尊の時代に成立し、それ以前はこの地は単なる文字通りの「曠野」であり、アーラヴィーはマガダ国の勢力範囲内にあったことになるであろう。

確かにアーラヴィーのサンスクリット語形は '*Aṭavi*' であり、これは本来「森」の意味である。'*āṭavika*' には「林棲者」の意がある。この地名の意識の漢訳がすべて「曠野」としているのはそれによっている。

ただし南伝ではアツカターにもこの建国伝説は語られておらず、しかもハツカ・アーラヴァカの父親がアーラヴィー王であったとし、アーラヴァカ・ヤッカの前生が王であるとする北伝と異なっていて一致しない。また北伝のアーラヴィー建国伝説は、『雜阿含』590 (大正 02 p.156 下) や『別訳雜阿含』183 (大正 02 p.439 中) に過去世の話として語られる曠野の五百の群賊と無関係ではないかも

しれない。

- (1) パーリのアッタカターのアーラヴィー国王が狩猟の際に夜叉に出くわし、国民を犠牲にすることで自身を救う作は、*Jātaka* 398 *Sutano-j.*の過去話にパーラーナシー王・ブラブマダッタの物語としてほぼ同文で語られている。

[3] アーラヴィーの風土、他の都市ないしは国との地理的關係はどのようなものであるか。

[3-1] 風土については以下のような資料がある。

冬の季節には寒い地であったとされる。

*AN.003-004-034? 035* (vol.I p.136) : 釈尊がアーラヴィーの牛の道 (*Go-magga*) のシンサパー樹林 (*siṃsapāvana*) の葉の敷物 (*paṇṇasanthara*) におられた時、ハッタカ・アーラヴァカが散歩の途中でそこを通りかかって、釈尊に「よくお休みになれましたか」と声をかけ、釈尊はそれに答えて「私はこの世でよく休めるものの一人である」と答えられる。それに対してハッタカは「大徳よ、冬の夜は寒く、〔マーガ月の最後の4日間とバグナ月の最初の4日間の〕8日間は雪の降る時節です。地は牛の蹄に蹂躪されて荒れ、葉の敷物は薄く、樹の葉はまばらで、袈裟衣は冷たくて、冷たいヴェーランバ風が吹きます (*sitā, bhante, hemantikā ratti, antaraṭṭhako himapā-tasamayo, kharā gokaṇṭakahatā bhūmi, tanuko paṇṇasantharo, viraḷāni rukkhassa pattāni, sītāni kāsāyāni vatthāni, sīto ca verambho vāto vāyati*) 」と言う。

増一阿含 028-003 (大正 02 p.650 上) : 一時佛在阿羅毘國側。爾時極爲盛寒樹木凋落。爾時手阿羅婆長者子。出彼城中在外經行。漸來至世尊所。到已頭面禮足在一面坐。爾時彼長者子白世尊言。不審。宿昔之中得善眠乎。世尊告曰。如是童子。快善眠也。時長者子白佛。今盛寒日萬物凋落。然復世尊。坐用草蓐所著衣裳極爲單薄。云何世尊作是說。我快得善眠。……

大智度論 (大正 25 p.261 上) : 阿羅毘國土風寒。又多瘧。佛於中坐臥。不以爲苦。

大智度論 (大正 25 p.649 下) : 阿羅婆伽林中棘刺寒風。佛在中宿。

またアーラヴィーは耕作に適さない土地であったのか、養蚕が盛んであったらしい。

*Vinaya 'Nissaggiya 011'* (vol.III p.224) によれば、アーラヴィーにおいて六群比丘が敷具に絹糸を混ぜようと思ひ、養蚕人 (*Kosiyakāraka*) のところに行くが、その養蚕人をはじめ人々から批難がおこり、釈尊は比丘が絹糸を混ぜて敷具を作することを禁止したとある。『四分律』「捨墮 011」(大正 22 p.613 下)、『五分律』「捨墮 021」(大正 22 p.034 下) も同様である。『僧祇律』「尼薩耆波夜提 013」(大正 22 p.307 下) では制戒は

毘舍離であるが、ある比丘がアーラヴィー (廣野聚落) に絹糸をもらいに行くことが事の発端である。

*Dhammapada-A.* (vol.III p.170)、*Suttanipāta-A.* (vol.I p.266) に見られる釈尊が織師の娘 (*pesakāradhitar, tantavāya-dhitar*) を教化する物語が、アーラヴィーを舞台とすることも偶然ではないであろう。

[3-2] 地理的な情報は以下のものがある。

*Vinaya 'Senāsanakkhandhaka'* (vol.II pp.170~175) : 釈尊は舍衛城からキターギリ (*Kiṭāgiri*) に赴かれ、キターギリ (*MN.070 Kiṭāgiri-s.* vol.I p.473 によればカーシ国の *nigama*) に随意の間住されてからアーラヴィーに赴かれ、随意の間アーラヴィーに住された後に王舎城に向かわれる。

*Vinaya 'Senāsanakkhandhaka'* (vol.II p.175) : 摩訶迦葉が王舎城で雨安居を過ぎてからアーラヴィーに至る。

五分律「墮 007」(大正 22 p.040 上) : 釈尊がアーラヴィーからコーサンビーのゴーシタ園に赴く (時佛從阿茶脾邑。到拘舍彌國罽羅園)。

五分律「墮 006」(大正 22 p.039 下) : 釈尊が舍衛城からアーラヴィーに至る (佛在舍衛城。與五百比丘僧。至阿茶脾邑)。

四分律「房舍捷度」(大正 22 p.943 上) : 釈尊がマガダからアーラヴィーに至る (爾時世尊。從摩竭國。至曠野城)。

根本有部律「波逸底迦 082」(大正 23 p.884 上) : マガダ国とコーサラ国の中間に位置した (摩揭陀橋薩羅二國中間。大曠野處)。

法句譬喻經 (大正 04 p.607 中) 王舎城から三四十里 (去城三四十里。於曠野澤中)。

*SN.-A.* (vol.I p.319)、*Suttanipāta-A.* (vol.I p.220) : 釈尊が舍衛城から 30 由旬行って [アーラヴァカ・ヤッカ] の住処に入る (*sāvattitho tim-sa yojanāni gantvā tassa yakkhassa bhavanam pāvisi.*)。

以上から、アーラヴィーの位置は以下の条件によって限定されるかもしれない。

- ①カーシ (キターギリ) と王舎城の間
- ②マガダ国とコーサラ国の中間
- ③コーサンビーにも移動が可能
- ④『法句譬喻經』「王舎城から三四十里」、*SN.-A.* と *Suttanipāta-A.* 「舍衛城から 30 由旬」

すでに【論文 5】にあげた資料であるが、もう一度『法顯伝』と『大唐西域記』を確認する。

『法顯伝』(大正 51 p.864 上) は「法顯還向巴連弗邑。順恒水西下十由延得一精舍。名曠野。佛所住處。今現有僧。復順恒水西行十二由延。到迦尸國波羅奈城。城東北十里許得仙人鹿野苑精舍。……」と記し、パータリプトラから西に 10 由旬、

パーラーナシーから東に12由旬のところに曠野（アーラヴィー）があったとする。

『大唐西域記』（大正51 p.908上；水谷 vol. II p.358）は戦主国の大城（現 Ghāzipur）より東へ行くこと二百余里に阿迦陀羯刺拏僧伽藍（現 Ballia の東1マイルの小村 Bikapur に比定される）があり、そこから東南へ行くこと百余里で南してガンジスを渡り摩訶婆羅邑（現 Arrah の西6マイルの Masār 村に比定される）に至り、ガンジスの北に那羅延天祠（現 Revelganj に比定される）があり、そこから東へ行くこと三十余里のところに無憂王の建てた牽堵波があって、そこで釈尊が曠野鬼を降伏したと伝えている。またその伏鬼牽堵波から東南へ百余里で一牽堵波（如来が寂滅して舍利が八分された際に、舍利を量った婆羅門が瓶についていた舍利を入手して立てた瓶塔の跡）があって、そこから東北へガンガーを渡り百四、五十里で吠舍釐国に至るといふ。

近代の研究の成果としては、A. Cunningham と A. F. R. Hoernle はアーラヴィーを the United Provinces (Uttar Pradesh の旧称、公式名 Provinces of Agra and Oudh) の Unnao ディストリクトの Newal もしくは Nawal に比定し、Nandalal Dey は Etāwah の北東27マイルの Aviwa (Airwa) に比定した<sup>(1)</sup>。Āḷavi をカーシの西にする宮坂宥勝『仏教の起源』（山喜房仏書林、1971年）の付録の地図、Kaṇṇakujja の南にするシカゴ大学の地図（A Historical Atlas of South Asia, The University of Chicago Press, 1978）はこれにもとづいているのであろうか（ただしシカゴ大学の地図ではパーラーナシーとパータリプトラの間にも‘?’つきでアーラヴィーを示す）。

Unnao ディストリクトも Airwa もカーシのはるか西であり、①②に合わない。ここをアーラヴィーとする根拠は仏教典籍からは得られない。

玄奘にしたがえば、アーラヴィーは現在のチャープラー（Chāpra）近辺に比定される。しかし遺跡などは何も見つかっておらず、またここはパトナ（パータリプトラ）に距離が近すぎるため、法頭の挙げる数字と食い違う。『法句譬喻經』の王舎城から三四十里という情報にも合わない。

我々は本モノグラフ【論文4】および【論文5】においてアーラヴィーを Ballia に仮定した。Ballia はおよそパーラーナシーから東に131km、パトナから西に100kmの地点にあたり、法頭の挙げる距離の比率（12由旬：10由旬）にほぼ合致する位置である。舎衛城からは南東に490km、王舎城から北東に103kmに位置する。

(1) Malalasekera の *Dictionary of Pāli Proper Names* の ‘Āḷavi’ の項目の記事による。Dilip K. Chakraborti, *Archaeological Geography of the Ganga Plain, New Delhi*, 2007, pp. 68-69 も Airwa とする。

[4] 結論すれば以下ようになる。アーラヴィーのサンスクリット語形が Aṭavi（森）であり、意識の漢訳がほぼ全て一致して「曠野」としていることから分か

るように、この地名は本来、「森」、「林」の意である。‘ālavaka’ ‘ālavika’（アーラヴィー出身の）のサンスクリット語形の ‘ātavika’ はカウティリヤの『実利論』（8.4）では「林住族」の意味で用いられている。建国伝説にこの地で商人を襲う500人の盗賊が言及されることも同様のイメージによるものかもしれない。

建国伝説は北伝のみに存するが、パーリのアッタカター（[2-6]参照）ではアーラヴァカ・ヤッカの物語の発端は、アーラヴィーの王が鹿狩りに行ってヤッカに出くわし、保身のために日ごとに人一人を食べさせることを約束してしまうことであるので、やはりこの地は森と関連付けられてイメージされていたことが分かる。

しかし、釈尊の時代には恐らくすでに養蚕があり、ハツカのような長者がいて、彼は500人の優婆塞を従えていたというのであるから、それなりに開けていたと推測するのも不可能ではないであろう。

伝説ではビンピサーラ王の代にアーラヴィーが建国されたことになるが、原始仏教聖典には記述がないのであるから、これは必ずしも信用する必要はないと思われる。しかしながら、アーラヴィーが独立した国家であったと言うことは推定される位置から考えて首肯し難く、いずれかの大国に属していたと推測され、その大国はマガダであったことを、この伝説は示しているかもしれない。

しかし以上は推測の域を出るものではないため、本資料集ではアーラヴィーをアッタカター等の記事に基づいて「国」として扱い、その他国篇に含めた。

（岩井 昌悟）

#### 【補註8】 Verañjā（ヴェーランジャー）

[0] ヴェーランジャー（P. Verañjā, Skt. Vairambhyā, Vairañjā）は、釈尊が招かれて雨安居に入ったにも拘わらず、招待したヴェーランジャー婆羅門（漢訳では毘蘭若婆羅門とするものもあるが、阿耆達婆羅門、阿祇達、阿耆達兜、火授などとされることが多い）が供養を怠り、おりからの飢饉も手伝って、弟子たちとともに馬麦を食して過ごされたというエピソードで有名なところである。この時に舍利弗が釈尊に過去仏の例に学んで、その轍を踏まないように波羅提木叉を制定して下さいという願いを、有漏法が起こってから制定すると、これを許されなかったとされている。なお釈尊の雨安居地伝承では、この地での雨安居は成道12年であったとされるが、これが信頼できないことは「モノグラフ」第14号に掲載した【論文17】「釈尊雨安居地伝承の検証」<sup>(1)</sup>と、【論文18】「釈尊雨安居地伝承の総括的評価」<sup>(2)</sup>に記したとおりである。

(1) p.121以下

(2) p.142

[1] Verañjā の漢訳名としては以下のものが知られる。

[1-1] A 文献資料には次のようなものがある。

補註

毘蘭若：『増一阿含』042-003（大正02 p.748下）、『四分律』「波羅夷001」（大正22 p.568下）、『五分律』「波羅夷001」（大正22 p.001上）

毘羅然：『十誦律』「波夜提044」（大正23 p.098中）、『十誦律』「医薬法」（大正23 p.187中）

鞞蘭若：『中阿含』035「阿修羅經」（大正01 p.475下）、『中阿含』157「黃蘆園經」（大正01 p.679中）、『仏為黃竹園老婆羅門説学經』（大正01 p.882上）

なお『僧祇律』「波羅夷001」（大正22 p.228中）では「耕田婆羅門聚落」とする。ここでは他の資料とは違って、舍利弗が過去仏の法が久住し、あるいは久住しなかった因縁を観察して、釈尊に波羅提木叉の制定を乞うたのは舍衛城であったように書かれている。そして釈尊は舍衛城からコーサラ（橋薩羅）国の人間を遊行して、コーサラ（橋薩羅）国の耕田婆羅門聚落に行かれた。ここは過去世に迦葉仏が住されたところで、ここで波羅提木叉を制定する十事の利益を説かれた。そして耕田聚落に所樂にしたがって住されてから、コーサラ国より遊行してヴァッジ国に向かわれた、とする。このようにこの記述は他の律が波羅夷第1条の制定の因縁として語るヴェーランジャーでの事績に大筋で一致するが、「コーサラ国を経て、コーサラ国の耕田婆羅門聚落に行かれた」という記述は、明らかに耕田婆羅門聚落がコーサラ国内にあったことを示すので、すでに本資料集ではコーサラ国篇（「モノグラフ」第8号）において処理した。しかしイメージとしてはこのヴェーランジャーに相当するものと考えられる。

[1-2] B文献資料には以下のようなものがある。

毘蘭若：『善見律毘婆沙』巻1（大正24 p.677中）、『善見律毘婆沙』巻4（大正24 p.694上）、『智度論』巻27（大正25 p.261上）

毘羅然：『薩婆多毘尼毘婆沙』巻8（大正23 p.553上）

鞞蘭若：『仏所行讚』巻4（大正04 p.040中）

鞞羅然：『鼻奈耶』巻8（大正24 p.885中）

吠蘭帝：『給孤独長者女得度因縁經』巻中（大正02 p.848上）

鞞蘭底城：『根本有部律』「薬事」（大正24 p.045上）<sup>(1)</sup>

隨蘭然：『中本起經』巻下（大正04 p.162下）<sup>(2)</sup>

そのほか『翻梵語』巻8（大正54 p.1034中）には、「毘蘭若国亦云鞞蘭若 亦云毘羅然 訳曰毘蘭若者不寂静也亦云不染」としている。

(1) ここには「吠羅聚落」という語も出るが、おそらくこれもヴェーランジャーの訳語である。Bagchi本のp.22の16行目の‘vairambhyā’がこの語にあたるが、p.23の7行目の鞞蘭底城の原語も‘vairambhyā’であるからである。

(2) 「隨」は不自然であり、鞞などの誤写ではないかと想像されるが、そのまましておく。

[2] ヴェーランジャーはどのような規模の場所であったのであろうか。国・都市・村の区別を調査してみよう。そのありさまを示す文章があれば、これも併せて掲げておく。

[2-1] 「国」とするものがある。A文献資料には以下のようなものがある。

『十誦律』「波夜提044」（大正23 p.098中）：「その時毘羅然国に婆羅門の王があり、名を阿耆達といた」とする。ただしこの後で、「世尊は五百比丘とともにその国に入ったが、其国は邪を信じることが先として精舎がなかったため、城の北に勝葉樹林があり、大衆はこの林に止まった。その邑は狭小で人衆は少信で乞食するも得難かった」（p.098下）とする。

『十誦律』「医薬法」（大正23 p.187中）：「毘羅然国に婆羅門王があり、字を阿耆達といた」とし、この後でこれも「城の北にあった勝葉波という林に止頓した。この邑は狭隘、邊鄙、最陋、民は窮し少信で乞食するも得難かった」（p.187中）とする。

B文献資料には次のようなものがある。

『薩婆多毘尼毘婆沙』巻8（大正23 p.553上）：毘羅然国は雪山に近きが故に毘羅然と名づく。是れ外道沙門の志樂する處で、阿耆達は火を供養するをもつての故に名を阿耆達といた。

『善見律毘婆沙』巻4（大正24 p.694下）：毘蘭若とは是れ国の名である。

『善見律毘婆沙』巻4（大正24 p.706上）：その時估客が北方より馬五百匹を駆って南に向かい、貨を販売して利を求めがゆえに、諸国を遍歴して次第に毘蘭若国に至り、夏四月を住した。問うて曰う。販馬人は何故に去らずに四月を住したのか。答えて曰う。雨水多きが故に馬が通行できない。そこで城外に馬厩を立て、并に自らも屋舎籬障都圍を立てたのである。

[2-2] 「城」‘nagara’とするものは次のB文献資料のみである。なお「城」‘nagara’は都市を意味する。

『根本有部律』「薬事」（大正24 p.045上）：その時世尊は勇軍聚落において人間を遊行して鞞蘭底城に至り、練木樹下に住された。その時此の城中に婆羅門があり、名づけて火授といい、国王となっていた。国土は豊饒で人民は安樂であり、居す者が充満していた。

\*ただしこのサンスクリット本では単に‘Vairambhyā’とするのみである（p.023 1.7）。  
Samanatapāsādikā vol. I p.108：「Verañjāに住された」について：このVerañjāというのはある町の名前であり（ettha pana Verañjā ti aññatarassa nagarass' etaṃ adhivacanam）、このVerañjāの周辺の土地の名である（tassaṃ Verañjāyaṃ samipatṭhe bhummavacanam）、とする。

[2-3] 「郡」とするものがあり、これもB文献資料である。

『中本起經』巻下（大正04 p.162下）：仏は波和離国から祇園精舎に還られ

た。そのとき舍衛国界の中間に隨蘭然と名づける「郡」があり、そこに婆羅門がいて名を阿祇達といたつた。

『角川漢和中辞典』によれば、郡は「邑（**𡗗**）は村で、そのあつまったものを郡という」とする（p.1102）。

[2-4] 「村」とするものには次のA文献資料がある。

『増一阿含』042-003（大正02 p.748下）：毘羅若竹園村

『五分律』「波羅夷 001」（大正22 p.001上）：世尊は500人の大比丘衆とともに毘蘭若邑に詣り、林樹下に住された。この邑に婆羅門があり、名づけて毘蘭若といたつた。波斯匿王がこの邑をもってこの人に封じたのである。

なお先に紹介した『十誦律』「波夜提 044」（大正23 p.098中）と「医薬法」（大正23 p.187中）は最初は毘羅然国としながら、その後で「その邑は狭小で人衆は少信で乞食するも得難かつた」などとするが、これは止宿した場所をさすのであって、毘羅然は「国」という認識が持たれていたものと考えられる。

B文献資料には次がある。

『鼻奈耶』卷8（大正24 p.885中）：その時鞞羅然村婆羅門あり阿耆達兜と名づく。大富饒にして錢財田業成就す。時に鞞羅然には堂舎なく、北に大失利沙山あって、世尊及比丘僧はこの山に宿す。時に鞞羅然は人民飢饉して乞求するも難得なり。

『給孤独長者女得度因縁経』卷中（大正02 p.848上）：一時佛吠蘭帝聚落に在しき。此聚落に飢饉の相ありて諸苾芻乞食するも難得なり。

なお先に述べたように、『僧祇律』「波羅夷 001」（大正22 p.228中）はコーサラ国の耕田婆羅門聚落とする。

[2-5] 以上のようにヴェーランジャーを「国」とするものや「城」「村」「郡」とするものがある。漢訳語の「国」「城」「村」「郡」がどの程度の規模の土地をさすのかは明確ではないが、少なくとも「村」「邑」「郡」「聚落」が一般的な意味の「国」を指すとは考えられないし、「城＝都市」と同等の規模の土地をさすとも考えられないから、情報に混乱があるように感じられる。

しかしながら『十誦律』の「波夜提 044」や「医薬法」から推測されるように、ヴェーランジャーという地名によって、城を含む周辺の地域全体、すなわち「国」を指す場合と、雨安居を過ごした城の北の勝葉樹林あるいは勝葉波林という特定の部分をさす場合があるように考えられる。すなわち「国」とか「城」と表現されている場合は前者の意味であり、「村」「邑」「聚落」などと表現されている場合は後者の意味であるということである。したがってヴェーランジャーという地名は、本来は「国」とか「城」の規模の地域を表す地名であったと解釈した方がよいであろう。

先に書いたように釈尊は請われてヴェーランジャーにおいて雨安居に入ったのであるが、その時の弟子の数を、『四分律』「波羅夷 001」、『五分律』「波羅夷 001」、

『摩訶僧祇律』「波羅夷 001」などはすべて500人としている。この人数が大げさであることはいうまでもないが、「モノグラフ」第14号に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」に記したごとく、釈尊は常に自ら指導する「仏を上首とする比丘サンガ」と行動を共にしており、この時もそうであったものと考えられる。このようになりに大人数となる比丘たちに3ヶ月の間住居と食事を供給するのは、それなりの規模の都市でなければならぬということからも、ヴェーランジャーは「国」とか「城」と表現される規模の土地であったとしなければならないであろう。ただしヴェーランジャーという名が地名であると同時に、その土地を牛耳っていた人物の名であることを考えると、ヴェーランジャーは国というよりも1地方都市であったと推測した方がよいように思われる。それは次項以降に紹介するように、ヴェーランジャーが十六大国に上げられるスーラセーナ国の1都市であつたらしいということや、ここが波斯匿王から封じられたところであるとされることから証明される。

[3] 次にヴェーランジャーの地理的位置と、十六大国の1つのスーラセーナ国の1都市であったこと、波斯匿王から封じられた土地であったこと、コーサラとの関係などについて検討する。

[3-1] ヴェーランジャーはスーラセーナ国（P. Sūrasena, Skt. Śūrasena）に属していたようである。A文献に

『五分律』「波羅夷 001」（大正22 p.001上）：世尊は須羅婆国におられ、500人の比丘とともに毘蘭若邑にいかれ、林樹下に住された。その村に毘蘭若という婆羅門がおり、波斯匿王から封ぜられていた。婆羅門は世尊に会いに行き、安居の3ヶ月間の供養を申し出た。しかし悪魔波旬に惑わされてこれを忘れてしまった。その時ここには精舎講堂なく、そこで世尊は城北の山で安居を過ごされた。

とあるからである。対応する『四分律』には

『四分律』「波羅夷 001」（大正22 p.568下）：世尊は500人の比丘とともに蘇羅婆国に遊行された。そこから毘蘭若に至り、那隣羅濱州（Naḷeru）の曼陀羅樹の下に住された。毘蘭若婆羅門は世尊のうわさを聞いて会いに行き、そこで三月夏安居を過ごされることを請い、許された。

とされておられ、「蘇羅婆国」と毘蘭若は別の地域のようにも思われるが、「憍薩羅国を遊行して舍衛城に至る」などもいう表現がしばしば見いだされるから、これも毘蘭若が「蘇羅婆国」にあつたという認識のもとでの表現であると考えられる。

ところでこの「須羅婆国」や「蘇羅婆国」を、赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』p.669や『望月仏教大辞典』p.2417はスーラセーナと解釈している。ただし『五分律』の和訳者は「須羅婆国」をSoreyyaではないかと解釈している（「国訳律部」13 p.25 註6）が、次に紹介する『根本有部律』資料などから、ヴェーランジャーがスーラセーナ国に属するという事は間違いないであろう。

B 文献資料に属するが、その『根本有部律』「菓事」（大正 24 pp.042 下～45 上）には、「世尊は勇軍の人間を遊行して、漸く末土羅聚落に至り」、そこから鄔達羅聚落、鄔陀延聚落、吠聚落を順次に遊行して鞞闍底聚落に入ったことになっている。しかも鞞闍底聚落のところでも「勇軍聚落の人間を遊行して、鞞闍底聚落に至る」としている。「勇軍」はスーラセーナの漢訳語であるから、マドゥラー（マトゥラー）もヴェーランジャーもスーラセーナ国の聚落であると認識されているわけである。サンスクリット本でもこれにあたる箇所は、前者は ‘*atha bhagavān-chūrasenaṣu jana-padeṣu cārikāṃ caran mathurām-anuprāptaḥ*’ (p.013 l.13) であり、後者は ‘*a-ṭha bhagavān-chūrasenaṣu janapadeṣu cārikāṃ caran vairambhyam-anuprāpto*’ (p.23 l.7) とされている。ただしこの「菓事」も釈尊が馬麦を食しなければならなくなったというものであるから、他の「律」の「波羅夷 001」と同じであるが、ここでは釈尊は舍衛城の方から西に向かってやって来られたのではなくて、むしろマトゥラーから東に向かってやって来られたことになる。

[3-2] 上記の文章中に含まれるマドゥラー (Madhurā あるいは Mathurā) はスーラセーナの首都であるが<sup>(1)</sup>、ヴェーランジャーはその近くであったことが知られる。

AN.004-006-053 (vol. II p.057) : 釈尊は Madhurā と Verañjā<sup>(1)</sup> との間の大道を歩いていたとき (addhānamaggapaṭipanno hoti)、多くの居士や主婦も Madhurā と Verañjā の間の大道を歩いていた。釈尊は道を外れたある樹下で、四住 (屍男は屍女とともに住む、屍男は天女とともに住む、天は屍女とともに住む、天は天女とともに住む) について居士と主婦に語られた。

このことは前項で紹介した『根本有部律』によっても知ることができる<sup>(2)</sup>。

- (1) 『望月仏教大辞典』p.2418 や、Malalasekera の *Dictionary of Pāli Proper Names* p.1254 による。
- (2) これは釈尊がマドゥラーからヴェーランジャー聚落に来られたとするが、原始仏教聖典においては釈尊がマドゥラーの町に行かれたことがあるという確証は得られない。ここに紹介した AN.004-006-053 はマドゥラーとヴェーランジャーの間を歩まれていたと記述されるのみであるからである。

しかし AN.005-022-220 (vol. III p.256) は、世尊が「マドゥラーには 5 つの欠点がある。①平坦でない。②塵が多い。③犬が凶暴、④獐猛な夜叉、⑤施食が得にくい」と説かれたとする。そしてそのアッタカター (vol. III p.329) は、「ある時、世尊は比丘サンガに囲まれて、遊行しつつ、マドゥラーの都に到着して、都の中に入り始めた。その時、ひとりの邪見をもつ夜叉女が裸になって両手をひろげて舌を上下に動かして十力 (仏) の前に立った。師 (釈尊) は都の中に入らず、そこから出て、精舎に行かれ (satthā antonagaram appavisitvā tato va nikkhamitvā vihāram agamāsi)。人々は尊敬を示す硬食と軟食とを持って、精舎に行き、仏を上首とするサンガに布施を行った。師はその都を叱責するためにこの経を説いた」と解説している。「町の中に入らなかった」というのであるから微妙なところであるが、『根本有部律』「菓事」（大正 24 p.042 下。Nalinaksha Dutt. *Gilgit Manuscripts*, vol. III, part 1, Srinagar, 1947, p.002) は同じようなシチュエーションを記して、最後には末土羅の城中に入ったとしている。

すなわち、釈尊は末土羅に入ろうとされたが、その評判によって自分の利養が失われるのを恐れた婆羅門たちに邪魔されたことや、星宿の祭りに障害が出る事を恐れた女神が邪魔しようとしたために、道を一辺に避けて、釈尊は「此末土羅城有五種過失。一者土地不平。二者處饒荆棘。三者瓦石充滿。四者人民獨食。五者多諸女人」と説かれ、この城に入らず鹽菜園林に行かれた、とする。サンスクリット・テキストは 5 種の過失を「上り下りする (utkūlanikūlāḥ)」「切り株・棘を主とする (sthāṇukaṇṭhakapradhānā)」「石・砂利が多い (bahupāṣāṣārkarakāṭhallā)」「夜に食べる (uccandrabhaktā)」「女が多い (pracuramāṭṭrāmā)」としている。しかしながらその後、そこで末土羅城の婆羅門居士は各々に飲食を整えて釈尊の元に至り、釈尊と比丘らに供養して、鹽菜園が四方苾芻に毘訶羅 (僧院) を造れば損害しないという約束のもとに 500 の毘訶羅を造った。釈尊は続いて池菜叉・林菜叉・訶梨迦菜叉女を調伏して、「是時世尊現大神通、入摩土羅城中」とする。

このように『根本有部律』においては釈尊はマドゥラーの町に入られたとするのであるが、パーリ聖典も「釈尊は Madhurā と Verañjā との間の大道を歩いていた」とするのであるから、釈尊もマドゥラーを訪られたことがあると推測することは許されるであろう。しかしながらマドゥラーを仏在処あるいは説処とする明確な聖典がないことやマドゥラーの 5 つの過失などという説法が残っているために、上に紹介したようなアッタカターの解釈が生まれたのであろう。

ただし断片的な記述であるが、『雜阿含』604 (大正 02 p.165 中) のなかでは、耶舎という上座が阿育王に「佛臨般涅槃時、降伏阿波羅龍王、陶師、旃陀羅、瞿波梨龍、詣摩倫羅國告阿難曰。於我般涅槃後百世之中當有長者。名瞿多。其子名曰優波崛多當出家學道。無相佛教授於人最爲第一當作佛事」と語ったとしている。これによれば仏が般涅槃に入ろうとされる時に摩倫羅国に行き、100 年後の優波崛多の事を予言されたとしている。この優波崛多のことは、『雜阿含』640 (大正 02 p.177 中) にも「爾時世尊告尊者阿難。此摩倫羅國將來世當有商人子名曰掘多。掘多有子名優波崛多。我滅度後百歲當作佛事、於教授師中最爲第一」と記され、先の『根本有部律』の摩土羅城の記事中 (大正 24 p.042 中) にも、「爾時世尊告諸苾芻。汝等勿作異念。往昔獼猴與緣覺同住者今憂波掬多是。往昔之時以多利益。今復於此我與授記哀愍有情亦多利益」と記されている。ただし後者は現在話として憂波掬多が登場するわけである。

以上は岩井昌悟研究分担者の情報によって記したものである。

[3-3] また地理的にはソーレヤ (須離) ないしはサンカッサとも近接の関係があったことが知られる。A 文献資料では、

Vinaya pārājika 001 (vol. III p.011) : 世尊は随意にヴェーランジャーに住されてから、ソーレヤ (Soreyya)、サンカッサ (Saṃkassa)、カンナクジャ (Kaṇṇakujja)、さらにバヤーガの渡し場 (Payāgapatiṭṭhna) からガンガー河を渡って、バーラーナシーに至り、バーラーナシーに随意の間住された後、ヴェーサーリーに向かわれた。

『五分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.002 中）：坐より起って僧伽尸国に向かい、展轉遊歴して毘舍離の獼猴河邊重閣講堂に住された。

とされ、B 文献資料でも

『善見毘婆沙』卷 4 (大正 24 p.709 下) : 世尊は 3 ヶ月の安居で比丘らの

体力を衰えているのを見て遠くまでは行けないというので、直路而去須離國。從須離去取波夜伽處。到已即渡大江。渡已便向婆羅那私國。到已從此而去到毘舍離城。

とされているからである。*Samantapāsādikā* の vol. I p.201 にも *Vinaya* の波羅夷第 1 のヴェーランジャーからヴェーサーリーまでの経路について記されているが、しかしむしろ律蔵よりも情報は少ない。

サンカッサはガンジス河沿いの町 Fatehgarh から西にほぼ直線距離で 30 キロメートルのところにある Sankisa に比定されているが、ソーレヤが現在のどこにあたるかは知られない。詳しくは [6] 以降を参照されたい。

[3-4] 以上からヴェーランジャーはスーラセーナ国に属し、現在に知られている地名をもとにして言えば、マトゥラーとからサンカッサに至る道の途中に位置し、どちらかといえばマトゥラーに近い位置にあったことが推測される。マトゥラーはいうまでもなく現在のヤムナー河の西岸にある Mathura であり、緯度は Sankisa にほぼ等しいから、ヴェーランジャーはマトゥラーからヤムナー河を渡って東の方にしばらく行ったところにあったものと考えられる。そして現在地を比定することができないが、それからしばらく行ったところにソーレヤがあり、さらに進むとサンカッサがあったわけである。

[3-5] なお『薩婆多毘尼毘婆沙』巻 8 (大正 23 p.553 上) には「毘羅然国は雪山に近きが故に毘羅然と名づく」とされているが、この記述が正しくないことは上記で明かである。あるいは『善見律毘婆沙』巻 4 (大正 24 p.706 上) が、「その時估客が北方より馬五百匹を駆って南に向かい、貨を販売して利を求めるとするよう、北と南を結ぶ交易路にあったために、このような印象を与えているのかも知れない。またなぜ ‘verañjā’ が「雪山に近い」という語義になるのかは不明である。

[3-6] 先に述べたように、ヴェーランジャーはスーラセーナ国に属する 1 都市であったが、政治的・経済的にはコーサラと強い繋がりがあったようである。

A 文献資料には次のようにいう。

『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.001 上)：波斯匿王から封ぜられていた。

また『僧祇律』の耕田婆羅門聚落がヴェーランジャーに相当するとすると、これはコーサラ国にあった聚落とされている。

また経済的にコーサラ経済圏に属していたと考えられるのは、A 文献資料に次のようにいわれているからである。

MN.042 *Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門經 vol. I p.290)：ヴェーランジャーカ村の婆羅門居士たち (*Verañjakā brāhmaṇagahapatikā*) が所用のため舍衛城にいた。

『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中)：阿耆達 (*Aggidatta* p.098

下では阿耆達王とする) という婆羅門王がおり、因縁あって舍衛国に来ていた。

『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中)：そのとき毘羅然国に阿耆達 (p.098 下では阿耆達王とする) という婆羅門王がおり、因縁あって舍衛国にきていた。

[3-7] その他さまざまな地域あるいは国との経済的関係を推測させるものがある。それはヴェーランジャーで雨期を過ごしていたという馬商人の出身を述べる所に現れている。

バーラーナシーとの関係をいうものは次がある。

『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中)：波羅奈国から牧馬人が来て、窮状を知り、馬の食べる馬麦を施した。

『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中)：同上

また波離国との関係をいうものもある。しかしこれがどこにあったのかはわからない。

『四分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.568 下)：波離国の馬商人が来ていて、夏の 90 日を過ごしていた。

『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.001 上)：波利国から来て夏を過ごしていた馬商人に馬の飼料である麦をもらった。

また B 文献資料であるが、『薩婆多毘尼毘婆沙』や『善見律毘婆沙』が北方との関係をいうことはすでに指摘し、それはヴェーランジャーが北と南を結ぶ交易路にあったためであろうと推定しておいた。

[4] その他の原始仏教聖典に記されるヴェーランジャーについての記事を簡単に紹介しておく。

[4-1] 冒頭に記したように釈尊はここで雨安居をされたが、そのときには精舎がなかったとされている。

『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.001 上)：この時には、ここには精舎講堂がなかったので、世尊は城北の林流清浄なところに安居された。

『鼻奈耶』巻 8 (大正 24 p.885 中)：その時には鞞羅然には堂舎がなかったので、世尊は北有大失利。沙山山谷曠大草木深邃。種種華樹若干種鳥に住された。

おそらく釈尊がヴェーランジャー婆羅門の招待を受けられたときが、この地に仏教がもたらされる最初であったのであろう。

[4-2] B 文献資料であるが、国土は豊かであったとするものがある。

『根本有部律』「薬事」巻 10 (大正 24 p.45 上)：世尊は勇軍聚落において人間に遊行されて、鞞闍底城に行かれた。この城には火授という婆羅門がおり、国王となっていた。国土は豊饒で人民は安楽で、居者は充満していた。

[5] 以上のヴェーランジャーについてのいくつかの情報を整理して、結論とした。

[5-1] ヴェーランジャーは地勢的・文化的には十六大国の1つであるスーラセーナ国に属し、位置的にはマトゥラーからヤムナー河を渡った東にあって、さらに東にはソーレヤとサンカッサに通じる交易路上にあった。この道は西に行くときタキシラなど西北インドと通じていたであろうことは、ソーレヤのところで触れるように、この住人がタキシラに移り住んだことによって知られる。

またガンジス河を越えて東に行くとき舎衛城に達していた。あるいはこの道はガンジス河に沿って一旦カンナクツジャまで下り、そこでガンジス河を渡ってサーケータすなわち現在のアヨーディヤーを通過して舎衛城に達していたかも知れない。ヴェーランジャーは波斯匿王から封じられた土地ともされ、異伝ではヴェーランジャーはコーサラ国の耕田婆羅門聚落ともされるから、経済的・政治的にはコーサラ国とも関係が深かった。しかしここよりも東にあったサンカッサがコーサラの属国であったという記述はないから、もしヴェーランジャーを統治するヴェーランジャー婆羅門が波斯匿王から封じられていたとするなら、それは政治的な意味であったであろう。日本の戦国時代や江戸時代にも、合従連衡があって隣接しない飛び地の領主が臣下の礼を取るということもあったから、コーサラとヴェーランジャーもそういう関係にあったものとも解釈できる。

またサンカッサからガンジス河沿いに下るとカンナクツジャ、コーサンビーへと至り、そこでガンジス河の左岸に渡ってしばらく行くとパーラーナシーがあるから、ヴェーランジャーはもう一つの通商路とも繋がっていたことになる。さらにヴェーランジャーと雪山との関係に言及される場合があり、北のクル国と結ばれる道もあったことが想像される。

このようにヴェーランジャーは東西・南北を結ぶ交易路上にあり、それなりに豊かな都市であったことは、おそらくかなりの人数の比丘からなる「仏を上首とするサンガ」を3ヶ月の雨安居に招待したことや、ここに馬商人ないしはキャラバン隊が滞在したことによって知られる。

[5-2] 【補註10】のサンカッサの項に書いたように、『大唐西域記』の「毘羅剎拏国」がヴェーランジャーであるとする、ここでは「毘羅剎拏国」は次のように描かれている（『中国古典文学大系』22 p.158上、「東洋文庫655」p.175）。

毘羅剎拏国は周囲二千余里ある。国の大都城は周囲十余里ある。気候・産物は聖薩掣咀羅（アヒチャットラ）国と同じである。風俗は乱暴であるが、人々は学芸を理解している。外道を信仰し、仏法を敬うものは少ない。伽藍は二箇所、僧徒は三百余人、みな大乘の教を学習している。……ここから東南に行くこと二百余里で劫比他国（旧に僧迦舍国と謂う）に至る。

以上のように『大唐西域記』の「毘羅剎拏国」の項では、釈尊が馬麦を食された因

縁については触れるところがないが、劫比他国はサンカッサに相当するのであるから、したがって地理上の位置からいっても、毘羅剎拏という音から言っても、これはヴェーランジャーに相当するものと思われる。これによれば周囲二千余里、国の大都城は周囲十余里とされている。ちなみにサンカッサ（劫比他国）は周囲二千余里、国の大都城は周囲二十余里とされ、マトゥラー（秣菟羅国 p.144）は周囲五千余里、国の大都城は周囲二十余里とされているから、このヴェーランジャーはこれらよりもいくらか規模が小さかったことになる。

[5-3] 以上のように、原始仏教聖典の中に描かれるヴェーランジャーは、城の周囲にニガマ（市場町）やガーマ（村）が点在するという一地方都市で、文化的・地勢的にはスーラセーナ国に属し、政治的・経済的にはコーサラ国と関係が深かった。釈尊はそのなかの1つのガーマで雨安居を過ごされたのである。ちなみに釈尊がこの地に雨安居の招待を受けられたとき、仏教がこの地に知られる最初であったであろうことは、本論中に紹介したその頃ヴェーランジャーには僧院がなかったという原始仏教聖典の記述から明かである<sup>(1)</sup>。

もっとも『西域記』の「毘羅剎拏国」がヴェーランジャーであるとする、その頃にはそれなりの大きな都市になっていた。通商路の要地であったのであるから、このことは十分に納得される。ただし現在はこの古のヴェーランジャーに比定されるべき土地は見いだされていない。

(1) 「モノグラフ」第14号に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」に書いたように、僧院は釈尊が本格的に諸国を遊行して布教活動に専念される以前に建設されていた。したがって釈尊がヴェーランジャーに雨安居される以前に仏弟子たちがこの地に布教していたとするならば、僧院があって不思議ではないことになる。

[6] ついでにヴェーランジャーに近接していたと考えられるソーレヤについても、若干の考察を加えておく。

ソーレヤは第二結集の議長役となったレーヴァタがここに住んでいたという以外は<sup>(1)</sup>、ヴェーランジャーで雨安居を馬麦を食して過ごされた釈尊が、その後ここを通過してヴェーサーリーに行かれたとする記述の中に見いだされるのみである。

(1) ただしこれも『パーリ律』がいうのみである。

[7] まずソーレヤの漢訳名について述べる。

[7-1] 確実なものは以下のものしか知られない。すなわちB資料の

須離国：『善見律毘婆沙』巻6（大正24 p.710下）

のみである。これもヴェーランジャーで馬麦を食して雨安居を過ごされた後、「直路而去到須離国。從須離去取波夜伽處。到已即渡大江。渡已使向婆羅那私國。到已從此而去到毘舍離城」とされるものである。

[7-2] また[3-1]において紹介したように、『五分律』と『四分律』の中に「須羅婆国」「蘇羅婆国」という語が見いだされ、後者の国訳者は「須羅婆国」を **Sore-**

yya ではないかと解釈している。ただし『印度仏教固有名詞辞典』や『望月仏教大辞典』はこれを十六大国の1つである Sūrasena と解釈し、『根本有部律』「薬事」やそのサンスクリット本は、確かにヴェーランジャーをスーラセーナの一都市としていることにもふれた。しかし音からいえば、須羅婆国や蘇羅婆国を Sūrasena と解釈しにくいのも確かである。須羅婆国や蘇羅婆国の「婆」が「娑」であれば音は Sūrasena に似ることになるが、しかし両者とも「婆」であって、これらが誤記・誤植であるとは考えられない。といってこれを Soreyya と解釈することも無理があるように感じられる。

ただし須羅婆も蘇羅婆も「国」とされるに対し、『五分律』では毘蘭若を邑としているから、やはり須羅婆ないしは蘇羅婆は「国」レヴェルの地名であり、そうとすれば Sūrasena と解するのが妥当であろう。

[8] このソーレヤという地名の規模を検討する。

漢訳文献では B 文献資料の『善見律毘婆沙』巻 4 (大正 24 p.709 下) に「須離国」とするのみで、他の文献にはこの大きさを示す言葉は見いだされない。ソーレヤはパーリ文献に多く登場するのであるが、すべて 'Soreyya' とするのみで nagara とも nigama とも gāma ともいわないのである。しかし次項で紹介するように、ヴェーランジャーやサンカッサと並記されるから、これらと同規模の地名であったとするなら、「都市」であるということになる。これは漢訳が「国」とするのと矛盾しない。漢訳の「国」は都市を表すことがあることは、すでに見てきたとおりであるからである。

[9] ソーレヤの地理的位置は次のようになる。

[9-1] ソーレヤはヴェーランジャーとサンカッサとの間にあったことは前述したとおりである。

またサンカッサとの関係は次の文献にも記されている。

Vinaya「七百鍵度」(vol. II p.298) : ヤサたち長老はレーヴァタ (Revata) を味方にしようとした。そのときレーヴァタはソーレヤに住んでいたが、天眼をもってこれを知り、この諍事を避けてはならないと、ソーレヤからサンカッサ (Saṃkassa) に行き、ここからカンナクツジャ (Kaṇṇakujja) に行った。そのときサンブータ・サーナヴァーシン (Sambhūta Sānavāsin) が住んでいたアホーガンガ山 (Ahogaṅga pabbata) にいたヤサたちはソーレヤに行き、レーヴァタがサンカッサに行ったことを知ってサンカッサに行った。しかしレーヴァタはその間にサンカッサからカンナクツジャへ行き、そこからウドンバラ (Udumbara) へ行き、そこからアッガラプラ (Aggaḷapura) へ行き、そこからサハジャーティ (Sahajāti) へ行った。そこでヤサたちはレーヴァタと会うことができた。

レーヴァタは第二結集の時の大立者であるから、このレーヴァタが住んでいたということになれば、ソーレヤはそれなりの規模の都市で、仏教が盛んであったのかも知れない。なおサンブータ・サーナヴァーシンが住んでいたとされるアホーガンガ山はヒマラヤの近くの山であったのであろう。そこで北から南下してソーレヤに行ったが、後追いをするような形でサンカッサ、カンナクツジャを経由してサハジャーティで会うことができたのである。

ただし漢訳の『四分律』「七百集法毘尼」(大正 22 p.969 中) では、「伽那子比丘は長老離婆多を味方につければこの非法を滅ずることができると考え、その住所の婆呵河邊に行ったが会えず、伽那慰闍国に行っても会えず、阿伽樓羅国に行っても会えなかったが、僧伽睺国で会うことができた」としているの、ソーレヤは登場しない。

[9-2] *Dhammapada* のアッタカターによれば第 43 偈はソーレヤ長老 (Soreyyathera) に関するものとされ、ここではソーレヤがタッカシラー (Takkasilā) に通じる交易路にあって、タッカシラーとの間にキャラバン隊が行き交っていたように描かれている (vol. I p.325 以下)。もちろんこの路は東の方は舎衛城に通じていたであろう。

[10] 以上のようにソーレヤに関する情報は少なく、北伝系の文献にはほとんど登場しない。したがって大部分がパーリ文献であるが、そのほとんどがヴェーランジャーやサンカッサと関連するので、ヴェーランジャーやサンカッサの考察結果をも加味して、結論的なまとめをしておきたい。

ソーレヤは舎衛城とタッカシラーを結ぶ交易路上にあり、その西隣の都市はヴェーランジャーであり、東隣の都市はサンカッサであった。Vinaya は第二結集の主役を努めた Revata がここに住んでいたとするから、ここはそれなりの規模の町であったのであろうが、しかし他の律にはこの情報は記されていない。またそれなりの規模の都市であったとしても、十六大国などにあげられることはないから、どこかの国に所属する 1 地方都市であったであろう。

それではソーレヤは何国に属していたのであろうか。原始仏教聖典にはそれを示す情報は全く含まれていない。しかし先に考察したヴェーランジャーはスーラセーナ国に属し、サンカッサも『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.48 下以下) やそのサンスクリット本 (p.034 1.20~p.051 1.16) には、ヴェーランジャーの後に「南パンチャーラの国土を遊行して、アヨーディーヤに至った」とすることから、【補註 10】でサンカッサを考察した際にはパンチャーラに属するという結論を下した。『望月仏教大辞典』p.2418 によれば、サンカッサの次にあげられるカンナクツジャも南パンチャーラの首都とされるから、サンカッサがパンチャーラに属したというのうなずけないことはない。しかしソーレヤとなれば微妙なところであって、スーラセーナに属するとするか、パンチャーラに属するとするか難しいところである。しかしこ

の「仏在処・説処一覽」のためにはどちらかに決択しておかないと処置に困るから、ほとんど根拠のない推定であるが、先の『根本有部律』の記述にしたがって、サンカッサと同じようにパンチャラに属していたということにしておく。

[11] ソーレツヤに関するその他の記事を紹介しておく。

先に紹介した *Dhammapada-A. vol. I* p.325 以下は、摩訶迦旃延がこの近くに住していたことがあるとしている。ソーレツヤの長老の子はあるとき一人の友人といっしょに大勢のお供をつれて町の外に沐浴に出かけたとき、Mahākaccāyana が托鉢のために町に入ろうとして衣を整えているのを見た。ソーレツヤは長老の身体を見て、長老を彼の妻にすることができたら、あるいは彼の妻の身体を長老の身体の色のようにできたら、と考えた。その瞬間ソーレツヤは女性になった、とするのであるが、もとより信頼できる資料ではない。

(森 章司)

#### 【補註9】Varaṇā (ヴァラナー)

[0] ヴァラナー (P. *Varaṇā*, Skt. ?) は聖典中にほとんど記録されておらず、この地に関わる人物はマハーカッチャーナ (P. *Mahākaccāna*, *Mahākaccāyana*, Skt. *Mahākātyāyana*) とそれに教化されるアーラーマダダ婆羅門のみであり、釈尊がここに赴かれた、または滞在されたとする記録はない。また『法顕伝』や『大唐西域記』には、これに当ると推定される地は記録されていない。

[1] この地とそこにあったとされるカッダマダハ (*Kaddamadaha*) 池の漢訳名には以下のものがある。

跋蘭那聚落・烏泥池：雑阿含 546 (大正 02 p.141 中)

婆羅那・烏泥池：雑阿含 547 (大正 02 p.141 下)

婆那国・深池水：増一阿含 019-009 (大正 02 p.595 中)

[2] ヴァラナーの規模

A 資料では、『雑阿含』546 が「跋蘭那聚落」とし、「聚落」としている。『増一阿含経』019-009 は「婆那国」すなわち「国」としている。

B 資料になるが、*AN.-A.* (vol.II p.139) によればヴァラナーは *nagara* である<sup>1)</sup>。

(1) *AN.-A.* (vol.II p.139) : *varaṇāyaṃ viharatī ti varaṇā nāma ekaṃ nagaraṃ, taṃ upaniṣṣāya viharatī.*

[3] *AN.002-004-006* (vol.I p.065) によればこのヴァラナーはマハーカッチャーナ (*Mahākaccāna*) がアーラーマダダ (*Ārāmadanda*、執澡灌杖、執杖) という名のバラモンを教化した地である。

[3-1] 以下がその資料である。

ある時、マハーカッチャーナ長老がヴァラナーのカッダマダハ (*Kaddamadaha*)

池の岸にいた時に、アーラーマダダという名のバラモンが長老のもとに至り、「クシャトリヤがクシャトリヤと、バラモンがバラモンと、長老が長老と争う原因・理由は何か」と尋ねる。長老はこれに答えて「欲に対する貪・執着・繫縛・大貪・纏・取著が原因である (*kāmarāgābhinivesavinibandhapaligedhaparīyutṭhānājhosāna-hetu*) 」と答える。次に婆羅門が「沙門が沙門と争う原因・理由は何か」と問うと長老は「見解に対する貪・執着・繫縛・大貪・纏・取著が原因である (*ditṭhirāgābhinivesavinibandhapaligedhaparīyutṭhānājhosāna-hetu*) 」と答える。

「この世に欲に対する執着と見解に対する執着とを超えた人は存在するか」という問いに対して、長老は「婆羅門よ、東方地方に舎衛城と言う名の都があつて、そこに今現在かの世尊・正等覚者がおられて (*atthi, brāhmaṇa, puratthimesu janapadesu sāvattṭhi nāma nagaraṃ. tattha so bhagavā etarahi viharati araham sammāsambuddho*…) その方は欲に対する執着と見解に対する執着とを超えておられる」と答える。それを聞いてアーラーマダダは世尊のおられる方角に向かって3回帰依を唱えて、マハーカッチャーナのもとで優婆塞になる。

以上が *AN.002-004-006* の概要である。これに対応する経としては『雑阿含』546 (大正 02 p.141 中) がある。ただしここでは舎衛城が跋蘭那 (ヴァラナー) 聚落の東方に位置するとは記されていない。

内容が上記と異なるが『雑阿含』547 (大正 02 p.141 下)、『増一阿含』019-009 (大正 02 p.595 中) もマハーカッチャーナがヴァラナー (婆羅那、婆那) に滞在していた時の記事である。『雑阿含』547 は対告衆をアーラーマダダ (執杖) 梵志とするが、『増一阿含』019-009 は姦茶婆羅門とする。この漢訳二経に対応するパーリの経 *AN.002-004-007* (vol.I p.067) は、場所をマドゥラー (*Madhurā*) のグンダー林 (*Gundāvana*) とし、マハーカッチャーナと問答を交わすのはカンダラーヤナ (*Kandarāyana*) ・バラモンである。「姦茶婆羅門」はこのカンダラーヤナに対応する。

『増一阿含』019-009 では2人の対論の後、尊者迦旃延は姦茶婆羅門に、自身ではなくて釈尊に帰依すべきことを説くが、その際に釈尊がすでに般涅槃したと述べている。この末尾のやりとりは *MN.084 'Madhura-s.'* (vol.II p.083) に同様の記事が見られる。これはマハーカッチャーナとマドゥラー王・アヴァンティプッタ (*rājā mādhuho avantiputto*) の間に交わされた四姓平等に関する問答である。これの対応経は『雑阿含』548 (大正 02 p.142 上) である。

[3-2] マハーカッチャーナが登場することと、唯一 *AN.002-004-006* から得られるヴァラナーが舎衛城の西に位置するという情報を信用するならば、マハーカッチャーナの教化地域を調査することによって、ヴァラナーの位置をある程度限定できると考えられる。

A 資料で確認できるマハーカッチャーナが滞在した西方インドの地はアヴァンティ

(Avanti)、マドゥラー (Madhurā) のみである。

マハーカッチャーナがアヴァンティ (Avanti) に滞在したことを伝えるものは以下のものである。

SN.022-003,004 (vol.III p.009)、SN.035-130 (vol.IV p.115) : アヴァンティ (Avanti) ・クララガラ (Kuraraghara) のパパータ (Papāta) 山においてハーリッドカーニ (Hālidakāni) 長者と問答。ただし『雑阿含』551から555 (大正 02 p.144上~p.145下) では摩訶迦旃延が釋氏訶梨聚落精舎にいた時のこととする。ハーリッドカーニ長者は「訶梨聚落主長者」。『雑阿含』555 (大正 02 p.145下) では対告衆が八城長者・陀施。

AN.010-003-026 (vol.V p.046) : アヴァンティ・クララガラのパパータ山でカーリー (Kālī) 優婆夷の問いに答える。『雑阿含』549 (大正 02 p.143上) では「阿磬提国・拘羅羅咤精舎」。優婆夷の名は「迦梨迦優婆夷」。

SN.035-132 (vol.IV p.116) : アヴァンティ・マッカラカタ (Makkarakata) の草庵 (araññakuṭikā) でローヒッチャ (Lohicca、魯醯遮) 婆羅門の弟子たちを教化する。『雑阿含』255 (大正 02 p.063中) では場所を「阿磬提国・濕摩陀江側猕猴室阿練若窟」とする。

Udāna 005-006 (p.057) : アヴァンティ・クララガラ・パヴァッタ (Pavatta) 山にいた時に Soṇa Koṭṭikaṇṇa を出家させる。Vinaya「皮革韃度」(vol.I p.194)、『四分律』「皮革韃度」(大正 22 p.843中)、『五分律』「皮革法」(大正 22 p.144上)、『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.178上)、『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.180下)

マハーカッチャーナがマドゥラーに滞在したことを伝えるのは以下のものである。

MN.084 Madhura-s. (vol.II p.083) : マドゥラーのグンダー林でマドゥラー王・アヴァンティプッタ (rājā mādhuo avantiputto) に四姓平等を説く。対応經である『雑阿含』548 (大正 02 p.142上) では摩訶迦旃延は稠林で摩偷羅国王と問答する。

AN.002-004-007 (vol.I p.067) : マドゥラーのグンダー林で、カンダラーヤナ・バラモンと問答。対応經の『雑阿含』547 (大正 02 p.141下)、『増一阿含』019-009 (大正 02 p.595中) では場所がヴァラナーである。

B資料になるが、マハーカッチャーナがソーレヤ (Soreyya) に行乞した記事が *Dhammapada-aṭṭhakathā* (vol.I p.325) に見られる。

釈尊が舎衛城におられた時、ソーレヤにソーレヤという名の長者子がいた。彼が友達と従者をつれて車で沐浴のために都から出て行ったときに、乞食のために都に入ろうとしているマハーカッチャーナに出会う。ソーレヤ長者子は長老の金色の身体を見て、「彼を私の妻にできたら、もしくは、私の妻の身体がどのように金色になったらいいのに」と邪な思いを抱いて、そのために女性になってしまう。

ソーレヤは【補註8】- [10] に述べられているように、スーラセーナかもしくはパンチャラに属すると考えられる。ヴァラナーがマドゥラーの近郊であれば、ヤムナーの西岸に位置し、スーラセーナ国内になるであろうが、ソーレヤに近いとすればヤムナーの東岸に位置し、パンチャラ国に属することになる。

また『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.880下)、*Divyāvadāna* ‘*Rudrāyaṇāvadāna*’ (正しくは *Udrāyaṇāvadāna*) に、マハーカッチャーナがロールカ (Roruka, Rauruka、勝音城) から舎衛城まで、途中、いくつかの地を経由して教化遊行する記事がある<sup>(1)</sup>。ロールカはソヴィーラ (Sovira) 国の首都であり、ソヴィーラはカッチ湾沿岸またはカンバート湾沿岸の地とされる<sup>(2)</sup>。これも舎衛城から西ではあるが、はるか西であるため、ヴァラナーの地を限定することに寄与しない資料である。

(1) *Divyāvadāna*, ed. by E. B. Cowell, R. A. Neil, Cambridge 1886, pp.579-; Johann Nobel, *Udrāyaṇa, Kō nig von Roruka, Eine buddhistische Übersetzung, Die Tibetische Übersetzung des Sanskrittextes*, Wiesbaden, 1955, Erster Teil, pp.102-; 平岡聡『ブツダが謎解く三世の物語 下』大蔵出版、2007年、p.506~

(2) Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names* の ‘Sovira’ の項目はカンバート湾をとるカニンガムの比定を紹介し、T.W.リス・デヴィッツ『仏教時代のインド』大東出版、1984年、p.28はカッチ湾沿岸をとる。

[4] ヴアラナーはアツカターによれば都 (Nagara) であるが、それほど大規模の場所ではなく、『雑阿含』546のいう「聚落」が適当ではなかったか。いずれの国に所属していたかについては、マハーカッチャーナの活動地域であったことから、原始仏教聖典の伝える範囲に限れば、アヴァンティ国またはマドゥラーのあったスーラセーナ国が候補に絞られるが、アヴァンティは舎衛城から見て南西に当るので、マドゥラーの周辺の方がいくらか妥当である。

よって本資料集ではマドゥラーの近くと見て、スーラセーナ国に含めて処理した。ヴェーランジャーとの位置関係が問題になるが、今は不明とする。

(岩井 昌悟)

#### 【補註10】Sankassa (サンカッサ)

[0] サンカッサ (P. Sankassa, Skt. Sankāśya) は釈尊が三十三天に上って雨安居を過ごし、母のマーヤー (摩耶) 夫人のために法を説いた後、帝釈天の作った「三道宝階」によって下界に下られた場所として知られる。しかしこのことについてはパーリの原始仏教聖典には言及がないので、おそらく古い伝承ではないであろう。ちなみに釈尊の雨安居地伝承はこれを成道7年とするが、これも信頼できないのはいうまでもない。

しかし『法顕伝』<sup>(1)</sup> や『大唐西域記』<sup>(2)</sup> (中国古典文学大系本 p.158下以下) にも記述され、サンカッサに比定される、ガンジス河沿いの町 Fatehgarh から西に

ほぼ直線距離で30キロメートルのところにある、現在 Sankisa (Sankisā) と呼ばれる寒村にはアショーカ王の石柱が残されており、正確なことは分からないが<sup>(3)</sup>、おそらくこれを記念して建てられたものであろうから、この伝承は少なくともアショーカ王以前には遡るであろう。

(1) 東洋文庫本 p.059、大正51 p.859下

(2) 中国古典文学大系本 p.158、大正51 p.893上。また橋賞彌国(コーサンビー)の卑陀衍那(ウダヤナ)王が、釈尊が天界におられる間に仏像を作ったことを伝える記事(大正51 p.898上;中国古典文学大系本 p.178)にも語られている。

(3) このアショーカ王の石柱は象の像がある柱頭部分のみで、碑文があったであろう根元の部分が失われている。したがって塚本啓祥『インド仏教碑銘の研究I』の Sankisā の項においても、この碑銘についての紹介はない。しかし『法顯伝』はこの伝承に敬信して石柱を立てたとしている。ただし師子の像であったとする。

[1] ‘Sankassa’の漢訳名としては以下のものが知られる。

[1-1] A文献資料には次のような訳語が見いだされる。

僧迦舍：『雑阿含』506(大正02 p.134上)、『雑阿含』604(大正02 p.167下)

僧迦尸：『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.002中)、『増一阿含』036-005(大正02 p.707下)

僧迦奢：『雑阿含』604(大正02 p.169下)

僧伽施：『僧祇律』「威儀法」(大正22 p.508中)<sup>(4)</sup>

僧伽除：『四分律』「七百集法毘尼」(大正22 p.969中)

薩寒若：『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正23 p.451上)

なお上記『十誦律』には、「僧伽遮」という語も見いだされるが、これは「摩偷羅国僧伽遮僧伽藍」とするからサンカッサとは異なる地名である。

(1) 「名水あり。巴連弗邑に輪奴水あり、王舎城に温泉水あり、波羅奈城に佛遊池水あり、瞻婆國に恒水あり、舍衛城に石蜜水あり、沙祇國に懸注水あり、僧伽施國に石蜜水あり、摩偷羅國に遙扶那水あるが如し。このような水で脚や手面や鉢を洗ってはならない」とするものであって、このうちの「僧伽施」がサンカッサをさすという確証はない。

[1-2] B文献資料およびその他の資料には以下のような漢訳語が見いだされる。

僧羯世：『根本有部律』「雜事(七百結集事)」(大正24 p.413中)

またその他の資料にも次のような訳語が見いだされる。これらは赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』(p.586)に記載されたものである。

僧柯奢(翻光明)：『阿育王經』卷3(大正50 140中)

僧伽尸沙：『阿育王傳』卷2(大正50 p.105中)<sup>(4)</sup>

僧伽尸：『翻梵語』卷8(大正54 p.1034下)

僧伽舍：『翻梵語』卷8(大正54 p.1034下)

桑迦尸：『八大靈塔名号經』(大正32 p.773上)

なお漢訳語として、『阿育王經』卷3は割り注に「翻光明」とし、『翻梵語』卷8

は「訳曰等耀」とする。また『根本有部律』「雜事」の「七者於平林聚落。現從天下」(大正24 p.076下)、『根本有部百一羯磨』の「八從天下處。在平林聚落」(大正24 p.496上)、『根本薩婆多部律撰』の「八從天下處。在平林聚落」(大正24 p.567中)の「平林」もサンカッサの訳語であると思われる。

(1) 大正には僧伽尸沙とするが、「尸」は「尸」の誤植と解した。

[2] サンカッサは「国」であったのか、「都市」であったのか、それとも「村」程度のものであったのであろうか。そしてもしこれが国ではなく、都市・村であったとするなら、それはどの国に属していたのかということが問題となる。そこで以下にこれを検討する。

[2-1] 「国」とするものには以下がある。

A文献資料としては、『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.002中)、『四分律』「七百集法毘尼」(大正22 p.969中)、『雑阿含』604(大正02 p.169下)であり、その他の文献としては、『阿育王經』卷3(大正50 140中)、『翻梵語』卷8(大正54 p.1034下)、『八大靈塔名号經』(大正32 p.773上)がある。

[2-2] 城とするものには以下がある。

A文献資料としては、『雑阿含』506(大正02 p.134上)、『雑阿含』604(大正02 p.167下)であり、B文献資料には『根本有部律』「雜事(七百結集事)」(大正24 p.413中)がある。なおパーリのB文献資料では *Jātaka 029 Kaṇha-j.* (vol. I p.193)、*Jātaka 134 Jhānasodhana-j.* (vol. I p.473)、*Jātaka 483 Sarabhamiga-j.* (vol. IV p.263) に ‘Saṃkassanagara’ とされている。

また *Avadānaśataka Speyer* 本 (Bibliotheka Buddhika III) II p.094 には ‘Saṅkāśye nagare’ とされている。

[2-3] 上記のようにサンカッサは漢訳文献においては、「国」あるいは「城」とされ、パーリ、サンスクリットでは ‘nagara’ とされる。しかし漢訳語の「国」あるいは「城」は、都市ないしは都市国家というようなイメージで使われることが多いということは、【補註8】のヴェーランジャーの項で述べた通りである。しかしながらサンカッサはいかなる「十六大国」資料においてもその中に数えられることはないから、サンカッサはそのような意味の「国」ではなく、「都市」であったと結論してよいであろう。これはパーリ、サンスクリットの ‘nagara’ からも証明される。

[2-4] サンカッサが「都市」であったとすると、これがどの「国」に属していたのが問題となる。しかしサンカッサが属していた「国」を示す資料はない。

[3] 以下にはサンカッサと他の都市ないしは国との地理的・経済的關係について調査してみたい。

[3-1] パーリのアッタカターでは、サンカッサと舍衛城との間の距離は30由旬であったとする。

*Jātaka 483 Sarabhamiga-j.* (vol. IV p.265) : (大目犍連)長老は舍衛城から

30 由旬のところにあるサンカッサの町に (Sāvattthito tīṃsayojanam Saṃkassanagaraṃ) 全ての人々を一瞬の間 (ekamuhuttena) に運んだ。

*Dhammapada-A.* (vol. III p.224) : 舍衛城からサンカッサの町まで 30 由旬である (Sāvattthito ca Saṃkassanagaraṃ tīṃsayojanāni) 。

1 由旬を 11.5 キロとすると (1) 345 キロメートルということになる。地図でその直線距離を測定すると 273 キロ、現在の道路距離では 398 キロである。

(1) 「モノグラフ」第 6 号に掲載した【論文 4】「由旬 (yojana) の再検証」p.050 参照

[3-2] ヴェーランジャーとソーレヤとの関係に言及するものがある。

*Vinaya 'Pārājika 001'* (vol. III p.011) : 雨安居を過ごされた世尊は阿難や諸比丘とともにヴェーランジャー・バラモン (Verañja brāhmaṇa) の供養を受けてから、ヴェーランジャー (Verañjā) から、順次にソーレヤ (Soreyya)、サンカッサ、カンナクツジャ (Kaṇṇakujja) を通って、パーヤーガの渡し場 (Pāyāgapatiṭṭha) に着き、ガンガーを渡ってバーラーナシー (Bārāṇasī) につかれ、そこで随意に住されたのちに、ヴェーサーリー (Vesālī) に至り、大林重閣講堂に住された。

『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.002 中) : 世尊は毘蘭若において雨安居を過ごされたあと、阿難とともに毘蘭若婆羅門に挨拶に行かれた。バラモンは懺悔して、なお 1 ヶ月留まることを願ったが、世尊はこれを受けられず、ただ翌日の食事を受けられた。そしてバラモンから安居施 (このときはじめて安居施を受けることを許された) を受けてから、僧伽尸国へ向かい、遊行して毘舍離の彌猴河辺・重閣講堂に住された。

Verañjā, Soreyya は【補註 8】において考察したごとく、サンカッサの東にあった都市であり、サンカッサから西に行くと言ジス河にぶつかり、河にそって南下すると Kaṇṇakujja があり、さらに河に沿って下ると Pāyāgapatiṭṭha に至り、ここで言ジス河を渡って東に行くと Bārāṇasī があり、さらに東の Vesālī へと続く交易路にあったことがわかる。このうち現在その所在が明確に判明しているのは、サンカッサとカンナクツジャとバーラーナシーとヴェーサーリーである。

これによれば、Verañjā の項で取り上げたように、スーラセーナ国の首都であったヤムナー河西岸の町マトゥラーを出発してヤムナー河を渡り、東行するとヴェーランジャーに至り、さらに東行するとソーレヤ、さらに東行するとサンカッサに至ったものと考えられる。現在の言ジス河はサンカッサからおよそ 35 キロのところであり、この言ジス河の西岸を言ジス河に沿って下ると Kaṇṇakujja に至り、さらに下るとコーサンビーに至る。コーサンビーは現在の道路上からいうと、アッラハバードの西南に直線距離で約 45 キロのところであり、アッラハバードは言ジス河とヤムナー河の合流する地点に位置する。この記述にはコーサンビーが記されていないから、あるいは Pāyāgapatiṭṭha すなわち「パーヤーガの渡し」は Kaṇṇakujja からコー

サンビーの町に入る手前にあったのかも知れない。ここで言ジス河を渡って、その北岸に沿って行くとバーラーナシーに至る、というのが先の経路ということになる。

またバーリのアッタカタには、サンカッサと舍衛城の間の距離に言及されているから、サンカッサと舍衛城を結ぶ交易路もあったのであろう。サンカッサのさらに西にあったヤムナー河に近いヴェーランジャーでさえも、舍衛城とは政治的・経済的關係が深かったようであるから、この両者を結ぶ交易路もあって、それがサンカッサをも通っていたであろう。しかしながら少なくとも現在時点ではサンカッサ、ないしは Fatehgarh からまっすぐに舍衛城に繋がる幹線道路はなく、舍衛城へ行くにはいったん Sāketa (現在の Ayodhya) を経由しなければならない。当時もそうであったとすると、あるいはサンカッサから東南の方向に行き、現在の Kannauj、すなわちバーリ語の Kaṇṇakujja のところで言ジス河を渡って現在の Lucknow あたりを通り、さらに現在の Ayodhya を経由して、舍衛城に達する道路が通じていたのではないであろうか。

[3-3] 現在ではどこかを特定できない地名との関係を述べるものもある。ここにもサンカッサとソーレヤ、カンナクツジャの地理的關係が述べられている。

*Vinaya* 「七百韃度」(vol. II p.298) : ヤサたち長老はレーヴァタ (Revata) を味方にしようとした。そのときレーヴァタはソーレヤに住んでいたが、天眼をもってこれを知り、この諍事を避けてはならないと、ソーレヤからサンカッサ (Saṃkassa) に行き、ここからカンナクツジャ (Kaṇṇakujja) に行った。そのときサンブータ・サーナヴァーシン (Sambhūta Sāṇavāsīn) が住んでいたアホーガンガ山 (Ahogaṅga pabbata) にいたヤサたちはソーレヤに行き、レーヴァタがサンカッサに行ったことを知ってサンカッサに行った。しかしレーヴァタはその間にサンカッサからカンナクツジャへ行き、そこからウドンバラ (Udumbara) へ行き、そこからアッガラブラ (Aggaḷapura) へ行き、そこからサハジャーティ (Sahajāti) へ行った。そこでヤサたちはレーヴァタと会うことができた。

『四分律』「七百集法毘尼」(大正 22 p.969 中) : 伽那子比丘は長老離婆多を味方につければこの非法を滅することができると考え、その住所の婆呵河邊に行ったが会えず、伽那憍闍国に行っても会えず、阿伽樓羅国に行っても会えなかったが、僧伽餘国で会うことができた。そして十事が非法である (一部合法) ということに賛意を得た。

それから耶舍伽那子比丘は離婆多のすすめにより、彼の同和尚、三浮陀比丘 (六十の波羅離子比丘と共に住す) に会うため阿呵恒河山に行った。

以上であるが、ここに記されるウドンバラ (Udumbara)、アッガラブラ (Aggaḷapura)、サハジャーティ (Sahajāti)、婆呵河邊、伽那憍闍国、阿伽樓羅はいずれも特定できない (1)。もっとも阿伽樓羅はアッガラブラ (Aggaḷapura) と同一

であろう。

- (1) 赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』p.725の「Vaggamudā(河)」の項に、婆呵という語があげられているが、ヴァッジ国にあった河のようであるから、これとは異なるであろう。

[3-4] 後世の文献であるが、『法顕伝』（東洋文庫本 p.059、大正 51 p.589 下）は「マトゥラーから東南に行くこと 18 由旬で僧伽施国に至る」としている。法顕はここで夏坐して、ここから「東南方に 7 由旬進んで、カノウジ城に至った」（東洋文庫本 p.066）としているから、このころは現在の Fatehgarh を経由するのではなく、サンカッサから直接東南にあるカノウジ城に至る道があったのかも知れない。

『西域記』は「毘羅剛拏国から東南に行くこと二百余里で劫比他国に至る」（古典大系本 p.158 上、大正 51 p.893 上）。原注に劫比他国は「旧に僧迦舍国という。中印度の境」とするから、これがサンカッサにあたる。そしてこの直前に記されている「毘羅剛拏国」が 'Verañjā' にあたると思われることはヴェーランジャーの項目において述べた。しかし 'Verañjā' では釈尊が夏安居に馬麦を食された因縁があることで有名なところであるが、これについては何ら記さない。ちなみに『西域記』では「聖醯掣咀邏国から南に行くこと二百六、七十里、ガンガー河を渡り、西南して毘羅剛拏国に至る」とする。マトゥラーからヴェーランジャーに行く前に渡る河をガンガーというのであるが、これはヤムナー河のことであろう。

[3-5] サンカッサには言及しないが、『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.048 下以下）には次のような興味ある、きわめて奇妙な記述が見られる。闍底城すなわちヴェーランジャーから人間を遊行して無敵城へ行かれた釈尊は、弥伽河辺に住され、河を見て説法されてから、河を渡り童長城・象声城・頰伽伽城・施宝城・金升城・自来城・都異迦城をへて、室羅伐城に入られたとするのである。

サンスクリット本によれば (p.034 1.20~p.51 1.16)、無敵城は Ayodhyā、童長城は Kumāravardhana-nagara、象声城は Krauñcāna、頰伽伽城は Aṅgadikā、施宝城は Mañivatī、金升城は Suvarṇaprasṭha、自来城は Sāketa、都異迦城は Toyikā に相当するから、Ayodhyā⇒ガンガー⇒Kumāravardhana-nagara⇒Krauñcāna⇒Aṅgadikā⇒Mañivatī⇒Suvarṇaprasṭha⇒Sāketa⇒Toyikā⇒室羅伐城という経路ということになる。

そしてその最初のアヨーディヤーの項 (p.034 1.20) では 'atha bhagavān-dakṣiṇapaṃcāle janapada-cārikāṃ carann-ayodhyām-anuprāptaḥ ayodhyāyām viharati nadyā-gaṅgāyās-tire' とする。すなわち「南パンチャーラの国土を遊行してアヨーディヤーに至り、アヨーディヤーのガンジス河の河畔に住された」とするのであり、これによるかぎり、アヨーディヤーはガンジス河の西岸にあって、十六大国のうちのパンチャーラ国に属することになる。「南パンチャーラ」というのはその南の部分ということであろう。

そしてこの後ガンジス河を渡って童長城などを通してサーケータに至り、さらに舍衛城に行かれたことになるから、われわれは現時点ではアヨーディヤーとサーケータとは同一の場所と考えているが、これによればアヨーディヤーとサーケータは別の都市であるということになり、しかもアヨーディヤーは現在のアヨーディヤーよりもおそらく 200 キロ以上も離れたガンジス河畔にあったということになる。あるいはここでいわれるガンガーは今のガーガラ河、すなわち昔の Sarayū (Sarabhū) 河をさすとも考えられるが、そうすると「南パンチャーラ」とはいえないから、やはりこれはガンガー河をいうのであろう。

実はこの『根本有部律』の記す位置関係は『西域記』の記述と重なっている。『西域記』ではサンカッサにあたる劫比他国からカンナクツジャに相当する羯若鞠闍国に至る時には、「ここから東南して行くこと二百里足らずで羯若鞠闍国に至る」（中国古典文学体系本 p.160）とするからこれでよいのであるが、ここから「東南へ行くこと百余里で納縛提婆矩羅城に至り」（p.170）とし、次に「ここから東南に行くこと六百余里、殑伽河を渡り南して阿踰陀国に至る」（p.170）とするのである。

もちろん阿踰陀国がアヨーディヤーにあたるであろうが、もしこの記述を元に地図を描くとすれば、唐時代の 1 里は 441m であるとする<sup>(1)</sup>、カンナクツジャからおそらくガンジス河にそって東南の方向に 45km ほど行くと納縛提婆矩羅城に至り、そこからさらにガンジス河にそって 270km ほど行ってガンジス河を渡り、その南にアヨーディヤーがあったことになる。カンナクツジャから現在のアッラハバードまでは直線距離で約 300km くらいであるから、玄奘の記述に基づけばアッラハバードのところでガンジス河を渡ったということになるであろう。そしてこの近くにアヨーディヤーがあったことになるのである。これでは現在のアヨーディヤーとは遠く離れている、まったく別の場所ということになる。

またこのアッラハバードは昔のコーサンビーがあったところであるが、『西域記』ではアヨーディヤーから東に三百余里行ってガンジス河を渡ったところが阿耶穆佉国であり、ここから東南に 700 余里行ってガンジスを渡り、南して行くと閻牟那河の北に鉢羅耶伽国があり、そこから五百余里離れたところに橋賞彌国があったとしているから、地理的には無茶苦茶なことになるといわなければならない。

要するに『西域記』でいうアヨーディヤーや『根本有部律』でいうアヨーディヤーは現在のアヨーディヤーとは一致しない。われわれは現時点では、原始仏教時代のサーケータは今のアヨーディヤーであるということ処理しているけれども、実は原始仏教聖典に記されるアヨーディヤーはガンジス河のそばにあったとされていて<sup>(2)</sup>、この点では『西域記』や『根本有部律』と相応するところがあるのである。

このように『西域記』や『根本有部律』がいうアヨーディヤー、あるいは原始仏教聖典のいうアヨツジャーは現在のアヨーディヤーがある場所とは大きく異なっていて、まさしくさまよえる大都市のような感を与え、まことに不可解である。

(1) 「モノグラフ」第6号 p.027参照

(2) SN.022-095 (vol. III p.140) は「そのとき釈尊はアヨッジャーのガンガー河の側に住された (ekam samayaṃ bhagavā ayojjhāya gaṅgāya nadiyā tire)」とする。その対応経である雑阿含 265 (大正 02 p.068 中) では「阿毘陀処洹河の側」、雑阿含 1174 (大正 02 p.314 下) では「阿毘閼恒水の辺」とし、「阿毘陀」「阿毘閼」が 'ayojjhā' の訳語であるかどうかは一抹の危惧が存するが、いずれもガンジス河のほりとする。また増一阿含 040-007 (大正 02 p.741 中) は「阿踰閼江水の辺」とし、この「江」がガンジスを示すかもしれない。しかしガンジスに流れ込む支流のすべてがガンジスと表されるという傾向もあり、必ずしも原始仏教聖典のアヨッジャーがガンジス本流のほりにあったという認識であったかどうかはわからない。しかし少なくとも、原始仏教聖典にアヨッジャーとサーケーターという2つの地名が出て、この2つは同一の場所を示す異名であるという認識でなかったことは確実である。したがって少なくとも原始仏教聖典においては、アヨッジャー＝サーケーターにはならないのであるが、現時点では明確な結論が得られないので、取りあえずアヨッジャー＝サーケーターとして作業を進めているのである。

[3-6] それはともかくとして、サンカッサが何国に属していたかという問題に戻ろう。別稿において述べたように、ヴェーランジャーがスーラセーナ国に属し、不可解な記述をする『根本有部律』の記事であるけれども、このヴェーランジャーに住した後「南パンチャーラの国土を遊行して、アヨーディヤーに至った」とするなら、その間にあったはずのサンカッサは「南パンチャーラ」ないしは「パンチャーラ」に属していることになるであろう。原始仏教聖典などにはサンカッサを 'Pañcāla' と関連づけて述べるものはないが、『望月仏教大辞典』p.2418 においては、パンチャーラは北部と南部に分かれ、北部の首都はカンピラ、南部の首都はカンニャクツジャとしているから<sup>(1)</sup>、もしこれを信じてよいものとするれば、サンカッサは南パンチャーラ国に属していたと結論づけても不都合はないと思われる。

(1) これが何に基づいたものであるかは不明。Malalasekera の辞典の Kaṇṇakujja の項には、このような趣旨の解説はない。

[4] ついでに三十三天での雨安居伝承その他について、若干の考察を加えておきたい。

[4-1] 上述のように三十三天での雨安居については、パーリの A 文献資料は記さない。漢訳も詳しく記すのは『増一阿含』036-005 (大正 02 p.703 中) と『雑阿含』506 (大正 02 p.134 上) で、特に『雑阿含』604 (大正 02 p.167 下) は、釈尊入滅の後の 100 年余ないしは 200 年余もして即位したとされる阿育王に、「此處如來至天上爲母說法。將無量天衆下於人間。王復種種供養及立塔廟」と説明する形をとるものである。これは釈尊の生涯における由緒ある場所を紹介するという内容の経であって、アヴァダーナに分類されてしかるべきものであり、早い成立のものであるとは考えられない<sup>(1)</sup>。

このようにこの伝承は、後になってから漢訳系統の原始仏教聖典において形成されたものと考えられるのであるが、しかしアショーカ石柱がこの地に建てられたのが、

この伝承をもとにしているものであるとするなら、例えば法顕や玄奘時代まで時代を引き下げることはできない。またパールフトやサーンチーの仏塔の塔門の彫刻にもこれを主題とした図柄が見いだされ、しかもパーリのアツカターが伝える釈尊の雨安居地伝承の中には三十三天が含まれるから、アツカターはこの伝承を知っていたのであろう。

釈尊の雨安居地伝承にも言えることであるが、アツカターが制作された時点においては、原始仏教時代には知らなかった北伝系の伝承が、南方でも共有されるようになっていたという奇妙な事実があって、これらがどのように交渉しあったのかという非常に興味深いものがあるが、この伝承もその一つであるということができる。

(1) 以上の他のこれに言及する文献は、「モノグラフ」第3号に掲載した「仏伝諸經典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」の p.178 以下を参照されたい。なおここに挙げた他に、『義足経』大正 04 p.184 下、『撰集百緣経』大正 04 p.247 上にも見いだされる。

[4-2] またサンカッサの説法は天人がもっとも多く集まった「会」とされる。

『雑阿含』604 (大正 02 p.167 下) : 此の時に於いて此の会の名を天下処と名づく。

『雑阿含』506 (大正 02 p.134 上) : このときの会を天下処という。

[4-3] また *Theragāthā-A.* (vol. I p.225, 106 偈の註) には、Suhemanta 長老が分別のつく年齢に達したとき、サンカッサの町の鹿野苑 (saṃkassa-nagare migadāya) に住しておられた釈尊のところに訪れたとしているから、ここには鹿野苑という園林があったということになる。

[5] 以上をまとめて結論としたい。

Saṅkassa は今の Uttar-pradesh 州にある Saṅkisa に相当する。ここはヤムナー河とガンジス河に挟まれた地域の北東部に位置する。現在は古い崩れかけたストゥーパとその近くにアショーカ王の石柱があるだけの寒村であるが、釈尊時代には Mathurā からガンジス河を横断して舎衛城に通じる道路と、ここでガンジス河沿いに南下して Kaṇṇakujja を経由して、Kosambī に至る道路の交差する位置にあった都市であったと考えられる。したがって経済的にはコーサラ国あるいはヴァンサ国などと密接な関係があったものと考えられるが、地勢的にはパンチャーラ国に属していた。また Mathurā は Verañjā の項で述べたごとく遠くタキシラとの交易路に繋がっていたから、西北インドとも交渉があったものと考えられる。

『法顕伝』はこの地には千人の僧尼が住んでいて、大小乗を雑えて学び、国は豊かで最樂無比であったとする (大正 51 p.860 上)。また『西域記』は劫比他国の大きさを周囲二千余里、都城を周囲二十余里とし、気候・産物はヴェーランジャーに同じであり、風俗は温和で、人々は学芸を多くたしなみ、伽藍は 4ヶ所、僧徒は千余人おり、皆小乗の正量部の教えを学んでいる、としている (p.158 下)。ちなみにコー

サンビー国は周囲六千余里、都城を周囲三十余里とし（p.178上）、舎衛城も周囲六千余里とし、都城は荒廢して境界がはっきりしないが、宮城の建物の跡は周囲二十余里とする（p.183上）。したがってサンカッサはこの2国よりは小さいが、法顯、玄奘の時代にはいまだ繁榮していたことが知られる。

（森 章司）

### 【補註11】蘇摩国

[0] 漢訳の原始仏教聖典には美麗なる陶器製の鉢を産する蘇摩という地名が記されている。そのほか修摩とか芻摩、蘇彌、速摩などの同一の地名を表すとも考えられる地名も見いだされる。また蘇摩あるいは速摩が十六大国として数えられている。しかしながらパーリ聖典にはこのような鉢の記述はないし、蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などに相応すると思われる地名も見いだされない。

そこで本稿では、

- (1) 各種の漢訳聖典に現れる蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などの地名は、同一の地名を表すのか、それとも異なる地名なのか。
- (2) それらはどのような規模の地名を表すのか。
- (3) それらは地理的にどのようなところにあったのか。
- (4) なぜパーリ聖典にこれらに相応する地名が現れないのか。

などを検討する。

[1] 上記の蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などの地名は次の4つの文脈の中に現れる。1つは、アングッタラーパの項で検討した食物や金銀などが自然にわき出してくるメンダカ（Menḍaka）という居士の家族と螺髻梵志ケーニヤが登場する文脈の中に登場するものであり、2つめは美麗な鉢を産するという地名であり、3つめは十六大国の名前として上がるものであり、4つめはその他の記事の中に現れるものである。

[1-1] 1つめのメンダカとケーニヤが登場する文脈で現れるケースは次のような地名である。

蘇彌：『四分律』「菓健度」（大正22 p.872中）

修摩国：『十誦律』「医菓法」（大正23 p.191上）

蘇摩国：『十誦律』「医菓法」（大正23 p.191中）

ただし修摩国は明本は「蘇摩国」とし、これに続く部分では蘇摩国とするから、この修摩は捨ててよいであろう。ともかくこれらは1つの地名の異称であることは明かである。

[1-2] 2つめの美麗な鉢を産するというケースは次の地名である。

蘇摩国：『四分律』「捨墮法21」（大正22 pp.621下）、『四分律』「雜健

度」（大正22 p.952下）、『五分律』「雜法」（大正22 p.169下）  
 この場合には蘇摩という地名1つしか現れない。

[1-3] 3つめの十六大国として現れるケースは次のような地名である。

蘇摩国：『持斎經』（大正01 p.772中）、『人仙經』（大正02 p.214上）<sup>(1)</sup>

速摩国：『優旃夷墮舎迦經』（大正01 p.912下）

なお参考のために原始仏教聖典以外の文献も上げておく。

蘇摩国：『大方等大集經』卷51（大正13 p.342中）

また十六大国としてではないが、いくつかの国名が列記される中に含まれるものもある。

蘇摩国：『五分律』「菓法」（大正22 p.149下）

蘇彌国大聚落：『僧祇律』「尼薩耆波夜提002」（大正22 p.296中）

(1) これには十六大国という言葉はないが、16の国を挙げる中に含まれている。

[1-4] 4つめのその他の記事の中に現れるケースは次の地名である。

修摩：『雜阿含』860（大正02 p.218下）

芻摩国：『十誦律』「雜法」（大正23 p.268下）、『十誦律』「雜法」（大正23 p.276中）、『十誦律』「雜法」（大正23 p.279中）

蘇摩国：『十誦律』「毘尼序」（大正23 p.462上）

[2] まず比較的その所在がわかりやすい第1のケースを検討する。

その細かな内容は【補註6】「アングッタラーパ」の項を参照されたいが、『四分律』は蘇彌については、「爾時世尊從毘舍離人間遊行與千二百五十比丘僧俱至蘇彌、從蘇彌至跋提城住」（大正22 p.872中）というのみである。ただしここから「蘇彌」が毘舍離（ヴェーサーリー）と跋提城の間にあったことがわかる。当該項においては、跋提城というのはバディヤ市（Bhaddiyanagara）のことであって、アングッタラーパと並んでアング国に属する都市であり、ガンジス河の北側にあったとしておいた。

これに対して『十誦律』は「佛在毘耶離隨所住竟著衣持鉢向蘇摩国遊行。此國有二城、一名婆提城、二名蜜城」（大正23 p.191上）とするから、バディヤ市は蘇摩国に属する都市であったとするわけである。しかしこの後に「諸外道聞、沙門瞿曇蘇摩國土遊行來向婆提城」（p.191中）とし、「佛從是諸國遊行到婆提城」（p.191下）とするから、位置関係は『四分律』に等しいといえることができるであろう。

ところで『四分律』は、この婆提城において釈尊が旻荼（メンダカ）居士の七日請を受けられたとするのみであるが、『十誦律』は民大（メンダカ）居士が金・銀・玻璃・紺瑠璃の床・鉢・盤をもって接待しようとしたが釈尊は受けられず、木盤銅盤を受けられ、鉄鉢と瓦鉢を受けられたとしている。ここには美麗な鉢の記事はないが、あるいはこれと関連するとも考えられる。

[3] 次に美麗な鉢に関するケースを検討する。『四分律』『五分律』には次のように記されている。

『四分律』「雜度律」（大正 22 p.952 下）：そのとき世尊は蘇摩国に在って人間を遊行された。時に信樂の陶師に対し、世尊は泥処を指さして指図された。「この処の土を取れ、是くの如く打を作せ、是くの如く晒燥せよ、是くの如く泥を作れ、是くの如く調せよ、是くの如く鉢を作れ、是の如く揩摩せよ、是の如く晒乾し已れば、大堅爐を作り、鉢を安んじて中に置き、蓋をもって上を覆い、泥にて塗れ。若しは佉羅陀木をもって、若しは棗木をもって、若しは尸餘婆木、阿摩勒木をもって、四辺に安んじてこれを焼く。彼はすなわち仏の教えるところの如く、次に随って作り、すなわち完成して、異貴好の蘇摩鉢をもって、諸比丘に与えようとした。諸比丘は是くの如き鉢を蓄えることは許されていないとして受け取らなかった。仏は蓄えることを許された。

『五分律』「雜法」（大正 22 pp.169 下）：仏は蘇摩国におられた。自ら鉢杯（まだ焼きを入れない鉢の下地）を作り、陶師に焼かせた。陶師は多く作り、合わせて焼いて竈口を開き見ると、皆金鉢になっていた。陶師は王に金宝ありと詮索されることを怖れて、それらを土に埋めた。仏は再び焼かせたが、つぎは銀鉢になったので陶師はまた土に埋めた。……こんどは銅鉢になったが、色は閻浮樹のごとく青好であったので諸比丘に与えようとしたが、諸比丘は受け取らなかった。仏はこの鉢を受け取ることを許された。……時に優柯羅婆羅門に一女あり、常に白銅鉢を用いて食事をしていたが、出家してもなお先の器を用いていたので、諸居士が外道と分別がつかないと譏訶した。仏は外道の銅鉢を禁じられ、三種の鉢、鉄鉢・瓦鉢・蘇摩鉢を許された。時に毘舍離の諸の車離は栴檀鉢を薩遮尼毘子か世尊に与えようかと協議して多数決で世尊に与えることとなり、白石蜜・歡喜丸を盛り、世尊に布施したが、世尊は歡喜丸を受けて鉢を返された。諸の車離は協議して諸比丘にこれを与えようとしたが、諸比丘はこれを受け取らなかった。仏はこれを受けて破して香用とすることを許された。

とし、

『四分律』「捨墮法 21」（大正 22 p.621 下）：摩訶迦葉は常にこの国の鉢を使用していた。阿難はこの国の貴価鉢を得て迦葉に与えようとしたが、不在のため与えられなかった。そこで釈尊に伺いを立て、不在より戻る 10 日の間、長鉢を蓄えることを許された。

とする。

このように蘇摩国は金色・銀色・銅色に輝く釉薬を塗って焼き上げた陶器製の鉢を産したものと考えられるが、残念ながらその所在を示唆するような記述はない。

ただし前項で紹介した『四分律』で民大（メンダカ）居士が金・銀・玻璃・紺瑠璃の床・鉢・盤をもって接待しようとしたとする記述のなかの蘇摩国と同一の地域を指すのではなからうか。表記も同じである。

なお‘*sumbhakapatta*’あるいは‘*sumbhaka pātra*’というという言葉がパーリ聖典あるいはサンスクリット文献としての *Mahāvastu* のなかに見いだされ、この「スンバカ鉢」というのがこの蘇摩と関連があるものとも考えられるが、これについては【補註 15】の *Sumbha* の項を参照されたい。あるいは蘇摩と関係があるものとも考えられるが、この「仏在処・説処一覧」としては、とりあえずは別の地名として処理するというのが結論である。

また現在のインドの陶磁器の産地は日本貿易振興機構（JETRO）の報告書によれば、「インドのセラミック製食器産業は、国の北部地域で既に確立したのが見られる。セラミック製食器産業は、ウツタルプラデシ州（クージャとガジヤバード）、ラジャスタン州、グジャラート州（モービ）に集中している。近くから原材料が簡単に入手でき、取引先市場も近接していることから、製造業がその地域で発達した」とするから、この地域は含まれていない。

なお古代の土器の出土品をも調査しなければならないが、残念ながら筆者はその手段を持たない。

[4] 十六大国などを上げる文献を、その他の十五国などを含めて紹介すると次のようになる。

『持斎經』（大正 01 p.772 中）：若有十六大國。謂一者鶻迦。二者摩竭陀。三者迦尸。四者拘薩羅。五者拘樓。六者般闍羅。七者阿攝貝。八者阿和檀提。九者枝提。十者跋耆。十一者跋蹉。十二跋羅。十三蘇摩。十四蘇羅吒。十五喻尼。十六劍浮。此諸國中所有錢寶。金銀摩尼眞珠琉璃瓊伽碧玉珊瑚留邵鞞留鞞勒馬瑙蟻蝸赤石旋珠。

『人仙經』（大正 02 p.214 上）：我佛世尊先說所有諸方諸國及諸城隍。所謂盎識國。摩迦陀國。迦尸國。橋薩羅國。蜜嚙沙國。大力士國。奔拏國。蘇摩國。阿說迦國。嚙帝國。俱嚙國。半左國。嚙蹉國。西那國。夜嚙那國。甘謨惹國等。

『優婆夷墮舍迦經』（大正 01 p.912 下）：天下有十六大國。一者名鶻迦。二者名摩竭。三者名迦夷。四者名拘薩羅。五者名鳩溜。六者名般闍荼。七者名阿波耶。八者名阿洹提渝。九者名脂提渝。十者名越祇渝。十一者名速摩。十二者名速頼吒。十三者名越蹉。十四者名末羅。十五者名渝匿。十六者名劍善提。是十六大國中珍寶物施與比丘僧。

『五分律』「藥法」（大正 22 p.149 下）：時摩竭國、鶻伽國、迦夷國、拘薩羅國、跋耆國、滿羅國、蘇摩國、此諸國人聞佛出世有大威德弟子亦爾。皆來雲集毘舍離城。

『僧祇律』「尼薩耆波夜提 002」（大正 22 p.296 中）：六十家聚落界者。如釋迦梨國大聚落。蘇彌國大聚落。摩頭羅國大聚落。巴連弗呂大聚落。是諸聚落各別起屋。

このようにここからも特別の情報を得ることはできないが、『持齋經』や『優陂夷墮舍迦經』は十六大国を金銀瑠璃玻璃などの珍宝を産し、比丘サンガに寄進された国とするから、少なくとも蘇摩国、速摩国は前項の美麗な陶器製の鉢を産する蘇摩国を指すであろうことがわかる。

このような記述は『婆沙論』（大正 27 p.648 中）にも見いだされる。「若有成就此八近住律儀。十六大國所有珍寶。欲比其價十六分中不能及一。如是百分千分皆千分數分算分乃至毘波尼殺曇分亦不及一。十六大國者謂泐伽國、摩竭陀國、迦尸國、憍薩羅國、佛栗氏國、末羅國、奔蹉羅國、蘇嚩摩國、頰濕縛迦國、頰飯底國、葉筏那國、劍跋闍國、俱盧國、般遮羅國、筏蹉國、戌洛西那國。此十六國豐諸珍寶故偏說之。諸珍寶者謂末尼眞珠、吠琉璃寶、螺貝璧玉珊瑚金銀、摸婆洛揭拉婆寶、頰濕摩揭婆寶、赤珠右旋寶等」という文章であり、このなかの蘇嚩摩國がこれにあたるであろう。

[5] その他の記事中に現れるケースは以下の通りである。

『雜阿含』860（大正 02 p.218 下）：世尊は舍衛國祇樹給孤獨園において夏安居を住され、衣を調べて遊行に出る準備をされていた。その時梨師達多と富蘭那という兄弟の長者がそれを知って、世尊と弟子たちが拘薩羅から伽尸、伽尸から摩羅、摩羅から摩竭陀、摩竭陀から殃伽、殃伽から修摩、修摩から分陀羅、分陀羅から迦陵伽に遊行に出られたら、何時また会えるかと悲しいと言ったので、六念を修習せよと説かれた。

『十誦律』「雜法」（大正 23 p.268 下）：仏は芻摩國におられた。そのとき阿那律の共行弟子は口乾病を患った。医師は阿摩勒を含めば口が癒されると教えた。仏は口病のときは阿摩勒を含むことを許された。憍薩羅國に一住処があった。諸比丘は僧施果を得淨人より得ていまだ作淨しなかった。仏は外皮を食すべし、子（種）を食すことなかれと言われた。

『十誦律』「雜法」（大正 23 p.276 中）：仏は芻摩國におられた。そのとき大比丘僧とともに五陰法を説かれた。仏が嚏遍（くしゃみ）をされるや五百の比丘が一斉に「老寿」（長寿のおまじない）と言った。仏は老寿と言うものは突吉羅とされた。

『十誦律』「雜法」（大正 23 p.279 中）：仏は芻摩國におられたとき、五百の大衆と共に会された。仏は五百の比丘のために色・受・想・行・色の五陰法を説かれた。……（房舎中に安鉢処を作るべし）。

『十誦律』「毘尼序」（大正 23 p.462 上）：仏は蘇摩國におられた。このとき長老阿那律比丘の弟子が病み、下葉を服し中後に心悶した。仏は「熬稻

華汁を与えよ」と言われた。それでも癒えなかった。「竹筍汁を与えよ」と言われた。それでも癒えず、「囊に米粥を盛り汁を絞って与えよ」と言われた。それでも癒えなかった。「屏処に率いて米粥を与えよ」と言われた。優波離は仏に、「結髮鷄尼耶梵志に八種漿を施すことを許されましたが、これに根湯・莖湯・葉湯・華湯・菓湯を合して飲むべきか否か」と尋ねた。仏は「若し酸味がなく、食を雑えず、清にして濁らざれば飲むことを許す」とされた。

このうち最初の『雜阿含』860は *SN.055-006* (vol.V p.348) がその相應經であって、内容もほぼ等しいが、釈尊の遊行の経路は *Sāvattihī*—*Malla*—*Vajji*—*Kāsi*—*Magadha* とし、そこからまた順次に *Sāvattihī* に戻るとしている。したがってここには殃伽、修摩、分陀羅、迦陵伽は含まれないし、それまでの経路の順序にも若干の相違がある。ところで『雜阿含』の分陀羅は不明であるが<sup>(1)</sup>、迦陵伽は *Ka-liṅga* であろう。もしそうだとすればそれは今のアンドラ・プラデーシュ州のベンガル湾沿いにあったものと考えられている。またここに現れる修摩は殃伽との関係を見ても、メンダカ長者の文脈に現れる修摩であろう。したがってこの時の遊行経路（ただし計画段階）はコーサラからまずガンジス河畔のカーシへと南下し、そして北上してマッラに至り、そこからもう一度南下してガンジス河を渡ってマガダに至り、そこから東行してアンガに至り、そこで再びガンジス河を渡って北上して修摩に至り、分陀羅がどこかわからないが、あるいは東行してそこでまたガンジス河を渡り、南下して迦陵伽に至るものであったということになる。そうだとすればかなり不自然な経路であって、よほど *SN.055-006* の方が合理的であり、しかも殃伽以降は『雜阿含』にしか記述されないものであるから、後の付加ということになるであろう。

その他の資料には特別の情報は含まれていないが、最後の「毘尼序」はケーニヤ（結髮鷄尼耶梵志）が登場するし、蘇摩国という文字を使っているから、今まで考察してきた蘇摩国をさすと思われる。

しかしながら同じ『十誦律』でありながら、その他は「芻摩国」とするから、これは原音が異なっていた可能性もあり、「蘇摩国」とは別の土地をさすのかも知れない。

[6] ところで *Mahābhārata* に *Suhma* なる地名が現れる。水野弘元氏は「初期仏教の印度における流通分布について」（『仏教研究』「特輯・民族と仏教」仏教研究会編 大東出版社 昭和 19 年 2 月）p.009 において、これをもって「*Suhma*（修摩）、*Puṇḍra*（分陀羅）の名が *Aṅga*（鸯伽）、*Vaṅga*、*Kaliṅga*（迦陵伽）等と一緒に述べられている点からも、これらがアンガ以東の東印度の地方にあったであろう」とされている。*Suhma* に十六大国としてあげられる修摩という漢語を当たられているから、おそらくこの蘇摩と *Suhma* を同定されたものと考えられる。

ところで *Mahābhārata* のこの部分はインド亜大陸 (Bhārata Varṣa) の多くの山脈や河、そして多くの国々を列挙する中の一部として含まれるもので、Suhma が含まれる部分を省略しないであげてみると、「ヴィデーハカ、マーガダ、スフマ、ヴィジャヤ、アング、ヴァンガ、カリంగా」とされている。ちなみにこれは京都大学の徳永宗男氏によってインターネット上にアップされたテキスト (0060100441) によったものであるが、ここには Puṇḍra は含まれていない。そしてこの箇所冒頭部分を上村勝彦氏の訳によって紹介すると (『原典訳 マハーバーラタ』第6巻 筑摩学芸文庫 2002年11月 p.046)、「クルとパンチャーラ、シャールヴァ、マードレーヤ、ジャンガラ、シューラセーナ、カリంగా、ボーダ、マウカ、マツヤ、スクティー (またはスクティヤ)、サウバリヤ、クシタラ、カーシとコーシャラ、チャーデーとヴァツツァ、カルーシャ、ポージャ、シンドゥとプリンダカ……」などとなっている。確かに地域別にまとめられているという感じもするが、必ずしもそれを法則としていないようにも見受けられる。

Suhma という語は、『パーガヴァタブラーナ』にも見いだされ、そこでは、

アング、ヴァンガ、カリంగాをはじめ、スフマ、ブンドラ、アーンドラと呼ばれる〔子供たちが〕ディールガタマス王の妻バリの胎に生まれた。(彼らは自身の名に因んで東方にそれぞれ建国した) *āṅgavaṅgakaliṅgādyaḥ suhmapuṇḍrāṅdrasamjñitāḥ / jajñire dīrghatamaso baleḥ kṣetre mahi-kṣitah*// Bhp\_09.23.005 //

とされている。これによれば Suhma はインド亜大陸の東方にあったことはわかるが、これによっても今の蘇摩がこれに相応するという確証はえられない。

このように必ずしも Suhma が蘇摩に同定できるという確証は得られないので、ここではとりあえず、Suhma は蘇摩には相応しないということにしたおきたい。

[7] なお【補註15】Sumbha の項で述べるごとく、パーリの *Vinaya* には ‘*sumbha-patta*’ という用語が見られ、これが「蘇摩鉢」に相応する可能性も存する。しかし確証が得られないので、とりあえずは Sumbha はコーサラ国に含まれる国で、この蘇摩とは異なる地名として処理しておいた。しかしあくまでもこれは「仏在処・説処一覧」を作成するための便宜的な処理であって、さらにより詳しく調査する必要がある。

[8] 以上、漢訳の原始聖典に現れる蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などの地名を検討してきた。そして食物や金銀などが自然にわき出してくるメンダカ (Mēṇḍaka) という居士の家族と螺髻梵志ケーニヤが登場する文脈の中に登場するケースのものも、十六大国の名前として上げられるものも、すべて美しい鉢を産するという地名と同一であるとしてよいであろう。したがって「蘇彌」も「蘇摩」も「速摩」も「修摩」も同一原語の異音写語であることができる。そしてその用例は

「蘇摩」がもっとも多いから、今後の記述はこれに代表させたい。なおこの原語はサンスクリットの Suhma であるとも考えられ、またパーリ語では Sumbha に相当する可能性もあるが、とりあえずここでは、これらは蘇摩の原語ではないとしておきたい。

ただしその他の記事中に現れる「芻摩」は、この「蘇摩」にアイデンティファイする根拠を見いだすことができないから、あるいは原音を異にする場所を指すのかも知れないが、今は「仏在処説処一覧」を処理するために、とりあえず同一の場所として扱っておきたい。

[9] それではこの「蘇摩」はどれくらいの規模の地域であったのであろうか。十六大国の中に上げられ、『十誦律』がこの蘇摩国には婆提城と蜜城という2つの都市があったというなら、「国」の名であったということになるであろう。

そしてこの国は、メンダカ長者やケーニヤ螺髻梵志のエピソードに語られるように、ヴェーサーリーとアングッタラーパの間にあったのであろう。すなわちヴェーサーリーの東、ガンジス河の北側にあったということになる。おそらくアングッタラーパの項に記したごとく、マハーニ河の流域にあったのではなかろうか。現在の Majhaul 河の中・下流域の、ちょうどヴェーサーリーの東に Samastipur というディストリクトがあるが、音から見ると近いけれども偶然であろうか。そしてこの Samastipur というディストリクトの西南端のガンジス河沿岸には現在 Chechar という村があって、Patna 博物館の Dr. O. P. Pandey 氏によると、ガンジス河に沿って約3キロにわたって、AD 7、8世紀のパーラ王朝期のものと考えられる遺跡が発見されたという。蘇摩国の版図はこのあたりまで伸びていたのかも知れない。ここは Rajgir、Nalanda からまっすぐ北進する道路がガンジス河に突き当たる Bakh-tiyapur の対岸にあたる。

[10] ところでなぜこの蘇摩国がパーリ聖典やアッタカターに知られないのであろうか。もっとも Suhma がこの蘇摩にアイデンティファイできるとするならば *Mahābhārata* には知られるわけであるが、しかしこれもパーリの原始仏教聖典よりは新しい情報であるといつてよいであろう。そうだとするならば、アングッタラーパの項に書いたごとく、おそらくパ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された時には「蘇摩」なる国は存在せず、パッディヤ市はアングッタラーパ市と同様にアング国に属していたのではないであろうか。しかしそれ以降にパッディヤを含む地域は発展して、パッディヤはアングから独立して「蘇摩国」となったものと考えられる。

この地方では金や銀に見まがうがごとき、きれいに釉薬が施された陶器というよりも磁器が生産されるようになったが、それもパ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された以降のことであったから、パーリ聖典には知られなかった。それでもアッタカターには知られてしかるべきであるが、何しろ比較的未開の地域で、しかも北

インドであったために、知られなかったのであろう。

[11] 以上で蘇摩国の検討を終わることとするが、ここに関連する地名の「仏在処説処一覧」の処理を確認しておきたい。

- (1) 「蘇摩国」は独立した国として扱うことにするが、パ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された以降に独立したものと考へて、この中には漢訳聖典の蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩資料のみを収める。
- (2) 後にはこの「蘇摩国」のなかにバディヤ市が含まれるようになるが、パ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された時代にはこの国は存在しなかったものとして考へて、パ・漢のバディヤ資料はアンガ国の都市として処理する。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)

### [補註12] Bhārukaccha (パールカッチャ)

[0] パールカッチャには釈尊の事績として特記しなければならないようなものはないが、仏弟子に関する記述がA文献資料に一箇所ある。それはパールカッチャ出身の仏弟子が不浄法を犯して還俗しようと帰国する途上で、ウパーリがその仏弟子の行為を「不犯である」と判定したという記事である<sup>(1)</sup>。そのほかB文献資料では、ヴァッダマター比丘尼やヴァッダ比丘の誕生地<sup>(2)</sup>、あるいは淫戒に関する記述の舞台<sup>(3)</sup>として取り上げられている。

- (1) *Vinaya Pārājika 001* (vol.III p.039)
- (2) *Thera-g.-A.* (vol.II p.141)、*Therī-g.-A.* (p.171)
- (3) 『四分律』(大正22 p.975中)

[1] まずパールカッチャ (Bhārukaccha) の漢訳名を紹介する。

[1-1] 漢訳のA文献資料には以下のものがある。

婆樓越奢：『四分律』(大正22 p.975中)

[1-2] また漢訳のB文献資料には次のものがある。

婆樓割車国：僧伽婆羅訳『孔雀王呪経』巻上(大正19 p.450中)

跋盧羯車国：義浄訳『仏説大孔雀呪王経』巻中(大正19 p.464下)

婆盧羯泚国：不空訳『仏母大孔雀明王経』巻中(大正19 p.423中)

婆菟迦車迦：僧伽跋陀羅訳『善見律毘婆沙』巻8(大正24 p.726下)

婆菟迦車迦：『翻梵語』(大正54 p.998中)<sup>(1)</sup>

婆樓越奢：『翻梵語』(大正54 p.1038下)<sup>(2)</sup>

跋祿羯帖婆国：『大唐西域記』巻11(大正51 p.935中)

- (1) 「婆菟迦車迦(応云婆帝葛車賊 訳曰婆帝者重也葛車賊者亀)」とある。
- (2) 「婆樓越奢(応云樓割車波 訳曰重亀)」とある。

[2] 次にパールカッチャという地名がどのような規模であるかを検討する。

[2-1] A文献資料とするパーリ資料 *Vinaya Pārājika 001* (vol.III p.039) には「パールカッチャの比丘が…(Bhārukacchako bhikkhu…)」とあり、単にパールカッチャを出身地とする比丘の意として用いられるのみで、そこには *nagara* とか *nigama* とか *gāma* といった規模を示す属性はなく、したがってその規模を示す属性は不明である。ただし漢訳のA文献資料のなかには『四分律』巻55に「爾時宥城。名婆樓越奢。王字海」(大正22 p.975中)とあって、「婆樓越奢(Bhārukaccha)」の規模を示す属性を「城」としているが、この文献箇所(「調部」)はわれわれの資料水準ではB文献資料に属するものとして扱っているので、A文献資料に関しては漢・バいづれも不明であるといわざるを得ない。

[2-2] B文献資料の *Samanatapāsādikā* (vol.I p.283) と、その漢訳『善見律毘婆沙』巻8(大正24 p.726下)では「婆菟迦車迦比丘」とあって、上記のパーリA文献資料と同じく、婆菟迦車迦を出身とする比丘とのみある。あるいは *Milinda-pañha* (『ミリンダ王の問い』)でも‘Bhārukacchakā (パールカッチャ人)’(p.331)と名を出すものの、その規模を示す属性に関しては不明である。また *Mahānidessa* (『大義釈』)にも単に‘Bhārukaccha (パールカッチャ)’(vol.I p.155)とあるも、その規模を示す属性については不明である。

ところが *Jātaka463 Suppāraka-j.* (vol.IV p.137)では「バル国にてバル王が統治していた。[そこには]バルカッチャカという港町があった(Bharuraṭṭhe Bharurājā nāma rajjaṃ kāresi, Bharukacchaka nāma paṭṭanagāmo ahoṣi)」とあり、パールカッチャはバル国(Bharu-ṛaṭṭha)という領国内にある「港町(paṭṭanagāma)」として登場してくる。

ところで同じ南伝のアッタカター、すなわち *Thera-g. vs.335~339*にはこの土地の出身者であるヴァッダ長老の偈を収めてあるが、その注釈書 *Thera-g.-A.*では「パールカッチャ都城(Bhārukacchaka-nagara)」(vol.I p.211)とあり<sup>(1)</sup>、彼の生れ故郷パールカッチャは「都城(nagara)」であったとする。これは上記[2-1]で紹介した『四分律』の「婆樓越奢(Bhārukaccha)」が「城」とあるという記述に符合している。恐らく‘Bhārukaccha paṭṭanagāma’と‘Bhāru-kacchaka-nagara’と「婆樓越奢城」とは同じ地名を指すものと考えられるので、その間に規模の推移を想定せしめるものがあるかもしれないが、これらは同一の地名の呼び名の違いと見て大過なからうと思われる。つまり後にも述べるように、パールカッチャ(バルカッチャカ)は外国と交易が行われていた国際的な港町であり、都市でもあったということである。

(1) *Therī-g. vs.204~212*のヴァッダマター(ヴァッダ長老の母)尼偈の注釈書にも「都城(nagara)」(*Therī-g.-A. p.171*)とある。

[2-3] 一方、北伝の『孔雀王呪経』巻上(大正19 p.450中)には「婆樓割車国」、『仏説大孔雀呪王経』巻中(大正19 p.464下)には「跋盧羯車国」、『仏母大孔雀

雀明王経』巻中(大正19 p.423中)には「婆盧羯訶国」とあり、いずれも「国」としているが、これは城とその周辺地域を含めた都市の意と解してよいであろう。

[2-4] ところでこの国の具体的な規模については、B文献資料の『大唐西域記』巻11(大正51 p.935中)に「跋祿羯訶婆国。周二千四五百里。国大都城周二十餘里」とあって、この国の規模は周囲2千4、5百里にわたり、その都市の規模は周囲20余里ある、とされる。

これと同じ規模の国を『大唐西域記』の中で見いだすと、同巻11に「阿傘荼国。周二千四五百里。国大都城。周二十餘里」(大正51 p.938中)とか、同巻5に「阿耶穆法国。周二千四五百里。国大都城。臨菟伽河。周二十餘里」(大正51 p.897上)、同巻10に「珠利耶国。周二千四五百里。国大都城。周二十餘里」(大正51 p.931中)とあるように、西印度の阿傘荼国(Avanḍa)、中印度の阿耶穆法国(Ayamukha, Hayamukha, Ayomukha)、南印度の珠利耶国(Colya, Coḍa, Coḷa, Cola, Choḷa)に相当する規模の国であったと考えられる。

しかもこの都市の規模は、玄奘が訪れた当時の磔迦国(Ṭakka)の「奢羯羅故城(Sāgala-nagara)」<sup>(1)</sup>、あるいは「秣菟羅国(Mathurā)」<sup>(2)</sup>、「劫比他国(Kapitthikā, Kapitthaka. 旧名の僧迦舍[Saṅkassa])」<sup>(3)</sup>、「阿踰陀国(Ayojijhā, Ayojijhā)」<sup>(4)</sup>などの都市に匹敵する規模であったと思われる。

さらに同巻6には「室羅伐悉底国。周六千餘里。……宮城故基周二十餘里」(大正51 p.899上)とある記述から推して、現在、他の遺跡調査に比べてより判明している舎衛城の宮城の建物の跡ほどの規模であったと推定される。

- (1) 「垣堵雖壞基趾尚固。周二十餘里。其中更築小城。周六七里」(大正51 p.888中)
- (2) 「国大都城周二十餘里」(大正51 p.890上)
- (3) 「国大都城周二十餘里」(大正51 p.893上)
- (4) 「国大都城周二十餘里」(大正51 p.896中)

[3] パールカッチャの地理的位置は次のようになる。

[3-1] これもA文献資料には関説されず、B文献資料として上記の『大唐西域記』巻11にある「跋祿羯訶婆国」(大正51 p.935中)がパールカッチャあるいはパールカッチャに比定されていて、この国はインド亜大陸の西南に位置し、現在のナルマダー河口に位置する港市Bharoach, Broachとされている<sup>(1)</sup>。

- (1) 水谷真成訳註・玄奘『大唐西域記3』(東洋文庫657、1999) p.307の註(1)参照。

[3-2] ところでこの地の歴史的な記述としては、Dīpavaṃsa (IX. 26-28) に「ヴィジャヤ(Vijaya王)がパールカッチャで3ヶ月間滞在して、船で航海してセイロン島(Laṅkāḍīpa)に至った」(要約)とする伝承があることから、この港町がアラビヤ海を渡航するための重要な基地であり、海路の要所であったことを伺わせている。

[3-3] さらに陸路に目を転ずれば、東へ向えばアヴァンティ(Avanti)の首都ウッジェーニー(Ujjeni)へと続き、さらに進んでヴァンサ(Vaṃsa)の首都コーサンビー(Kosambi)へと向うルートの要所でもあり、南下すればバーヒヤ(Bāhiya)比丘が

住んでいたスーパーラカ(Suppāraka)へと向うルートの要所でもあったと思われる。

[4] 次にパールカッチャの経済的・政治的関係についてみよう。

[4-1] 『大唐西域記』巻11(大正51 p.935中)「土地鹹鹵草木稀疏。煮海為塩利海為業」とあり、土地に塩分を含んでいるところから農耕には適さなかったようであるが、一方で海岸に面した港町ということで、海水を汲んで煮詰めるという方法による製塩が重要な産業であったことを伝えている。

[4-2] またB文献資料のJātaka 360 Susondi-j. (vol.III p.188)には「パールカッチャの商人たちが船でスヴァンナ国へ向けて航海に出る(Bharukaccha-vāṇijā nāvāya Suvaṇṇabhūmim gacchanti)」とあったり、ギリシア文献にも‘Barygaza’の名で登場することから、西方諸国との交易港として有名であったとされる<sup>(1)</sup>。

- (1) 水谷真成訳註・玄奘『大唐西域記3』p.307の註(1)参照。

(金子 芳夫)

### 【補註13】Sāgala(サーガラ)

[0] サーガラには釈尊の事績として特記しなければならないようなものはない。この都城に関連する原始仏教聖典の記述として、一つはパーリの律蔵に於て、ダルヒカ(Daḷhika)という比丘がサーガラにいて、彼の弟子が盜戒を犯したのではないかと師に告白したが、師であるダルヒカが不犯と判定したという記事と、いま一つはアングッタラ・ニカーヤに於て、仏弟子のウッタラ(Uttara)という比丘がマヒサヴァットゥ(Mahisavattu)のサンケツヤ山(Saṅkheyyaka pabbata)のダヴァジャーリカー(Dhavajalīkā)にいて、彼が比丘たちに説法していたという仏弟子の説処として記されている。

このうち後者については、なぜサーガラに入れてあるかという疑問もあろうかと思うので、多少解説する意味で結論を先取りすると、マヒサヴァットゥという名称の由来は詳らかでなく<sup>(1)</sup>、或る時期サンケツヤ山に冠されて呼ばれた地域名ではないかと推定される。そのサンケツヤ山は「サーガラ城(Sāgala-nagara)」の地域にあったことが以下で示すように判明した。そこでサーガラに含めて解説することにした。

尚、この城は時代の経過とともに、いくつかの国の都市名として現れてくるが、仏教文献のなかで最初にこの都市名と国名が一緒に表現されるのは、Jātaka 533にある「マヒンサカ国(Mahimsakaraṭṭha)」<sup>(2)</sup>という国名からはじまるようで、その後ギリシア系のミリンダ王の王都として栄えた後、玄奘の時代には「磔迦国(Ṭakka)」の古城としてその名が登場する<sup>(3)</sup>。

- (1) Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM 版のJātaka 533 (vol.V p.337)に「往昔、マヒンサカ国のサーガラ城で、サーガラという名の王が国を統治していた(atite Mahimsakaraṭṭhe Sāgalanagare Sāgalo nāma rājā dhammena rajjamaṅkareṣi)」とある。但し、PTSテキストには「サーガラ城(Sāgalanagara)」は「サクラ城(Sakulanagara)」と校訂し、「マヒンサカ国(Mahimsakaraṭṭha)」も異写本に「マヒサラ(Mahisara)」、「マヒ

サカ (Mahisaka) 」ともあるが、「マヒサヴァットゥ (Mahisa-vatthu) 」との関連は不明である。また玄奘の『大唐西域記』巻4に「数百年前王号摩醯邏矩羅 (唐言大族)。都治此城王諸印度。有才智性勇烈」(大正51 p.888中)とあって、数百年前に摩醯邏矩羅 (Mihiragula) という王 (唐に大族=Mahākula) がいて、このサーガラ城に都して治め、諸インドに王となったと伝えているが、この王とマヒサヴァットゥという地名との関係を直接結びつけるものは見当たらず、不明である。

(2) 上記註 (1) 参照。

(3) *SN.-A.* (vol. II p.191)、*AN.-A.* (vol. I p.175)、*Thera.-A.* (vol. III p.130) にも「マダ国 (Madda-janapada, Madda-raṭṭha)」の都市名として「サーガラ城 (Sāgala)」とあるが、これはマガダ国の一部をなす国ではないかと見られている。赤沼智善編『印度固有名詞辞典』p.359b 参照。

[1] まずサンケツヤという地名の属性について述べる。

[1-1] サンケツヤの属性についてはA文献資料では、以下のものが知られる。

サンケツヤ山 (Saṅkheyyaka pabbata) : *AN.008-001-008* (vol. IV p.162)

[1-2] またB文献資料では、以下のものがある。

サンケツヤの僧房 (Sankheyya-pariveṇa) : *Milindapañha* (p.019)

泄坻迦寺 : 失訳『那先比丘経 (A)』巻上 (大正32 p.695中)、失訳『那先比丘経 (B)』巻上 (大正32 p.705上)

[1-3] 上記で紹介したように、A文献資料の *AN.008-001-008* (vol. IV p.162) では、サンケツヤという地名の属性が「山」であるのに対して、B文献資料の *Milindapañha* では「僧房」となっていて、これに相応する両漢訳『那先比丘経』も「泄坻迦寺」と、その属性を「寺」にしている。「泄坻迦」は「Saṅkheyyaka」の音写であろうから、A文献資料とB文献資料との間にはその属性が「山」から「僧房」ないしは「寺」へと変遷したことになる。この点については後に述べる。

[2] 次にサンケツヤ山もしくはサンケツヤの僧房はいかなる都市にあったかについて述べる。

[2-1] A文献資料にはサンケツヤの所属する都市は次のようにある。

あるとき尊者ウッタカはマヒサヴァットゥのサンケツヤ山のダヴァジャーリカに住んでいた (āyasmā Uttaro Mahisavatthusmiṃ viharati Saṅkheyyake pabbate Dhavaḷālikāyaṃ) : *AN.008-001-008* (vol. IV p.162)

[2-2] 同様にB文献資料では、次のようにある。

ときに長老比丘たちがサーガラ城に [行くと、] ……そのとき尊者アーユパーラがサンケツヤの僧房に住んでいた (atha kho therā bhikkhū Sāgalanagaraṃ …… tena kho pana samayena āyasmā Āyupālo Sankheyyapariveṇe paṭivasati) : *Milindapañha* (p.019)

那先便転到天竺舍竭国。止泄坻迦寺中 : 『那先比丘経 (A)』巻上 (大正32 p.695中)、『那先比丘経 (B)』巻上 (大正32 p.705上)

[2-3] 上記 [2-1] で紹介したA文献資料の「マヒサヴァットゥ (Mahisavatthu) 」に関しては不明であるが、しかし [2-2] に挙げたB文献資料の *Milindapañha* によれば、「サンケツヤの僧房 (すなわち「坻迦寺」)」は「サーガラ城 (Sāgalanagara)」、両漢訳『那先比丘経』の「舍竭国」となっている。漢訳の「舍竭」はパーリ語の Sāgala の音写であろうから、サンケツヤの僧房 (「坻迦寺」) は「サーガラ城 (Sāgalanagara)」、すなわち漢訳でいえば「舍竭国」という都市にあったことになる。

[3] つぎにサーガラ城について述べる。

[3-1] サーガラはA文献資料に次のようにある。

そのときサーガラに於て、長老ダルヒカの弟子比丘が憂愁に打砕かれて、商人のターバンを盗み、ダルヒカ長老比丘に告白した。… (tena kho pana samayena Sāgalāyaṃ āyasmato Daḷhikassa saddhivihāriko bhikkhu anabhiratiyā piḷito āpaṇikassa veṭhanam avaharivā āyasantam Daḷhikam etadavoca ……) : *Vinaya Pārājika 002* (vol. III p.067)

尚、ダルヒカ比丘はターバンの値段が5マーサカ以下であると判断して、その弟子比丘に「波羅夷罪ではない」と判定したとある。

[3-2] またB文献資料には上記 [2-2] に示した資料以外に、以下のものがある。

沙竭 : 『那先比丘経 (A)』巻上 (大正32 p.695中)

奢羯羅故城<sup>(1)</sup> : 『大唐西域記』巻4 (大正51 p.888中)

沙柯羅国 : 僧伽娑羅訳『阿育王経』巻5 (大正50 p.149中)

(1) 「奢羯羅」の音写として梵語 Śākala, 俗語 Sāgala, 巴利文 Sākala が挙げられる。水谷真成訳・玄奘『大唐西域記2』(東洋文庫655、1999) p.120の註(1)、季羨林等校注『大唐西域記校注』(中華書局出版、1985、北京) p.354を参照。

[4] 次にサーガラ城の具体的な規模を検討する。

[4-1] サーガラのA文献資料について言えば、その規模を示す属性は不明であるが、上記で示したようにB文献資料の *Milindapañha* によれば「サーガラ城 (Sāgalanagara) 」(p.019)とあり、また『那先比丘経』では「舍竭国」(大正32 p.695中、p.705上)とあることから、その規模は「城」や「国」(この場合の「国」は都市に相当)のレベルにあることが判明する。そうした都市にサンケツヤ山、あるいはサンケツヤの僧房 (坻迦寺) があったということになる。

[4-2] またこのサーガラ城は『大唐西域記』巻4によれば、「奢羯羅故城。垣堵雖壞基趾尚固。周二十餘里。其中更築小城。周六七里」(大正51 p.888中)とあって、玄奘の訪れた当時は、後に述べるように大城すなわち新しい城から14、5里離れたところに古城として存在した。その奢羯羅古城は周囲20余里に及ぶ垣根の崩れた堅固な基台に囲まれ、その内側にさらに小さな古城があったと記していることから、その規模は周囲が6、7里の都市であったと推定される。このレベルの都市として

『大唐西域記』には、阿耨尼国の都城（六七里）<sup>(1)</sup>や跋祿迦国の都城（五六里）<sup>(2)</sup>、素葉水城（六七里）<sup>(3)</sup>・白水城（六七里）<sup>(4)</sup>・恭御城（五六里）<sup>(5)</sup>、忽憐国の都城（五六里）<sup>(6)</sup>あるいは鉢鐸創那国の都城（六七里）<sup>(7)</sup>・尸棄尼国の都城（五六里）<sup>(8)</sup>が挙げられ、これらの都城に匹敵する規模の都市と考えられる。この規模は同巻6に「室羅伐悉底国。周六千餘里。……宮城故基周二十餘里」（大正51 p.899上）とある舎衛城宮城の記述に比すと、かなり小規模な都城であったと推定される。

- (1) 『大唐西域記』（大正51 p.952中）
- (2) 同（p.952下）
- (3) 同（p.871上）
- (4) 同（p.871中）
- (5) 同（p.871中）
- (6) 同（p.872中）
- (7) 同（p.940中）
- (8) 同（p.941上）

[5] 次にダヴァジャーリカー（*Dhavajālikā*）について述べる。

[5-1] ダヴァジャーリカーはA文献資料 *AN.008-001-008* (vol.IV p.162) では「サンケツヤ山（*Saṅkheyyaka pabbata*）のダヴァジャーリカー（*Dhavajālikā*）」とあるのみで、詳細は不明である。ところでこの *AN.*の註釈書によると「ヴァタジャーリカーとは、そのように呼称する精舎に於て、である。それは[すなわち、そのような呼称がついたのは]、ヴァッタ林の中に[精舎が]あって、それがヴァタジャーリカーと呼ばれるようになったという話である（*Vaṭṭajālikāyan ti evaṃnāmake vihāre. so kira vaṭṭavane niviṭṭhattā Vaṭṭajālikā ti saṅkhaṃ gato*）」（vol.II p.739）とある。つまり「ヴァタジャーリカー」とは精舎の名称であると註釈しているのであるが、この‘*Vaṭṭajālikā*’は *AN.008-001-008* には‘*Dhavajālikā*’とあり、PTS テキストの脚注には‘*Vaṭṭajālikā*’を採る写本もあるので、ここでは *AN.*のテキストにしたがい、「ヴァッタ林（*vaṭṭa-vana*）」を「ダヴァ林（*dhava-vana*）」と読み替えても、コンテキストとして差し支えなからう。そうすると‘*Dhavajālikā*’はダヴァ林の中に囲まれていた精舎を指すことになる。ちなみに‘*dhava*’は「灌木」の意であり、‘*vaṭṭa*’は「榕樹」「無花果」の意とされる。

[6] ここでは先のサンケツヤ山と上記のダヴァジャーリカーと称される精舎名との関係について述べることにする。

[6-1] 上記 [1-3] ではA文献資料とB文献資料とではサンケツヤの属性が「山」から「僧房」ないしは「寺」へと変遷した事実を指摘しておいた。つまり山名であったサンケツヤが、どのような経緯を経て「サンケツヤの僧房（*Saṅkheyya-pariveṇa*）」とか「泄坻迦寺」というように僧房や寺の呼び名となったのかということである。

想像の域を脱しないが、この間の推移を次のように考えた。恐らくはじめはサンケツヤ山に比丘たちの修行の場である住処ができ、その住処が「ダヴァ林」の中にあつた

ことから、その住処を「ダヴァジャーリカー（*Dhavajālikā*）」と呼び習わしていたのが、さらに時代が下るにしたがい、サンケツヤ山にある程度の規模を有する精舎が建築され、これを「サンケツヤの僧房」とか「泄坻迦寺」と呼ぶようになったのではなからうかと推測される。いつからサンケツヤの名で呼ばれるようになったかは、少なくとも *Milindapañha* の成立以前ということになるであろう。

[6-2] ところで「ダヴァジャーリカー」、すなわち後の「サンケツヤの僧房」「泄坻迦寺」は上記 [2-1] によりサーガラ城内あるいは城外の周辺にあつたと推測されるが、その点を玄奘『大唐西域記』で追ってみると、『大唐西域記』巻4に「奢羯羅故城中。有一伽藍。僧徒百餘人。並學小乘法」（大正51 p.889中）とあり、伽藍としては「奢羯羅故城中に一つの伽藍がある」と記していることから、これに相当するかもしれないが、確証はない。もしこれに比定されるとすれば城内にあつたということになるが、不明である。

[6-3] このほか『大唐西域記』の遺跡に関する記述については「伽藍西北五六里。有宰塔波。高二百餘尺。無憂王之所建也。是過去四佛說法之處」（大正51 p.889中）とか、「新都城東北十餘里。至石宰塔波。高二百餘尺。無憂王之所建也。是如來往北方行化。中路止處」（大正51 p.889中）とあるも、この記述以外のことは分からない。

[7] 次にサーガラ城の属した国（*janapada, ratṭha*）について述べる。

[7-1] マヒサヴァットゥと呼ばれた時代の国については、冒頭で述べたように不明である。

[7-2] サーガラ城が都市として現れるのはB文献資料の *Milindapañha* に於てである。これによれば、ナーガセーナ比丘の師であるローハナ比丘が弟子の彼に次のように語っている。すなわち「サーガラと名づける都城がある。そこにはミリンダと名づける王が統治している（*atthi kho Nāgasena Sāgalaṃ nāma nagaraṃ. tattha Milindo nāma rājā rajjaṃ kāreti*）」（p.014）と。あるいは同書の冒頭には「ミリンダと名づけるかの王は王都サーガラにおいて、あたかもガンガー河が海にそそぐ如く、ナーガセーナのもとに赴けり」（*Milindo nāma so rājā Sāgalāyaṃ puruttame upagañhi Nāgasenaṃ, Gaṅgā va yatha Sāgaraṃ*）（p.001）とあって、このサーガラ城がミリンダ王によって統治され、しかも王都であったとされている。その都は同書によれば「ヨーナカ人のあらゆる物資交易の中心地であるサーガラと名づける都城があつた」（*atthi Yonakānaṃ nānāpuṭabhedanaṃ Sāgalannāma nagaraṃ*）（p.001）とあるように、ヨーナカ人すなわちギリシア系の人々の都市となつていたことを伝える。

[7-3] ところが『大唐西域記』巻4になると、奢羯羅古城は磔迦国（*Ṭakka*）として扱われ、この古城にまつわる伝承として『大唐西域記』巻4では「奢羯羅故城中。有一伽藍。……世親菩薩。昔於此中。製勝義諦論」（大正51 p.889中）とあり、

奢羯羅古城の伽藍で世親が『勝義諦論』を作成したと伝えている。あるいは同書巻4の「秣底補羅国」の箇所では衆賢が先輩格の世親を訪問しようとしたとき、「世親は時在磔迦国奢羯羅城」（大正51 p.891下）と伝えている。これらの記述によれば、奢羯羅古城は世親や衆賢が活躍した時代には磔迦国に属する都市であったということになるが、玄奘が訪れたときには、すでに古城として朽ち果て、新しい大城が移築されていたということである。

[8] サーガラ城の地理的位置は次のようになる。

A文献資料では不明であるが、上記[7]で見たようにサーガラ城は奢羯羅古城と推定されるので、B文献資料の『大唐西域記』の奢羯羅古城と新城との位置関係からサーガラ城の地理的位置が判明する。すなわち『大唐西域記』巻4に「大城西南十四五里至奢羯羅故城」（大正51 p.888中）とあって、新しい大城から西南に14、5里のところにあったとする。現在、その奢羯羅古城は Śiālkoṭ に比定されている<sup>1)</sup>。

(1) 水谷真成訳・玄奘『大唐西域記2』p.120の註(1)、中村元『インド古代史(下)』p.062, p.484参照。

[9] ここではミリンダ王の時代のサーガラ城と磔迦国時代の新しい大城に於ける経済的な状況を述べる。

[9-1] A文献資料には経済的な事情を示す記述は見当たらないが、B文献資料の *Milindapañha* になると「あらゆる物資交易の中心地であるサーガラと名づける都城 (nānāpuṭabhedanaṃ Sāgalannāma nagaraṃ)」(p.001)とあって、まず東西交易の基地であったことを伺わせる。しかもこの都市は技術者により計画的に、整然と区画された都市であり、その町並みには人々が行き交い、乗物の往来が頻繁であったことを次のように伝えている。

とりわけ町並みには「多くの高価な品物が商店に満たされ、きれいに並べられていた (paripūritantarāpaṇaṃ-vividha-dānagga-sata-samupasobhitam)」(p.002)とあったり、「商店には、カーシヤコートウンバラなどに産するあらゆる織物が豊富に置かれて…… (Kāsika-Koṭumbarakādi-nānāvidha-vatthāpaṇa-sampannaṃ……)」(p.002)とあって、店先には豊富な品々がうずたかく並べられ、そこには他国からの交易によってもたらされた織物が満たされていた。さらに「きれいに並べられた各種の美しい花や香料を売る店からは、芳香がただよってきた (suppasārīta-rucirabahuvidha-pupphagandhāpaṇa-gandhagandhitam)」(p.002)とあるように、この都市には草花や香料などの物資も豊富であったことを伝えている。

また「(都市には)貨幣、金、銀、銅、宝石が充満して (kahāpaṇa-rajata-suvaṇṇa-kamsa-patthara-paripūraṃ)」(p.002)とあり、両『那先比丘経』にも「四方賈客買賣皆以金錢」(大正32 p.695中、p.705中)と記述されているところから、商業都市としての貨幣経済が営まれていたことを伝えている。なお「四方に面した飾窓に贅麗な品を陳列した商人たちの組合が並んでいた (disāmukha-suppasārītāpaṇa-

siṅgāravāṇijagaṇānucaritaṃ)」(p.002)ともあり、そのころ商人たちによる組合があったことをも伝えている。

[9-2] つぎに玄奘の伝える磔迦国 (Ṭakka) については『大唐西域記』巻4に「磔迦国。周萬餘里。東拋毘播奢河。西臨信度河。国大都城周二十餘里」(大正51 p.888中)とあって、国土の周囲が一万余里、東西を毘播奢河 (Vipāsā) と信度河 (Indus)<sup>1)</sup>に挟まれ、この国の都市は20余里であったと伝える。

また「宜粳稻。多宿麥」(大正51 p.888中)とか、「出金銀鍮石銅鉄」(大正51 p.888中)とか、「衣服鮮白。所謂憍奢耶衣朝霞衣等」(大正51 p.888中)とあり、作物は米や麦を作り、金や銀や鍮石、銅、鉄といった鉱物を産出する国であり、この国の人々が纏っていた衣服はミリンダ王の時代とそう変わらないことを伝えている。

さらに「此国已往。多有福舍。以贍貧匱。或施藥。或施食。口腹之資。行旅無累」(大正51 p.888中)とあって、困窮者や旅人が飲食に事欠かない施設(「福舍」)があったことも伝えているが、これもミリンダ王の時代に「布施堂 (varabhavana)」(*Milindapañha*, p.002)という名で、その記述が残っている。

このようにサーガラ城あるいは新しい大城は時代を越えて繁栄した都市として描かれているところから、この地域が東西文化の重要な交流地であったことを伺わせるものである。

(1) 水谷真成氏はこの信度河は『慈恩伝』に見える旃達羅婆伽河 (Candrabhāga)、今の Chenāb 河を指したものであろう(水谷真成訳・玄奘『大唐西域記2』p.118)という。尚、「旃達羅婆伽河」は「梅達羅婆伽河」(『大慈恩寺三藏法師傳』巻二 p.231下)とある。

[10] 最後に本稿をまとめると、「サーガラ (Sāgala)」は原始仏教聖典時代には「マヒサヴァットゥ (Mahisavatthu)」と称される地域であったが、ミリンダ王の時代には王都「サーガラ」として大いに栄え、玄奘の訪れた時代には磔迦国 (Ṭakka) の首都である新大城から西南に14、5里離れた「奢羯羅故城」(現、Śiālkoṭ)としてその名をとどめていた。一方仏教僧伽の歴史としては、この地は最初サンケツヤ山 (Sankheyyaka pabbata) のダヴァジャーリカーと称される比丘たちの住処にはじまり、その後ミリンダ王の時代には「サンケツヤの僧房 (Sankheyya-pariveṇa)」とか「泄坻迦寺」と呼ばれるような仏教の修行研鑽の地として、多くの僧伽藍が建設されるようになったと考えられる。

(金子 芳夫)

#### 【補註14】波羅梨毘国

[1] 『四分律』「単提 055」(大正22 p.673中)に以下の記事がある。釈尊が波羅梨毘国におられた時、尊者那迦波羅 (Nāgapaḷa) が侍者を務めていた。

釈尊は那迦波羅に言って雨衣を持たせ、経行処に行った。その時、帝釈天（釈提桓因）が黄金の経行堂を化作する。侍者の那迦波羅は釈尊の前を歩いていて、前夜の過ぎたところに釈尊に「房に帰りましょう」と勧める。しかし釈尊は黙っていた。中夜・後夜も過ぎて、夜が白けてきてから那迦波羅は再度、釈尊に「房に帰りましょう」と勧める。その時も世尊は黙っていた。そこで那迦波羅は世尊を恐ろしい目にあわせて房に入らせようと考え、拘執を被って釈尊に近づき、人ではないような恐ろしげな声をあげて、「沙門よ、私は鬼である」と言った。釈尊はこれに答えて、「この愚か者の心もまた悪である」と言う。帝釈天は釈尊に「サンガの中にもこのような者がいるのですね」と語りかけると、釈尊は「サンガ中にもこのような者がいる。しかしこの者もこの生涯中に清浄の法を得るのだ」と答える。釈尊は朝になると諸比丘を集めて那迦波羅を叱り、「他の比丘を恐怖せしめれば波逸提」と定められる。

以下に、この「波羅梨毘」国の比定を試みる。

[2] 上に示した『四分律』の記事と同様の物語が、経蔵では『雜阿含』1320（大正02、p.362上）、『別訳雜阿含』319（大正02、p.480中）に見出される。

当時マガダ国において泣き止まない子供を、「バクラ鬼が来るぞ」と脅かして泣き止ませていたことがあり、釈尊の侍者であったナーガパーラがこれを利用して釈尊を脅かそうと試み、釈尊に叱責されるというものであり、以上に紹介した記事と筋は等しい。

同じく律蔵では、『十誦律』「波夜提 066」（大正23 p.113中）、『鼻奈耶』（大正蔵24、p.890b）にあり、上記の『四分律』と同様に「恐怖比丘戒」（波逸提法第55条）の制定因縁譚として語られる<sup>(1)</sup>。『根本有部律』は同戒の因縁譚としては別の記事を出す<sup>(2)</sup>、「雜事」に上記と同様の記事を有する<sup>(3)</sup>。諸文献における固有名詞の異同を示せば以下のようになる。

『四分律』を除く全ての記事が場所をマンクラ（Maṅkula, Makula）山とする。「白山」「白善山」「sa dkar can」が「マンクラ」の意識であることはすでに本『モノグラフ』第6号【論文5】に示した<sup>(4)</sup>。なおこのマンクラ山（チベットのみは「山」ではなく「都」「nagara」とする）の所在を『雜阿含』と『根本有部律』の漢訳とチベット訳がマガダ国とし、『十誦律』のみはヴェーサーリー（維耶離）とし、『鼻奈耶』は所在を示さない。これらの情報を加味して、すでに本『モノグラフ』第6号【論文5】に示したように<sup>(5)</sup>、我々はマンクラ山を現在のビハール州のムンゲール（Munger, Monghyr）に比定している。

- (1) 平川彰『二百五十戒の研究Ⅲ』、春秋社、1994年、p.574-582。
- (2) 『根本有部律』「波逸底迦066」（大正23 p.850下）
- (3) 『根本説一切有部毘奈耶雜事』（大正24 p.233中）：bka' gyur, 'dul ba（北京版、De, 70a/5-；デルゲ版、Tha, 72b/4-）。尚、北京版はマンクラ山を'sa dkar can'ではなく'sa gar can'と表記している。
- (4) 【論文5】の【1】-【3-3】と【4】-【1-2】参照。

#### (5) 【論文5】の【4】-【1-5】

[3] まず事績の一致から、「波羅梨毘」=マンクラ山という想定がなされるが、地名に関しての会通を試みなければならない。『四分律』が他処において Pāṭaliputra の音写として「波羅梨子城」を用いることから<sup>(1)</sup>、「毘」の字を何らかの誤りとみなして「波羅梨毘」=Pāṭaliputra という想定もなし得るが、この場合 Pāṭaliputra（今のパトナ）はムンゲールよりもかなり西に位置していて同一視し難く、『四分律』の伝承は他の伝承と異なるということになってしまう。

この難問を解決するに寄与するであろう資料がある。パーリの Udāna 001-007（p.004-005）'Ajakalāpakasutta' である。

釈尊がパータリー（Pāṭali）のアジャカラーバカ夜叉（Ajakalāpaka-yakkha）の住処であるアジャカラーバカ・チェーティヤ（Ajakalāpaka-cetiya）におられた時、釈尊は雨の中、真っ暗闇の露天に坐っていた。アジャカラーバカ夜叉が釈尊を恐れさせようとして近付き「アックローバクロー」（akkulo-bakkulo）という<sup>(2)</sup>脅しの文句を唱えるというものである。Udāna の偈の部分においてこの悪鬼は'bakkula'と呼ばれている。

この Pāṭali という地名は異本によれば Pāvā であり、アッタカターも後者を採用しているため「マッラ人のナガラ」と説明するが<sup>(3)</sup>、先のマンクラ山の鬼が「バクラ鬼」と呼ばれている点からしても、先のマンクラ山の伝承はこの Udāna の伝承と無関係ではなく、「Pāṭali」と「波羅梨」の一致も無視できないため、安易に「Pāvā」の読みを採用すべきではないと思われる。Pāṭaliputra の同一視と同様、「毘」の字に問題は残るものの、Pāṭali という詳細が全く不明な地が存したと考えるよりも、これがマンクラ山の別名、またはマンクラ山のあった村の名と考えれば、『四分律』だけが異なっているという難点を克服できる。

よって「波羅梨毘」を Pāṭali の音写と見て、この地を上記のマンクラ山と同一地を指すものと結論する。我々はすでにマンクラ山を「マガダ国篇」に採録しており、この「波羅梨毘」は本資料集の【補1】「マガダ国」に採録した。

(1) 『四分律』（大正22 p.996下）

(2) PTS 本文の原文は akkulobakkulo であるが、異読により akkulobakkulo を採用する。

(3) Udāna-A. (p.063) pāvāyan ti, evannāmake mallarājūnaṃ nagare.

(岩井 昌悟)

#### 【補註15】Sumbha（スンバ国）

[1] Sumbha なる地名は、パーリ聖典の SN.046-030（vol. V p.089）、SN.047-019（vol. V p.168）、SN.047-020（vol. V p.169）の3経に見いだされるのみである。この3つの経は等しく 'ekaṃ samayaṃ bhagavā Sumbhesu viharati Sedakam (Setakam) nāma Sumbhānam nigamo' とするが、この中に含まれ

る *Sedaka* ないしは *Setaka* という地名もここにしか現れない<sup>(1)</sup>。なお *Sumbha* は ‘*Sumbhesu*’ あるいは ‘*Sumbhānam*’ と複数形で表されるから、「モノグラフ」第13号に掲載した【論文15】「パーリ仏典にみる *janapada* と *raṭṭha*」に書いたように、複数の町や村を含む「国」を表すものと解釈される。

(1) 「皮革鞆度」において中央と辺地の境目として南方の *Setakaṇṇika* が上げられるが、これはまったく別の地名であろう。

[2] ところでこれらの漢訳の対応経であるが、*SN.046-030* にはそれが見いだされないが、*SN.047-019* の対応経は『雑阿含』619 (大正02 p.173中)、*SN.047-020* の対応経は『雑阿含』623 (大正02 p.174中) である。

しかし前者は「一時佛在拘薩羅人間遊行於私伽陀聚落北身怨林中」とされ、後者は「一時佛住波羅奈仙人住處鹿野苑中」とされているので、*Sumbha* なる地名は見いだされない。しかしながら前者の「私伽陀聚落」はパーリの ‘*Sedaka*’ ないしは ‘*Setaka*’ に相応するであろう。そうとすれば漢訳では ‘*Sedaka*’ ないしは ‘*Setaka*’ という村ないしは町はコーサラ国に属していたことになる。

なお『根本説一切有部律』「薬事」(p.032中)に、世尊が「斯迦底聚落の北にあった勝攝波林」に住された時、頭の上あるいは肩の上に竿を立ててそこに男を上がらせる曲芸をする師弟のことが記されているから、これは *SN.047-019* および『雑阿含』619 に対応する。したがってこの「斯迦底聚落」も ‘*Sedaka*’ ないしは ‘*Setaka*’ に相応するわけであるが、残念ながらここにもその所在を示す情報は記されていない。

[3] 以上のようにパーリでは ‘*Sedaka*’ ないしは ‘*Setaka*’ という町は *Sumbha* という国にあったとするのであるが、この *Sumbha* がどこにあって、どのくらいの規模の国であったかは皆目見当がつかない。一方漢訳の『雑阿含』は ‘*Sedaka*’ ないしは ‘*Setaka*’ に相応する「私伽陀」という聚落は拘薩羅国にあったとする。

この両者が共通の情報を残してくれていると仮定するならば、十六大国の中でも有数の大国であったコーサラ国のなかに *Sumbha* という普通の国があって、そのなかに ‘*Sedaka*’ ないしは ‘*Setaka*’ という町があった、ということになるであろう。

[4] ところで *Vinaya* (vol. III p.169) に ‘*sumbhakapattadhara*’ という言葉があり、この中に使われている ‘*sumbhaka*’ は今の *Sumbha* と関係を有するようにも思われる。これは第9僧残罪に含まれるもので、‘*lohapattadhara*’ ‘*sāṭakapattadhara*’ に対応するものとして使われている。前者は「銅鉢を持つ者」、後者は「布鉢を持つ者」の意であり、‘*sumbhaka*’ という語はいかなるパーリ語辞書にも見いだされないが、この *Aṭṭhakathā* (vol. III p.602) は ‘*sumbhakapatta*’ を「自然の粘土の鉢 (*pakatimattikāpatta*)」と解説するから、陶器製の鉢をいうのであろう<sup>(1)</sup>。

そしてこれに相応するサンスクリット語の ‘*sumbhaka pātra*’ は *Mahāvastu* の釈尊が出家を願う弟子たちに善来比丘で具足戒を与える場面の定型句の中にしばしば現

れる。例えば舍利弗と目連が出家する場面では、釈尊が「来れ、比丘らよ。如来のもとで梵行を行ぜよ (*etha bhikṣavaḥ caratha tathāgate brahmacaryaṃ*)」と言われると、今までの在家や遊行者を示すすべてのしるしがなくなり、自然に三衣と ‘*sumbhaka pātra*’ がそなわり、髪の毛が落ち、従来の態度が消えうせて、100年来の比丘のようになった、いうのである (vol. III p.065)。この部分を『仏本行集経』(大正03 p.878上)では、「善来比丘、今來入我自證法中行於梵行、盡諸苦故。作是語已、彼諸比丘自然即得三衣著身、各執瓦鉢、鬚髮自落、状如童兒初剃其髮始經七日」としているから、漢訳者も ‘*sumbhaka pātra*’ を「瓦鉢」すなわち陶器製の鉢と解釈しているわけである。

しかし *Mahāvastu* の英訳者の J. J. Jones はこの ‘*sumbhaka pātra*’ の ‘*sumbhaka*’ をそのまま残し、‘*sumbhaka bowl*’ と訳し、その注で (vol. III p.067)、「その語源的また正確な意味は知られないが、定型句として現れるのであるから、*kumbhaka* の誤りなどとは解釈できない」とし、またこの言葉はこの *Mahāvastu* 以外には見いだせないともしている。

このように ‘*sumbhakapatta*’ は謎の多い言葉であるが、ここで漢訳の原始聖典の中に見いだされる「蘇摩鉢」という語が思い出される。これは【補註11】の蘇摩国のところで論じたところであるが、ヴェーサーリーとアングッタラーパの間、すなわちヴェーサーリーの東、ガンジス河の北側にあった「蘇摩国」は美しい陶器を産することで有名で、ここで産する鉢が「蘇摩鉢」と呼ばれており、‘*sumbhakapatta*’ はこれに相応するのではないかと考えられる。

しかしそうとすれば、『雑阿含』619 (大正02 p.173中) の *Sumbha* 国にあったとされる ‘*Sedaka*’ ないしは ‘*Setaka*’ をコーサラ国とする情報に反することになるわけである。また蘇摩のところで紹介したように、蘇摩は修摩、芻摩、蘇彌、速摩とも表記されるが、いずれも *Sumbha* の音写語とは考えにくい。

(1) なおここでは ‘*sāṭakapatta*’ は、「銅鉢に等しい、形のよい、光沢があり、滑らかな、蜜蜂のような色をもつ粘土の鉢」とされているから、こちらの方が美しい土鉢ということになる。

[5] 今のところ、食い違う『雑阿含』619の情報と「蘇摩鉢」の情報を、合理的にうまく解釈することができない。『雑阿含』619の「一時佛在拘薩羅人間遊行於私伽陀聚落北身怨林中」という記述が誤りであるという可能性も強いが、といって「仏在処・説処一覽」中の私伽陀聚落を蘇摩国の村として処理することもためらわれるので、とりあえずは *Sumbha* 国は蘇摩国ではないという処理をして、*Sumbha* 国はコーサラ国に属していたということにして、本資料集の【補2】「コーサラ国」に採録した。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)